

1 議事日程(3日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

順位	【会派名】 質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	【日本共産党 太宰府市議員団】 武藤哲志 (19)	<p>1. 一般質問の回答は市長が初めに行うのが基本と考えることについて 各議員は一般質問通告の答弁者を市長に求めているが、現状は初めに部長が答弁・回答をしている。市政を担当する市長がまず回答するよう求める。</p> <p>2. 北谷区との協定内容と筑慈苑との委託協議状況について (施政方針関係) 平成16年3月30日に北谷区と新施設建設に関する協定書を締結しているが、平成17年10月19日に筑慈苑施設組合へ加入依頼を行った。北谷区との協定覚書等、今後の方針について回答を求める。</p> <p>3. 佐野土地区画整理事業の業務は現地事務所で行うことについて(施政方針関係) 事業は昭和61年7月14日に決定し、平成5年まで52億4千700万円を投入し、平成15年に完成する予定が、文化財、大佐野川調整池等の改修築造で事業が延長し、最終的には約211億円の事業となった。 今後、路線価に基づく公示、相続価格、固定資産税評価や清算で、地権者約600名との説明協議や住居表示などの業務は地元事務所で行うことを要求する。</p> <p>4. 生活保護申請の対応と指導について 貧困率は10年で倍加している。最低賃金額の月収入は生活保護支給以下で、国民健康保険税、国民年金保険料を支払えない状況での申請は受け付けるよう、また就労支援専門員の配置について伺う。</p> <p>5. 就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることについて 就学援助制度は学校教育法関連の法律で、要保護に準ずるとなっているが、予算は国が半分補助を行っている。現在の収入状況で生活に追われる家庭が増えている中、児童・生徒に不安のない教育環境充実のため、就学援助の活用と9月に実施される中学校弁当給食</p>

		は学校給食法に適合していないが、補助を実施していただきたい。
2	【公明党太宰府市議員】 清水章一 (13)	<p>1. 三位一体改革と今後の財政の見通しについて（施政方針関係） 地方分権と財政再建を同時に目指す「三位一体改革」が行われた。このことによる施策の影響や平成18年度からスタートする第四次総合計画後期基本計画達成への財政計画とその見通しについて伺う。</p> <p>2. 安全・安心のまちづくりについて（施政方針関係） 昨年12月議会では「安全・安心のまちづくり推進条例」が制定され、今議会では「国民保護条例」の議案が提出されている。総合的な危機管理体制の整備について伺う。</p> <p>3. 健康で生きがいのあるまちづくりについて（施政方針関係） 高齢社会を迎える中で介護・医療費が年々増大している。介護予防や高齢者の生きがいづくりが急務になってきている。その対応策について伺う。</p> <p>4. 福祉でまちづくり推進について（施政方針関係） 障害者自立支援法や改正障害者雇用促進法が成立し、本年4月1日から施行され、市町村の役割が大きくなる。本市としてどのように取り組もうとしているのか伺う。</p> <p>5. 少子化対策について（施政方針関係） 人口減少社会を迎え、子育て支援は待ったなしである。次世代育成支援計画が制定されたが、2005年版「少子化白書」は地方自治体について、自治体独自の事業や国の基準以上の施策である「上乘せ事業」に言及している。本市の対応について伺う。</p> <p>6. 行財政改革について（施政方針関係） 地方自治体の財政問題は深刻である。ここで改革ができなければ「生き残れない」とも言われている。「事業仕分け」などの歳出削減策や「地域経済の活性化」「企業の広告」など歳入増の施策について伺う。</p> <p>7. まちづくり条例について（施政方針関係） 市長は施政方針で「地域住民による、地域のための住みよい地域づくり」と述べられている。また、平成15年6月の定例議会で「まちづくり条例」について「調査研究を行う」と答弁している。制定する考えについて伺う。</p> <p>8. 教育行政について（施政方針関係） 中学校給食の実施予定、子どもの安全対策、平成18年度の教育行政についての方針を示してほしい。</p>
		1. 「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについて（施政方針関係）

3	<p>【新風】 門 田 直 樹 (6)</p>	<p>平成15年7月大雨災害の復旧状況と今後の防災体制について伺う。</p> <p>2. 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画について(施政方針関係)</p> <p>(1) 本市の参画プランはジェンダーフリー一色であるが、見直す予定はあるのか。</p> <p>(2) 市内の小中学校における、混合名簿の使用、性教育の実態等について伺う。</p> <p>3. 「快適で魅力あるまちづくり」の情報通信基盤の整備について(施政方針関係)</p> <p>太宰府市高度情報化推進計画(I T 推進プラン)の進捗状況について伺う。</p>
4	<p>【はばたきの会】 片 井 智 鶴 枝 (1)</p>	<p>1. 「まるごと博物館」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>市民への認知度を高め、何度も訪問したい魅力のある太宰府を目指すための「まるごと博物館」推進プロジェクトを推進していく上での問題点、課題について伺う。</p> <p>2. 「快適で魅力のあるまちづくり」について(施政方針関係)</p> <p>(1) J R 太宰府駅について</p> <p>(2) 県立看護専門学校跡地の活用について</p> <p>(3) まほろば号の効率的な運行について</p> <p>3. 「市民のための行政運営」について(施政方針関係)</p> <p>(1) 行政経営改革方針について</p> <p>(2) 職員の人材育成について</p>
5	<p>【新世会】 岡 部 茂 夫 (18)</p>	<p>1. 経済波及効果を高めるまちづくりについて(施政方針関係)</p> <p>国立博物館オープン以来、予想を上まわり観光客は増加したが、本市に果たして経済波及効果があるのかどうか、それなりの仕掛けが必要と思われる。その方策をどう考えるか伺う。</p> <p>2. 歴史と文化の環境税と今後のあり方について</p> <p>いよいよ5月に改定のリミットが迫っている。再検討のうえ財政的対応を考えてみてはどうか。</p>
6	<p>【平成の会】 安 部 陽</p>	<p>1. 平成18年度予算について</p> <p>今後の歳入増に対する考え方について</p> <p>2. 「まるごと博物館」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>博物館を核とした観光政策について</p> <p>3. 「福祉でまちづくり」推進プロジェクトについて(施政方針関係)</p> <p>(1) 高齢者対策でのサークル活動の具体策について</p> <p>(2) 市民の健康増進についての具体策について</p>

	(15)	<p>4. 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育について (施政方針関係) 中学校給食における栄養士の採用と食育のあり方について</p> <p>5. 「自然と環境を大切にすまちづくり」のみどりの保全と創造と 「快適で魅力あるまちづくり」の交通体系(道路)について (施政方針関係) 高雄公園整備事業と高雄中央通り線整備事業が計上されているが、道路整備事業に重点を置くべきではないか。</p>
7	<p>【宰光】 力丸義行 (2)</p>	<p>1. 歴史と文化の環境税について (1) 用途について (2) 今後のあり方について</p>

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 同和関係の施設の委託と補助金の見直しについて 南隣保館、南児童館、デイサービス施設等を今年度委託計画している。他の公共施設に比べ優遇された予算と考えられるが、その内容について説明いただきたい。また以前から運動団体補助金の廃止を要求していたが、平成19年度に実施するか回答いただきたい。</p> <p>2. いきとどいた学級編制を 新年度の児童・生徒数については、小学校7校では新1年生の入学予定児童を含め40人近いクラス数が6クラス、中学校では3クラスの予定である。県は自治体の判断で少人数学級を認めている。市は最低35人学級を実施していただきたい。</p>
2	田川武茂 (16)	<p>1. 超高齢化社会に向けた健康づくり事業について 各老人クラブ、健康推進モデル地区、各婦人会を中心に地区(公民館)単位での出張指導を展開していくこと、また市民の主体的参加による地域健康づくり事業を推進することによって、健康寿命の延長、医療費の削減はもとより、名実ともに健康文化によるまちづくりが定着するものと確信するがいかがか。</p>

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員

13番 清水章一 議員
 15番 安部陽 議員
 17番 福廣和美 議員
 19番 武藤哲志 議員

14番 佐伯修 議員
 16番 田川武茂 議員
 18番 岡部茂夫 議員
 20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである
 な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(37名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
税務課長	古野洋敏	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	木村和美	産業・交通課長	山田純裕
観光課長	木村甚治	市民課長	藤幸二郎
環境課環境施設整備 担当課長	蜷川二三雄	人権・同和政策課長	津田秀司
人権センター所長	西山源次	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	すこやか長寿課長	有岡輝二
保健センター所長	木村努	区画整理課長	大内田博
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	学校教育課長	花田正信
建設課都市開発係長	井上均		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問10議員から提出されております。

一般質問の日程は、議会運営委員会において2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派及び個人質問2議員とし、2日目の15日は個人質問8議員で行います。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派日本共産党太宰府市議員団の代表質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 日本共産党太宰府市議員団を代表して、市長に4項目、教育長に1項目質問いたします。

1項目めの質問は、年4回の定例議会では提案理由の説明は市長が行いますが、市長が直接答弁するのは3月の各政党内の代表質問だけで、一般個人質問での各議員の質問に対しては、まず初めに各部長が答弁をします。会議規則第61条第2項の規定に基づいて、各議員が通告している一般質問に対しては担当部課長と調整会議を行い、答弁内容は市長も理解されているはずですが、一般質問に対し太宰府市政に責任を持つ市長がまず答弁し、詳細については担当部長が回答を行うのが基本ではないでしょうか。市長は今後も今までどおりの議会答弁を行うのか改めるか答弁ください。

2項目めは、北寿苑の火葬場建設変更について質問します。

火葬場設置問題は地元の理解がいただけず、北谷区に再三お願いをし、環境整備条件のもとに昭和55年7月24日設置することができました。その間、地元協定に基づいて様々な環境整備等を実施して、関係区の理解と協力をいただきながら事業を進めてきました。契約終了も近まり、私は決算、予算特別委員会で再度北谷区に契約に基づく建てかえ協議をすべきとして発言してまいりました。

その結果、平成16年3月30日、北谷区と新施設建設に関する協定書を締結し、平成17年度に実施計画、平成18年、平成19年度に建設工事を着工すると議会全員協議会で説明を受けていま

した。工事期間中は筑紫野市の山家地区にあります筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に一時火葬業務の受け入れのお願いをすると受けとめておりましたが、平成17年10月19日に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合加入を文書で依頼しております。また、合併した旧三輪町も組合加入を提出しています。加入が認められた場合の問題点として、火葬業務の受け入れは人口約40万人、火葬実績年間約2,500件、葬儀や日時によっては今後問題も発生します。本来火葬業務は自治体の責任であり、市当局は事業費や管理費が安くなると説明していますが、太宰府市の負担分は42%、大野城市の負担分は58%、16億4,000万円の経費負担軽減があると資料に記載されておりますが、算出根拠は40年間で計算されております。北谷区に建設の場合、負担割合は42%で、1年間4,964万4,000円の負担です。筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合加入の場合、負担割合は3,280万2,000円です。その差は1,684万2,000円ですが、火葬料金が1万6,000円も値上げされます。市民負担約672万円、差し引きすると実質約1,000万円の軽減です。ところが、契約破棄によって北谷区との協定、覚書の責任もあります。今年度予算計上されている環境整備関係予算3,286万6,000円の支出、今後の施設解体処理費用等様々な問題点が発生し二重の負担と考えられます。北谷区との対応など今後の方針について回答してください。

3項目めですが、佐野土地区画整理事業清算業務は現地で行うべきだと思います。

佐野土地区画整理事業は、昭和61年7月14日に決定しました。当時の区画整理事業費は110億9,000万円で、太宰府市土地開発公社が用地先行取得し、栄泉不動産に花屋敷団地として売却し利益を得たいという説明を受けていました。ところが、バブルがはじけ、当初の実施計画も再三変更し、最終事業費総額は211億5,100万円、当初より2倍を超える100億6,100万円の増額事業となりました。市長は施政方針で事業内容には触れず、99%工事が達成したと報告を行っております。着工から22年経過していますが、この事業の最終処理は直接地権者とのかわりがあります。211億5,100万円の工事内容に基づく価格告示、相続財産評価価格、今後の固定資産評価など路線価に基づく清算業務は、地権者約600名の方々に対し理解と説明責任など大変な労力と時間が必要です。また、今後の住居表示は地籍台帳をもとに行う業務もありますが、機構改革として区画整理現地事務所を本庁の建設部に移し区画整理事業の残事業を対応していきたいとのことですが、私は観世音寺区画整理審議委員を20年させていただきました。その間の担当課の最終処理に対し、職員は地権者に対する説明時間等大変です。現場しかわからない業務もあり、引き続き現地事務所での対応をすべきと考えますが、市長の回答を求めます。

4項目めは、生活保護の申請の対応と指導について質問します。

生活保護法第1条、憲法第25条、生活に困窮するすべての国民に必要な保護と最低限度の生活を保障し、自立と助長を目的として要件を満たす限り無差別に保護を受けることができる。第7条、申請保護の原則、第20条、市長の指揮監督権のもとに第21条社会福祉主事は市長の事務の補助を行うことを定めております。ところが、太宰府市は県下24市の中で平成17年9月時点では人口規模に対する生活保護の受給は少ない自治体です。生活保護受給率は4.5%となっ

ており、239世帯です。現在貧困率はこの10年で倍加しています。貯蓄0世帯の増加、失業率も福岡県は高く、収入状況は社会保障制度のないパート収入や福祉年金での生活など、実態は生活保護基準以下の収入での生活を行っており、国民健康保険税や国民年金保険料も払えない状況です。太宰府市の生活保護行政は他市に比べて市民の暮らしはゆとりがあるという立場での生活保護行政を行っているのか回答ください。

また、生活保護申請に来られた市民に対し、相談には応じるが申請はなかなか受け付けられないの声が聞かれますが、申請書は窓口置くべきだと思う、この点についても回答いただきたい。生活保護受給者に対する自立、助長を援助するために就労支援専門指導員を配置するなどの考えがないかもあわせて回答いただきたい。生活保護申請に対する社会福祉事業法17条第2項に基づく社会福祉主事の有資格者は現在担当課に何人配置されているのか報告ください。平成18年度予算として生活保護扶助費が昨年と比較して1億1,645万円減額になっているが、今後申請実態に合った生活保護支給を認めて補正を行うかもあわせて回答ください。

代表質問の最後は、就学援助の充実、中学校弁当給食実施に対し就学援助の対象にしていただけるかを教育長に求めます。

就学援助制度は憲法26条に基づいて、保護者が生活保護を受けている、また、市民税所得割額が基準以下などの家庭を対象としています。国は就学援助制度補助金を一般財源化しました。その上、税制では老年者控除、配偶者特別控除の改悪を行い、収入が少なくても課税対象となり、現在受けている就学援助が受けられなくなる児童・生徒が予想されますので、生活実態や実情に合う対応を求めます。教育委員会、教育長は教育上どのように対応されるのか回答ください。

また、教育委員会は議会の中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の審議を受けアンケートを行っていただき、教育委員会の議決に基づいて、市長部局に中学校弁当給食実施設備予算を要求いただきました。

実施の内容は、学校給食法に適合しないとなっております。その結果、就学援助制度で対応していただくのか、今年度の中学校、教育振興費の要・準要保護生徒関係費1,117万3,000円の対象になっているのか、その場合1食当たりの弁当代金は幾らで予算措置されているのか、対象とならない場合には就学援助制度に反すると考えられますが回答いただきたい。

市長、教育長への再質問については、自席で行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派日本共産党太宰府市議員団を代表され武藤哲志議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、一般質問の回答は市長が初めに行うのが基本と考えることについてのご質問にお答えいたします。

一般質問は、今まで代表質問については市長が答弁し、個人質問については細部にわたる内容が多いので、まず担当部長等で答弁を行い、最終結論を含め私が回答いたしておりました。

しかしながら、このことは議会運営上の問題であり、先日議会側からの要請を受けておりますので、今議会からは答弁者として市長の指名があった場合は、まず私の方で総論的なところを答弁させていただき、各論部分につきましては担当部長等で答弁させていただきたいと考えております。

次に、北谷区との協定内容と筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合との委託協議状況についてのご質問にお答えいたします。

本市と大野城市で組織しております大野城太宰府環境施設組合が設置運営しております太宰府北寿苑の改築計画につきましては、施設の設置から25年を経過してきて、今後も継続して北谷区内に火葬場を建設することで北谷区と協定を締結し、建設工事期間中の火葬業務の受け入れを筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合へ依頼いたしました。この協議を重ねる中で、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入を検討してみてもどうかとの意見が出てまいりましたことから、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合へ加入検討の依頼をしたものでございます。その後、山家地区開発委員会に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入検討依頼の趣旨説明を行っており、北谷区にはこうした動きを説明いたしまして、今後の動きを見守っていただくことでご理解をいただいております。

本市といたしましては、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入も視野に入れまして、火葬業務が適切かつ円滑に運営できるよう関係機関や関係者との協議を重ねまして、慎重に取り組みを進めてまいりますが、北谷区に対しましては誠心誠意対応してまいり所存でございます。

次に、佐野土地区画整理事業の業務は現地事務所で開催を求め、このことにつきましてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、昭和61年7月に事業認可を受けまして、区画整理事務所も昭和62年から設置し、最終的には事業期間20年、事業費としましては211億円の事業となり、国、県から補助を受けながら、また地元住民や議会のご理解、ご協力を得ながらまちづくりを推進してまいりました。

その結果、予定どおり本年3月末に工事関係はほぼ完了し、今後はご質問にありましたとおり平成19年7月の換地処分へ向けて測量、換地計画、清算事務を行っていくこととなります。

市といたしましては、今般佐野土地区画整理事業も工事完了を一つの区切りといたしまして、内外に事業の進捗状況を知らせ、また住居表示担当課をはじめ関係各課との連絡を密にするという意味においても、事務所を市役所本庁に移し再出発することといたしております。

今後も市民サービスの向上を目指しながら、平成19年7月の換地処分完了に向けまして、なお一層職員一丸となって取り組む決意でありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、生活保護申請の対応と指導についてのご質問にお答えいたします。

生活保護は様々な事情で生活に困窮したときに生活を援助する制度で、資産、就労、能力、

その他あらゆるものを生活の維持に活用していただき、また民法上の援助できる範囲内で扶養義務者からの援助、他法他施策の活用を行っていただき、それでもなお最低生活費に満たない場合において生活保護で補うこととなります。

就労支援専門員の配置につきましては、現在福岡中央職業安定所及び福岡南職業安定所と連携を取り、毎月の協議の中で就労支援に努めております。よって、現在のところ設置の考えはございません。

また、社会福祉法第18条第1項に基づく社会福祉主事の配置でございますが、ケースワーカー3名のうちいずれも同法第19条の資格を所有し業務に従事いたしております。

また、平成18年度予算につきましては、現在の財政状況に照らし予算の編成を行っておりますが、生活保護行政を適切に実施する上で必要な財源につきましては十分考慮いたしております。

次の就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることにつきましては、教育委員会で答弁をいたさせます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 就学援助、中学校給食補助の実施の充実を求めることについてのご質問にお答えいたします。

就学援助制度につきましては、従来要保護及び準要保護児童・生徒を対象とした学用品費、給食費、医療費などの事業費に対し2分の1を限度とした国庫補助事業となっておりますが、平成17年度から国庫補助の対象が要保護児童・生徒に限られ、準要保護児童・生徒への就学援助事業は税源移譲予定特例交付金で交付されることになりました。教育環境充実のための就学援助につきましては、現行制度を活用して今後とも実施してまいりたいと考えております。

来年度導入実施を予定しております中学校ランチサービス、いわゆる中学校給食の実施につきましては、弁当を希望する生徒が対象となることや、学校給食法に適合しない給食のため、就学援助は考えておりません。現段階では長年の懸案でありました中学校ランチサービス事業の安全な実施に努めたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目について再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 1項目について市長から今後一般質問については最初に答弁を行うということですが、詳細については担当部課長の方が詳しいと思いますが、やはり最終的にはそういう部課長と議会との論議の中で最終判断はやはり市長が行うという状況になりますが、最後の答弁も市長が行っていただくかを確認をしたいと思いますが、1項目めについてはそれだけです。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、できるだけ私が答弁できるものは答弁いたしたいと思いますが、ただいまご指摘のような最終答弁等につきましては、答弁内容等の必要に応じては答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 1項目の再々質問はありますか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 北谷の北寿苑の。

議長（村山弘行議員） ちょっと、もう1項目めはもうこれでよろしいですね。

19番（武藤哲志議員） はい。

議長（村山弘行議員） じゃ、2項目の再質問です。

19番（武藤哲志議員） 2項目の問題については、大変議会でも論議をしてきました。その火葬場建てかえの状況の中で、一時的に筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の方をお願いをするということで進んでおりました。ところが、太宰府市の施政方針と大野城市の施政方針の内容が違います。こういう状況の中で、今市長から回答いただきましたが、北谷区にこの現在の状況、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入することを説明し見守っていただくという回答がありました。もしこの筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入が認められた場合については、今の施設を契約に基づいて更地にしなければなりません。あれだけの建物をですね、火葬施設を更地にするというのは大変な費用がかかりますが、こういう費用的なものは私どもには一切説明がなされておられません。ただ、以前出された資料の中では、この筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合にお願いすると安くなると言いましたが、これは40年間で計算されておりますし、また北寿苑と筑慈苑の関係では60年間という部分がありますが、そういう金額がやはり太宰府市と大野城市でした方が安い経費になるんじゃないかと、新たにまた建てかえ問題が出てくれば、それなりの費用もかかりますが、今答弁の中でなぜ急遽筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入をするようになったのか。それから、北谷区に説明をして見守っていただく、見守っていただいて、そして最後の答弁では誠心誠意ということですが、北谷区との協定を破棄した場合はどんな状況になるのかもあわせてもう少し説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 2つございましたが、ちょっと具体的な内容でございますので、現

在把握をしております部分を事務的な部分で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、工事期間中の2か年間の火葬業務を頼んでいた部分について、どうして筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の方に加入依頼をしたのかということですが、これは先ほど市長の方から答弁ございましたように、昨年1月の工事期間中から筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合と私どもの方の大野城太宰府環境施設組合で協議する中で、現在おかれております自治体の厳しい財政状況を考えましたときに、国も改革化路線の中で三位一体の改革を打ち出し、広域的な自治体運営を推進し、自治体間の合併が進められております現状を見ましたときに、火葬業務について広域的な取り組みができないか、これこそ時代の流れに沿ったものではないかとの考えから組合加入の検討をお願いしたものでございます。

じゃ現在約束しておる北谷区とはどうなるのかということですが、今の段階ではその組合加入の方向性が明確に出ておりませんので、先ほどご答弁申し上げておりますように、北谷区につきましては協定に基づきまして誠心誠意協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「再質問」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) その私ども議会に出したときの資料とかですね、こういう状況、だから具体的に予算を私どもに示されました。そして、設計をし着工をするとまでしておいて、そして北谷区にはその説明もせずに最終的になりましたが、その北谷区には11の隣組があります。それから、約40万人を対象とした施設ですね、地元から断られた場合は北谷区にまた戻ってこなきゃいけない。そういう場合については、今まで予算措置をしたり議会に説明した内容がもとどおりになるのかどうか。はっきり言って平成18年度の予算は4月1日から執行です。そういう状況の中で大野城太宰府環境施設組合の平成18年度の予算にはそういう建てかえ予算も含めて計上されているのかどうか。もしその予算が計上されていなかったら向こうをお願いをする、予算が計上されていなかったら新たに補正しなきゃいけない。いろんな問題があるんだけど、具体的に私どもには一切説明なしに市長が地元をお願いに行ったりしているようですが、この協議が調わない場合には大変な問題になりますが、その辺はあなた方はどう議会に説明をし、関係する北谷区に説明するのか、最後の質問として具体的な回答を求めます。

議長(村山弘行議員) 市民生活部長。

市民生活部長(関岡 勉) 今の部分でございますが、まず1点目の大野城太宰府環境施設組合の平成18年度予算に入っているのかということですが、これは入っておりません。

それから、もし話がまとまらなかったときはどうするのかということですが、基本的には私どもの方といたしましては、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入の依頼をしておるといのは先ほど市長が答弁申し上げましたが、その推移を見守っておりまして、私どもの方が直接的に地元、いわゆる筑慈苑の地元であります山家地区にアプローチができません。

いのが現状でございます。そうしたことから、今は太宰府市、大野城市が置かれております環境を市長が山家地区開発委員会の方に十分に説明をしまして、あとは地元であります山家地区開発委員会の方が検討をされている状況でございますので、もうしばらくこれは時間を要する形になるであろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、40年、50年を考える大きなスパンでございますので、ここらあたりにつきましてはそうした動きが出ました段階で報告できる状況になりましたら、当然のことながら議会にも十分に説明をさせていただこうかというふうに思っておりますので、もうしばらく推移を見守りいただければというふうに願っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 3項目について再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） なかなか一般質問ならいろんな角度からお聞きすることができるんですが、あのですね、本当問題が起こりますよ。向こうがだめだということになる、こっちは契約年度が切れる、こういう。

議長（村山弘行議員） 武藤議員、ちょっと。

19番（武藤哲志議員） 申しわけない。

議長（村山弘行議員） あの先ほどで再々質問は終わっておりますので。

19番（武藤哲志議員） じゃ、申しわけございません。

議長（村山弘行議員） 佐野土地区画整理事業の方の再質問をお願いいたします。

19番（武藤哲志議員） 3項目の佐野土地区画整理事業について行います。

今私が質問したように、当初佐野土地区画整理事業、私ども昭和61年に認可をした経過があります。昭和61年の認可した経過がわかる議員というのは少ないと思うんですが、まさかこんなにですね、2倍になるとは思いませんでした。ところが、市長の回答では、もう終わって、現地事務所を引き払ってくるということですが、一番大きな問題は個人情報保護条例と関係があるんですよ。今の庁舎の中でどこに配置するんですか。地権者600名近くおられるんですが、清算をしたりですね、あなたの場合は路線価に基づいてどのくらいの部分ですとか、そういう状況でこの庁舎のいろんな窓口にお見えになるわけですが、そういうことをやっていったり、先ほどもこの住居表示もあるという状況ですが、工事が完了したからもう事務所は要らないということじゃないんですが、やはり庁舎のどこに配置するのか。そして、佐野土地区画整理事業というのはたくさんの事業を行ったり鑑定をしたりですね、いろんな業務がありますが、私も審議委員をしておりまして区画整理事業は大変だと思いますが、今でさえ庁舎の中には帰ってきて配置するような場所がないんですが、そういう個人情報保護やその清算業務とか住居表示とか、職員体制をどう考えているかをぜひ回答いただきたいと思います。これは市長ができなかつたら、その関係課じゃなくて、庁舎を管理している総務部長の方にお聞きしましょうかね。それとも、担当課じゃこれなかなか難しいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 謙） あの武藤議員さんのそれこそ観世音寺土地区画整理事業のときの長年の経験から温かいご配慮の質問だろうと、そういうふうに思っておりますが、庁舎のどこに、それから職員体制ということでございますが、現在は佐野土地区画整理事務所に課長ほか2係で8名でございます。事業の方がほぼ完了ということで、平成18年の上期ぐらいには大体終わりたいなと、そういうつもりでおりますので、公務の方については建設部のどこかに配置して工事、そういう分には携わると。庁舎の方については、先般から私どもの方と総務の方と十分な情報交換、ヒアリングをしております、先ほど申されました個人情報、そういうところも十分に配慮して会議室なりをどこかを押さえると、一定の期間、そういうことも含めまして今検討いたしておるといところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今庁舎の中も様々な形で委託、臨時や派遣職員等がおられ、どこの課ももういっぱいですよ。会議室もない、こういう状況の中で、今後人権センターの職員も引き上げて帰ってくるわ、今出先もですね、本当に市民が来たときに対応しなきゃならないのに社会教育課はいきいき情報センターに行ってる、そんな職員がこうばらばらになっておる状況の中で、本当にこの個人情報だとかお金の支払い計算だとかですね、こういうものを窓口で、またどっかの場所を借りてとか、その都度時間もかかるし、どっか部屋があいてないかどうか、その間当然その職員も対応せざるを得ませんが、もうあと、最低1年ぐらいは、住居表示があったり清算業務があったり、そして5年分割という制度もあるわけですが、一括で払えない方については5年間猶予があるわけですよ。そういう状況がありますが、再度この内部の機構改革とそれから佐野のこの事業について大変な業務、説明しましたように路線価に基づく清算業務、あと一年ぐらいは現地に残して対応すべきと思うんですが、その辺は担当部としてはどういう考え方を持っているかわかりませんが、総務部局としてはどういうふうに考えられているのか、市長あたり、また引き上げてきてもおるところがないと、現実にそうでしょう。この辺はどうされるんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 先ほども市長が申しましたとおり、事業、工事が100%終わるという一区切りが平成17年度中に来ます。そういうことから、あとの換地等につきましては一区切りつけた上で市役所に事務所を置くということで進めてまいりまして、区画整理課の職員数につきましても工事関係については縮減になるというようなことで、今回平成18年度から市役所内ということに決定いたしております。

それから、事務所の場所につきましては、現在検討中ございまして、スペースとしてはあるということで進めております。

議長（村山弘行議員） 次に、4項目めについての再質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 太宰府市は生活保護の受給率が先ほども言いましたように県下の中で小都市に次いで少ない状況です。239世帯です。やはり市長がですね、あの現場を見ていただきたいと思うんですけど、何か資格を持った方が3名おられるということですが、その社会福祉主事というのは、やはり先ほども言いましたように生活保護法や憲法により、適正な指導をしなければいけない。ところが、この太宰府市は生活保護についてはなかなか受けられない。実態が本当に困っていても、話は聞くけど生活保護の申請は受け付けないというのが実態のようです。そういう状況の中で回答がなかったんですが、生活保護の申請書は窓口に着くのか置かないのかをまず1点回答いただきたい。

それから、実態を私もよく聞きますが、電気もとめられている、水道もとめられている、税金もたまっている、病気になっても病院にも行けない、健康保険やすべての支払いができない状況になって、その本人が窓口に来て、あんた元気じゃないかと、働けと言ってそういう指導をされているようですが、そういう状況の中で本来はこの就労支援専門員、どうこの人たちに仕事を見つけてやるかと。市長はハローワークに行きつけて見つけなさいと言うけど、そういうものが高齢化して55歳から60歳ぐらいになったらなかなか仕事も見つからないと思うんですよ。だから、そういう就労支援専門員という制度が行われてですね、大きな成果が出ております。余り新聞記事を対象として話をするとするのはあれなんです、就労支援専門員制度によって物すごく大きな効果を上げたというのが出されておりますが、そういう就労支援専門員を活用してですね、やはり自立を助けると、助長するという状況がありますが、そういう制度を活用する。その専門員として派遣してもらって、ハローワークあたりからですね、そういうものは考えられないのかということです。だから、ただ窓口に来たらですね、話は聞くけどと言うけど、それともう一つありましたね、その自立のためにその義務の援助、そりゃもう兄弟がおったりですね、子がおったり、その親がおったりというけど、今の状況はなかなかそんな状況にはならないと思いますよ。本当に生活に余裕があるならば、そりゃ資産があるならばいいでしょうけど。こういう状況の中で今後の窓口業務としてまず申請書を置くのかどうか、それから就労支援専門員の配置は考えていないということですが、就労支援専門員として何らかの形で具体的な指導をする。それから、社会福祉主事は3名置いているそうですが、そういう社会福祉主事の資格があるならば、こういう憲法や社会福祉法の理念に基づいた行政指導をすべきじゃないでしょうかというふうに思いますが、再質問としての回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず、1点目の申請書を窓口に着くべきじゃないかというご質問でございますが、申請書を窓口に着いたとしまして、それを持って帰られて書いて提出をされた。その時点では当然相談を受けながらですね、家庭の状況とか先ほど市長の方から答弁いたしましたように、いろんな資産とかそれから就労、能力、それから民法上の援助できる範囲とかですね、その方たちの援助というところあたりは当然申請書が出された中で聞いていかなければ

ればならない項目でございます。

それで、太宰府市のやり方としましては、まず相談を受けた中でどういう状況かということ把握してですね、適切な指導という方法で行っておりますので、この分につきましては今行っております方法で今後もやっていきたいというふうに考えております。

それから、就労支援専門員の配置でございますが、この分につきましては国の方でも自立支援というところで検討がなされる内容としまして自立支援プログラムというところを考えて進めておられます。それで、当市としましては配置をしないということでお答えさせていただきましたが、ケースワーカーの方でそれぞれ担当の世帯を持っておりますので、その中で就労につながるというところでの指導も当然やっていきますので、その中で具体的に申しますと太宰府市では4名の方をハローワークの方に同行しながらですね、自立に向けた就労支援を行っているという状況でございます。

それから、扶養援助の分につきましては、先ほど申し上げましたので、そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤議員、再々質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり窓口では適切に対応するべきだと思うんですね。だから、社会福祉主事が3名おられるということですが、社会福祉法、憲法をやっぴりもう一度読み直していただいて、やはり担当部長としても適切にですね、対応するようにすべきです。国はそういう自立を支援するということになっているんだけど、このままではですね、これだけの不況の中で福祉事務所も今後大変な状況になると思うんですが、もう少し充実した内容を。それから、全国知事会としてもこの生活保護について、やはり三位一体改革の中で削るという問題については全国知事会も市長会も一切これは認めないと、今までどおりやってほしいという状況になってきた経過がありますから、その辺もこれだけの財政を減額しておりますが、やはり実態に合ったように補正をするようお願いをしておきます。答弁は必要ありません。

議長（村山弘行議員） 5項目についての再質問ありますか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 教育長から回答いただいたんですが、まず就学援助についてその生活保護を受けている者とそれからそれに準じる者についてはやっていきたいという回答がありました。国が税源移譲という関係で変わっている内容もよくわかっております。

ところが、今年はですね、あの税金の控除がなくなりましてね、皆さんにも大変な税金の負担になっているように、老年者控除や配偶者特別控除やですね、そういうふうに次から次に市民税が高くなるようになりましたが、そういう基準については今までどおりかどうかというのを、就学援助で要保護・要支援については太宰府市の生活保護の基準の1.3倍とか太宰府市の場合ありますが、福岡市に準じておるようですが、これは今までどおり行うのかどうかという

のが1点です。

それから、2点目はやはり中学校給食・少子高齢化問題特別委員会やまた教育委員会、市長部局も努力いただいて2年以上にわたって中学校弁当給食を論議してきました。その結果、議会の要望や教育委員会の審議や市長部局でやってきたわけですが、これは学校給食法に抵触していないという問題がありますが、ところが学校給食法に適合してないからといって生活保護世帯も認めないのかどうか。生活保護世帯の場合は認める必要があるんじゃないかと思うんですが、考えていないということだったんですが、本来就学援助制度の中では検討ができるようになっていっていると思うんですが、給食費は本来実費ですね、ところがこの給食法に該当しないから考えていないということですが、これは内部検討できないかどうかという問題。

それから、回答いただかなかった内容として今検討してあると思うんですが、弁当代1食当たり大体どのぐらい考えられておられるのでしょうか。小学校給食と同じような単価になるのかどうか。もう実施としては以前の12月議会で私に回答いただいた市長や教育長の考え方としては、夏休み明けから実施をしていきたいと。そして、今度の予算措置の中にもいろんな券売機だとかそういうものがもう予算計上されているようですが、こういう対応をしていくために4つの中学校に券売機リースを行うとか、中学校給食のために3,771万4,000円が計上されているようですが、こういう弁当について1食当たりどのぐらいを考えているのか、その辺を再質問として行います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 1点目の準要保護世帯でございますが、前年度の市民税課税額がその世帯の合計で2万5,900円以下の世帯といたしております。

それから、2点目の生活保護世帯もこの給食費の免除は認めないかということにつきまして、中学校ランチサービスが学校給食法に適合しないために援助は考えておりません。

また、今後内部で検討できないかということにつきましても、今申し上げたとおりでございます。

3点目の弁当代1食幾らになるかということでございますが、議員が申されましたように平成18年度の予算には中学校ランチサービス関係費用として嘱託栄養士の人件費、食器類の消耗品費、給食用備品の購入費、配膳室の改造工事費用などを計上いたしております。1食当たりの弁当代、給食費は幾らかということでございますけれども、食材費と調理費用を考えておりますけれども、今後業者の選定とあわせまして検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 生活保護法というのがあって準要保護は別としてですよ、当然その生活保護法でその給食費は認められているけど、やはり学校給食法に適合しないところがありますが、教育委員会としてはやっぱりその辺内部的にね、それから世帯数としてもこの太宰府市

も先ほど言いましたように、生活保護世帯数の中ではですね、県下でも2番目の自治体という
か市ではですね、239世帯の中にほんのわずかな中学生ですよ。だから、そういう中学生に対
する配慮はやはり今後行うべきじゃないかと。それと同時に、いつまでも弁当代は1食当たり
というのは何もかんもかかる経費を含めてやるというのもあれなんです、小学校やられてお
りますし、小学校の場合は委託もありますし直営もありますが、調理員の、そういう基準があ
るわけで、それを超えたりするというのもまた問題があると思うんですが、この弁当代につい
て市民の中では1食600円になりますよとか500円になりますよとかですね、本当様々な形でこ
う飛び交っている。そんな金額になるはずはないと思いますとこちら答えざるを得ないんです
よ。子どもに券売機に持って行って現金を入れさせるのに、お金を500円も600円も持っていか
せるようなことになると、かえって弁当買わなくて別の費用に使われて問題が起こるんじやな
いかと思うんですね。だから、早く金額を示すのと、それから券売機を利用するのがいいのか
どうか、どういう方法なのかということも、また中学校給食・少子高齢化問題特別委員会が議会
の中にありますが、こういう検討をいただくのかどうか、その辺も最後の質問としてお答えい
ただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 給食費を早く示せということでございますけれども、実施を2学期の中
ごろというふうにご答弁申し上げましたけれども、それまでにはできるだけ早く示すように努
力をしてまいりたいと思います。

それから、券売機が要るかどうかということでございますが、近隣市町の実施状況も参考に
検討を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 以上で日本共産党太宰府市議員団の代表質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、公明党太宰府市議団を代  
表いたしまして、市政全般と市長の施政方針並びに教育方針について質問をさせていただきます。

施政方針でも述べられていますが、市長は本年度を3期目の締めくくりの年と位置づけられ  
ております。私も公明党も同様でございます、この1年間は掲げた公約の実現に向けて全  
力を傾けていく所存でございます。そのため、幾たびか政策提案や質問をしてまいりました

が、実施してほしい課題がまだまだございます。重ねての質問も幾つかございますが、市長の明確にして前向きな答弁を期待するものであります。

まず最初に、三位一体改革と今後の財政の見通しについてお尋ねをいたします。

政府は地方分権と財政再建を行うために、平成16年度から3年間にわたって三位一体改革を進めてまいりました。国からの補助金を削減して地方に税源を移譲し、同時に地方交付税も見直す、地方にできることは地方にということで、私個人としても大いに期待をいたしておりました。しかし、ふたをあけてみると地方六団体がまとめた河川改修や農道整備などの公共事業関連は手つかずで、義務教育費国庫負担金、児童手当等の負担率の引き下げによる補助金の削減で、地方分権というにはほど遠いように感じられました。この三位一体改革で地方分権はどこまで進められたのか、市長はどのような評価をされているのか所見をお聞かせください。

また、地方交付税と臨時対策債の大幅な減額で歳入に大きな打撃を受けたと施政方針で述べられています。本市のみでなく、どの自治体もそのあおりを受けております。今後の施策に大きな不安を感じるものですが、平成18年度からスタートした後期基本計画の実施にどのような影響があるのかお聞かせをください。また、あわせて総合計画達成へ向けて今後の財政計画についてのお考えをお示しください。

第2点目は、安全・安心のまちづくりについて伺いをいたします。

私は今年のまちづくりのキーワードは、「安全・安心」と考えています。昨年の6月議会でも危機管理体制について質問をいたしましたが、その後も災害や事件事故が多発をいたしております。8月12日は日航機墜落事故から20年、奇しくもその夜、福岡空港から飛び立ったJALウェイズ機から炎が噴出し、福岡市内に金属片が落下、小・中学生らがけがをしました。また、8月16日には宮城県南部で震度6弱の地震で仙台市のスポーツ施設で天井パネルが落下してけが人が多数出ました。11月には耐震強度偽装事件の発覚、22日には広島市小学校1年生の女の子が殺害され、12月にも栃木県で小学校1年生の女の子が殺害をされました。また、アメリカではハリケーンカトリーナで1,100人を超える死者、パキスタンではマグニチュード7.6で7万人以上がとうとい命をなくされました。

このような中、本市において昨年12月に安全・安心のまちづくり推進条例を制定、今議会においては、国民保護条例の議案を提出されております。市長は、施政方針で安全への備えはまちづくりの基本であり、市民の皆様のかげがえのない生命財産にかかわる極めて重要な課題であると述べられ、将来にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期すとの強い決意を表明されております。しかし、どんなに立派な条例や計画書ができて、いざというときに役に立たなければ何もなりません。私はそういった意味も含めて、総合的な危機管理体制の整備が必要と考えております。昨年の6月議会では、先進地の事例を調査して検討すると答弁をされておりますが、その後の経過についてお聞かせください。

第3点目は、健康で生きがいのあるまちづくりについて伺います。

このことについては、数度にわたって質問をさせていただいております。大事な施策であり

ますので、再びお聞きをいたします。

まず、財政面で見ますと平成18年度の一般会計予算は186億円、昨年度より19億円の減であります。しかし、特別会計である国民健康保険、老人保健、介護保険を合わせますと総計149億円、昨年度より14億円の増であります。このまま推移すると、一般会計を上回るのは時間の問題ではないかと考えておりますが、市長の所見をお聞かせください。医療費や介護費を抑制することは、なかなか容易ではありません。そのためにいかに健康で生きがいのあるまちづくりが大切であるか、改めて当初予算を見て感じているところでございます。政府も医療制度改革をやろうと国会で議論が交わされるようになっております。この制度改革は介護も含めて治療から予防へと力点を移そうといたしております。健康で生きがいのある人生は、だれでも望んでいることです。

そのような中、各自治体も工夫を凝らしながら様々な施策を展開いたしております。国会でも取り上げられましたが、東京都江戸川区で取り組んでいる「すくすくスクール」という事業が江戸川区内73校すべての小学校で行われております。この事業は放課後から夕方まで、学校の教室や体育館など1年生から6年生までの子どもたちが地域の大人たちと一緒に遊んだり、様々な活動をするというものであります。そして、午後5時の活動終了後、子どもたちの自宅近くまで送りながら本人が帰宅することも少なくないといえます。高齢者の地域貢献、子どもとお年寄りの交流という視点からも期待がされております。高齢者の多くは、学びたい気持ちとともに教えたい、伝えたいという意欲と能力を持っております。また、団塊の世代が間近に大量の定年退職を迎えます。こうした能力を生かしていく施策が求められております。教育委員会等も含めて全庁的な協議が必要と考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

介護予防という視点もまた大事な施策であります。今年1月の朝日新聞の記事からですが、東京都千代田区では昨年11月に7,119㎡の公園に事業費800万円で10基の健康遊具を設置いたしました。それを目当てにお年寄りが集まってくるそうです。背筋を伸ばしたりバランス感覚を保ったりするための簡単な器具で、介護予防に役立つと言われております。69歳の常連の女性は、太ももの内側を伸ばす「あしのばし」や細い台を歩く「ふみ台わたり」、背もたれ部分が湾曲している「背のばしベンチ」など利用され、体を動かすとぼかぼかしてくる、友達も誘っているということだそうです。国土交通省の調査では、お年寄りの健康遊具が公園など公共施設の場所に設置されているのは平成16年3月現在で9,618基で、平成13年度調査に比較して32.9%増加をしているそうです。本市としても取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

また、今回の医療制度改革の特徴も予防でございます。特に、生活習慣病の予防対策の強化対策であります。医療費適正化のかぎは、予防意識の高くない人たちにどれだけ広く検診率の向上も含めて運動を浸透させていくかがポイントになります。今回の医療制度改革は、公的医療保険を運営する自治体などに積極的な取り組みを求めています。その上、結果に対する責任も明確にする方針とのことも聞いております。市として今後の医療費適正化への取り組みを

お聞かせください。

第4点目は、福祉でまちづくり推進についてお聞きをいたします。

本市は3つの戦略プロジェクトを掲げ、その1つが福祉でまちづくり推進プロジェクトであります。その中で、障害者施策についてお尋ねをいたします。

昨年の通常国会で改正障害者雇用促進法が、また特別国会で障害者自立支援法が成立をいたしました。本年の4月と10月から施行をされます。この法律は日本身体障害者団体連合会や全日本手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族連合会など障害者5団体が今国会での成立を求めておりました。しかし、一方で個々の障害者からは福祉サービスと医療にかかわる利用者負担を中心に不安の声もあります。これを受けまして市町村、都道府県は、障害者福祉計画を作成することが求められています。障害のある人が普通に暮らせる地域づくり等の基盤整備や相談支援体制の設置、あるいは就労支援の取り組みなど、根本的な見直しが必要になりますが、本市としての作成に当たってのお考えをお示しくください。

第5点目は、少子化対策について伺います。

平成17年度版の少子化白書は、「社会全体で若い世代や子育て世帯を支援することにより、少子化の流れを変えていかなければならない」と明示をいたしました。昨年の初の白書では、理念的に支援の必要性を説いておりますが、平成17年度版は企業や地方自治体、さらに諸外国における子育て支援策の紹介に紙数の大半を割いているそうでございます。白書は平成18年度から人口が減少する可能性がある」と指摘をいたしました。もう既に昨年からは人口減少社会に転じております。こうした社会背景に対して、「あれかこれかと逡巡する時期は過ぎた、あらゆる事例を参考に必要とされる政策を総動員すべきである」と警鐘を鳴らしている論調もあります。白書は、今回あえて自治体独自の事業や国の基準以上の施策であるいわゆる上乘せ事業に言及し、事例を挙げております。そこで、お尋ねします。

市長は子育て支援の充実が、本市の重要施策であると施政方針で明らかにされましたが、本市独自としての子育て支援事業は何があるのか。また、今後国や県の上乗せ事業や独自の施策をお考えになっているのか、具体的な事例があればお示しくください。

平成19年1月から県の事業として乳幼児医療の初診料無料化の事業を行おうとしております。市の負担も必要ですが、市としても実施してほしいと考えていますが、市長の所見を求めます。

また、国も様々な事業を展開しようとしています。その一つとして、放課後児童健全育成事業等の充実の一つとして、中高年パワーを生かした児童生活塾という施策が動き出しております。厚生労働省によれば、核家族が増える中、両親ともにフルタイムで働く家庭も増え、そうした家庭においては小学校が終わってから親が帰宅する間までの時間帯、子どもをどのように安心して育てるかが切実な問題となっております。一方、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦の世帯などの中には、自由になる時間を利用して仕事と子育ての両立に苦しんでいる家庭を助けたい、子育てをサポートしたいと積極的にかかわることを希望する者が多

く存在すると考えられる。この両者を結びつけようという事業であります。現在モデル事業がスタートし、今年の夏に報告書をまとめ、国は全国へ普及を図ろうとしています。こうした動きも見据えて、少子化対策、子育て支援、あわせて高齢者の生きがいづくりにも結びついてくると考えていますが、市長の所見をお伺いいたします。

第6点目は、行財政改革について伺います。

国は三位一体改革の中で、地方も歳出削減に努力せよとあって地方交付税を削減しております。市長は施政方針で本格的な地方分権時代を迎え、地方自治体は従来にも増して自己決定、自己責任を原則とする体制の整備が必要となると述べられました。最少の経費で最大の効果を発揮して、市民の皆さんの期待にこたえる行政サービスを提供していくには、現在の行政を簡素で効率的かつ効果的な行政システムに変えていくことが重要でございます。

本市としても第四次太宰府市行政改革大綱に基づいて改革を進められています。私はそれに加えて役割を終えた、また薄れてきた行政サービスを大胆に整理し、企業経営手法のメリットを生かした形で改革を行う必要があると考えています。その一つとして現在行っている市の事業に関し、事業ごとに必要なのかそれとも不要なのか、必要ならその事業はだれが行うべきか、民間か国か県かそれとも市かを市民の視点で仕分けする事業仕分けを行うことによって、歳出削減に効果を上げている自治体が注目をされております。事業仕分けは民間シンクタンク構想日本が提唱したもので、平成14年2月から13の自治体、9県4市で事業仕分け作業をスタートさせております。また、昨年12月行政改革の重要方針が閣議決定をいたしました。この中でも事業の仕分け、見直しは明示されております。本市としても取り入れることによって、むだな事業の削減に効果を上げることができると思いますが、所見をお聞かせください。

また、行政改革といえば歳出削減に目が行きますが、今後の財政運営に欠かせないのが、いかにして歳入増加を図っていくかであります。今後の行財政改革を進めるに当たって、こういった視点について、どのように考えているかお尋ねをいたします。

歳入増加を図るためには、人口増加策、優良な企業誘致、観光基盤の拡充など様々考えられます。の中で考えられるのは、地域経済をいかに活性化させるかであります。今、九州国立博物館がオープンして新たな観光客が本市を訪れております。600万人から700万人の観光客は大変な魅力であります。この宝を生かし切れていないように思えて仕方がありません。昨年12月議会で宿泊施設の誘致を提案させていただきました。それ以外にも人が集まる市場のようなものも考えられます。この宝をどう生かすか、本市にとって最大の課題であると思います。経済効果を高めその結果、税収が増える、これほど喜ばしいことはありませんが、市長の所見を求めます。

地方交付税や税収の減収など深刻な財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで自ら稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めております。予算が足りないから稼ごうというわけでございます。ホームページへの広告、広報紙への広告の掲載など議会からも提案がっておりますが、市としても本格的に取り組むべきと思いますが市長の所見を求めま

す。

第7点目は、まちづくり条例の制定についてであります。

まちづくり条例の制定について、平成15年6月議会で質問をさせていただきました。そのとき市長は、次のように答弁をされております。

「近年、地方自治体は地方分権の推進を背景に、住民に最も身近な総合的な行政主体として住民との協働を通しまして、市民ニーズを反映し、地域性、歴史性など地域の実情に応じた個性的なまちをつくろうと、本来の住民自治への胎動が見られます」と述べ、さらに「自治体の憲法ともいべき基本条例あるいはまちづくりの条例を制定し、この条例に基づき、行政のみならず市民や事業者、NPO、ボランティアなど様々な活動主体が協働したまちづくりが進められております。このようなまちづくりを追求する上で、地域の抱える課題は何か、それをどのような状態にしたいか、そして実現に向けて、だれがどのような役割を担っていくのかということにつきまして、真摯な議論が必要となります。こうしたことから、本市といたしましても、条例の根幹となる市民との協働という観点から、条例自体を市民参画のもとで制定する仕組みづくりを含め、今後調査研究を行ってまいります」と、このように答えられました。

引用が少し長くなりましたが、あえて紹介をさせていただきました。今年度の施政方針でも「将来の地方分権の確立に向けて、地域住民による地域のための住みよい地域づくりの仕組みづくりに努めていく」と述べられております。条例制定についてどのように調査研究をされているのか、その後の経過と市長の考えをお示してください。

最後に、平成18年度の教育行政方針について伺います。

平成18年度は市民待望の中学校給食が導入されます。また、子どもの安全対策も求められています。義務教育費が一部とはいえ地方に移譲されます。このことによってどのような影響があるのかお聞きをしたいところです。こういったことも含めて平成18年度の教育行政方針についてお聞かせください。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして清水章一議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、三位一体改革と今後の財政の見通しについてのご質問にお答えいたします。

三位一体の改革とは、ご承知のとおり地方自治体の自由度を高め、住民の皆さんにより身近で地域の特性に合った施策を展開するため、国と地方の役割を見直し、財政面での自立を図り、真の地方自治の確立を目指す地方分権改革であります。しかし、残念ながら現在までに税源移譲された項目は、地方自治体の自由度を高める項目が少ないものとなっており、今のところ改革の効果が各施策に影響しているという実感はございません。

また、平成18年度からスタートする第四次総合計画後期基本計画達成への財政計画とその見通しにつきましては、平成19年度以降に地方税などへの本格的な税源移譲が始まりますが、財政状況の好転は見込みにくい状況であります。しかしながら、総合計画と連動した施策別枠配

分方式という手法を用い、施策や事業に優先順位をつけ目標達成に向けて重点配分を行い、総合計画の目標達成を目指してまいります。

次に、安全・安心のまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

昨年の12月に制定いたしました太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例は、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進するための基本理念を定めたものであります。この理念に基づき、現在市民に悪影響を及ぼすような行為をさせないようにするための施策を検討しているところであります。また、本議会でご提案いたしております太宰府市国民保護協議会条例及び太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましては、武力攻撃事態等や緊急対処事態等を想定した中で、いかに市民の保護に関する措置を実施するかということが基本になっております。このように災害や武力攻撃、犯罪や事故等内容の違いはありますが、多種多様な危険因子から市民の安全・安心を守るという共通した大きな目的があり、今後も市民の安全を守るための総合的な危機管理体制等につきましてさらに調査を行い、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを推進いたしてまいります。

次に、健康で生きがいのあるまちづくりについてですが、4月からは介護保険制度が予防重視型システムへと転換されます。介護保険の定義には要介護状態の発生をできるだけ防ぎ遅らせることと要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐことという2つの要素があります。新制度のもとでは、前者の介護予防地域支援事業として後者の介護予防を新予防給付としてサービスの提供を行ってまいります。

地域支援事業においては、まず生活機能が低下していると思われる高齢者に対しまして基本チェックリストに基づき、支援事業に参加することが望ましいかを判定し、望ましいとされた方が特定高齢者となります。そういった方々に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果があると認められる事業を通所型介護予防事業として実施いたしてまいります。ほかには閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある特定高齢者を対象に、保健師等が居宅等に訪問し、必要な相談指導を実施いたします。

次に、新予防給付としてのサービスにつきましては、現行の予防給付の対象者の範囲、サービスの内容、マネジメント体制等を見直したものとなり、本人ができることを増やし、生活機能をレベルアップさせることが目標となります。なお、その他の一般高齢者対策につきましては、各地域において閉じこもり防止の取り組みとして、高齢者サロン、趣味活動やレクリエーション活動等を、さらにNPO団体等と行政が協働して高齢者の生きがいづくりを支援してまいりたいと考えております。

また、健康づくり対策といたしましては、健康推進員と連携し、地域の公民館等で筋力アップ等を目指した「はつらつ貯筋教室」を本年度も引き続き実施したり、食生活改善推進員と連携し、食育の学習や調理実習を通じた健康づくり事業等によりまして、介護予防の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉でまちづくり推進についてですが、本年4月1日から施行する「障害者自立支援

法」と時を同じくして「障害者の雇用促進等に関する法律」の改正内容は、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を進めるためのものであると言えます。このことから、働きやすい職場、働くことを希望する障害者を支援するため、なお一層ハローワークや社会福祉施設等と緊密に連携し、雇用と福祉のネットワークによる就労支援の促進を図らなければならないと、このように考えております。

次に、少子化対策についてですが、地域全体で子育てを支援する体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つことができるまちづくりを目指しまして、平成17年3月に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」を策定いたし、子育て支援の充実に向けて事業を行っておるところでございます。お尋ねの自治体独自の事業としましては、乳幼児医療費、母子家庭等医療制度、重度心身障害児看護料等の事業を行っておりますが、平成18年4月に都府楼保育所を民営化することに伴い、子育て支援センターを新設し、保育士が地区公民館等へ出向いて実施する出前保育、子育てサロン、子育て広場等の地域子育て支援センターやつどいの広場の類似事業を行い、独自事業として新たに実施する予定でございます。

また、乳幼児医療費支給制度につきましては、現在受給資格者本人の負担としております初診料、往診料の自己負担相当額を福岡県が平成19年1月から3歳未満に係る者に限り、公費負担とする予定でありますことから、本市においても検討していきたいと考えております。

次に、行財政改革についてですが、厳しい財政状況のもとにありまして限られた財源の配分を選択集中し、市の将来像の実現に結びつく成果を上げるという視点から、行政の役割や施策の範囲、水準を再構築していくことが必要であります。このため住民、事業者、行政の役割分担や施策の成果に貢献する事業の選択、公共関与の妥当性などを評価いたします行政評価制度を導入し、予算編成と連携させることで財源の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

また、歳入の増加策につきましては、行政経営改革方針実施計画におきまして、広告収入によります新たな財源確保の検討を位置づけしておりますことをはじめ、中・長期的観点から組合施行によります土地区画整理事業の円滑な促進、歴史的資源と国立博物館を生かした観光の振興に一層の努力をしてまいり所存であります。

次に、まちづくり条例についてのご質問にお答えいたします。

平成12年12月に北海道二セコ町がまちづくり条例を制定してから全国各地で自治体基本条例や市民参加、協働のまちづくり条例等いろいろなタイプのまちづくり条例制定の動きが出てきております。この動きの背景には地方分権の流れがあると思います。また、情報公開や行政評価、まちづくりへの市民参画など地方が取り組んできた市民との協働体制の実績もあるうかと思えます。地方分権時代のまちづくりを考えたとき、本市におきましても自分たちのまちを共通のルールで豊かに築いていくために、やはり地方自治体の憲法となるべき基本条例が必要であるうかと考えております。今後は第四次総合計画の後期基本計画に明記し、まちづくり条例の

制定に向けた具体的な研究を進めてまいりたいと考えております。

次の教育行政については、教育委員会で答弁をいたさせます。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 教育行政についてのご質問にお答えいたします。

平成18年度の教育行政の方針につきましては、現在、太宰府市教育施策要綱の検討を行っておりますが、今までの本市の基本的な考え方や福岡県の教育施策との整合性を持たせ、教育施策方針としてまいります。

本市の教育の基本として、次世代を担う健全で心豊かな青少年の育成、健やかな体と豊かな感性をはぐくみ、主体的に対応する強い意志意欲に満ちた社会人の育成などを目指しております。

義務教育におきましては、学習指導要領に基づき、児童・生徒に基礎基本を確実に習得させ確かな学力を身につけさせるとともに、豊かな人間性の育成を目指します。社会教育においては、多様な社会的課題に対し、家庭、学校、地域社会が連携しながら学習機会の拡充や指導者の養成及び学習情報の提供を図るなど、市民が生涯にわたって主体的に学習や地域活動を継続できる環境整備や青少年の体験活動等の充実を図る施策の推進に努めてまいります。現在、国においても教育の構造改革が行われており、今後国の動向を見きわめながら、本市の教育行政に取り組んでまいる所存でございます。

平成18年度、教育委員会といたしましては、市民の皆様の要望が強かった中学校給食をランチサービスとして実施することにしております。実施時期につきましては、実施方法等の検討を行う必要がございますので、2学期中ごろには実施できるものではないかと考えております。

また、子どもの安全対策についてですが、昨年、広島県や栃木県において、下校途中に小学生女児が殺害されるという痛ましい事件が発生して以来、各学校におきましてはPTA、地域と連携し、教師による引率、集団下校、安全マップづくりなどを実施しています。一方、地域においては、補導連絡協議会による青色回転灯装備車による防犯パトロールや、市民やシルバー人材センター会員の「ついで隊」による監視、また市職員による下校時の安全パトロールを実施しております。なお、庁内では地域振興部を中心に関係課で防犯、防災の活動について検討されているところでございます。

以上のとおり、ご質問の件については答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 市長が今答弁いただきまして、三位一体改革についてですが、この自由度を高める、要するに真の地方分権を図ると、平成12年に地方分権一括法が成立をいたしまして、そして今日まで進んできて地方への税源の移譲がないと真の地方分権にならないと、そういうことで三位一体改革がスタートしたわけです。

一応、平成16年、平成17年、平成18年ということで1期、第1期と言われていますが、これが決着したと言われておるわけですが、この中身を見ますと税源の補助金の削減が4兆円、それでその中から税源移譲されるのが国レベルでいきますと3兆円、そして地方交付税と臨時対策債、合わせて5兆円、トータルで9兆円の削減、その中で地方に対して3兆円、これは地方分権というか税源移譲をもらわなかった方がよかったじゃないかと思うぐらい、結局9兆円のお金が税源移譲というような形の中で6兆円もトータルとして削減されていると、こういう形になっているんです、私が見た限り。しかも、今市長が答弁されましたように、税源移譲された3兆円の中身を見てみますと、ほとんどこの何と申しますか、国の国庫補助の負担率の引き下げ、例えば国民健康保険とか、それから義務教育費とか児童手当、児童扶養手当、介護保険の国庫負担の引き下げということで、実際に本当にこの地方分権と言っていますけども、自由に使えるお金がどれだけあるのかなということで楽しみにしているわけですが、今の市長の答弁ではほとんどないというお話でございますが、所得譲与税が今年度たしか2億3,900万円税源移譲された分ですけど、具体的な事例として、この中で地方としてどの程度、この太宰府市として使えるお金があったのかなかったのか、総務部長は補助金が削減された分だけ地方譲与税でその分を補てんされたとおっしゃっていますが、要するに国全体としては4兆円から3兆円、この1兆円の差額があるわけです。そこで何らかの影響があるのかなのか、この部分で廃止とかいろんなことが出てくるのかどうかという疑問も、そういう不安も持っているわけですが、実際に太宰府市としてその辺の補助金の削減額と地方譲与税額がほぼイコールなのか、予算特別委員会では大体ほぼ同じような金額だというお話がありました。そう意味において、市としてその中で自由に使えるお金がどの程度あるかということが1点目です。

2点目に、この市長が本当にもう時間がないと。新聞の論調なんか読みますといろんなもの読みますと、地方六団体は中央省庁に押されてしまったんじゃないかと、こういうような声があるわけです。一応これから、1期が決着したけども2期がスタートしようとしています。やはりこの2期のスタートの中で言われているのが地方交付税をさらに削減しようと、こういう国の動きが新聞では見られるわけです。それはなぜかということ、歳入歳出一体改革を2010年代の初頭までにやり上げようということで、国は赤字だと、地方は黒字じゃないかと、そんな中で与謝野さんが地方はウナ重を食っているとかというような話が出てきているわけですけども、このままいくとこの地方交付税、先ほど好転するのはなかなか難しいという話でしたが、この

まま黙っていくとさらに削減されていくんじゃないかという心配を持っているわけですが、これは議長会も含めてですが、やはりもう一回地方としてきちっと声を上げていかないといけないんじゃないかと、そういう思いを持っているわけです。そういうことで、全国市長会として市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかその辺のところ。これはもう地方が一つになってやらないと、結局地方は本当なめられているんじゃないかという言い方までされているわけです。これじゃいけないなという感じをいたしております。

それと、所得譲与税は今年度の分だということで、来年度からはこの部分を税源移譲ということで、国民の所得税を減税して個人住民税にこの転嫁をすると、そういう形で増税をしないと、要するにペイにしようという、組み替えをやろうとしてるわけですが、こういう形になったときに市としての個人住民税に移った場合の市としての財政は増えるのか減るのか、変わるのか変わらないのか、その辺はどうなのか、まず3点にわたってお尋ねしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、1点目の三位一体改革に伴います税源の移譲、あるいは国庫負担金の改革については、清水議員が言われたとおりの数値で推移いたしております。今回4兆円とか9兆円とかというお話がございますけども、ほとんど市町村に余り関係がないというようなものが大幅な税源移譲でございます。私どもで言いますと、大きいものについては保育所の措置費が税源移譲されたとか、今、清水議員が上げられたように児童扶養手当の負担金とか、国民健康保険というところがございます、私どもやはり補助金、数字が入ってこない金額と、どれだけ税源移譲されたかというのは毎年はじいておりまして、金額はそう大きくございませんので、大体ほぼ均等しているのかなというふうに考えております。それより痛いのは、地方交付税が大幅に減額されたと、どうもこちらの方がねらいのようございまして、平成16年度には12%ショックというお話をしたと思っておりますが、いきなり6億円地方交付税と税を補てんする特別地方債を含めまして、これが非常にいまだに引きずっているということでございます。

今年も経営方針の中で、総枠の予算を決めるときに、やはり経費の削減をしようということで、みんなで知恵を絞っている論議したわけでございますけども、どうしても6億円が埋まらないというような形からスタートしてまいったのは、やはりこの12%だと。平成16年度のカットがいまだにずっと続いて響いているということがあるようでございます。

地方六団体の交付税のさらに削減が第2期であるのではないかと、これは私も非常に心配いたしております。このごろ新聞報道では地方はピフテキを食べよんじゃないかとか、そういうような議論がなされておりますけども、我々は本当に骨身を削って、削った形で今回も予算を上げております。ご指摘のように昨年度よりも大幅な総額予算の減少になってきておるのはそのあらわれだろうというように思います。さらに市長会等々を通じまして、幸いにも福岡県知事が都道府県知事会の会長になっておりますので、市長も身近に接する機会がありますので、折に触れてその対応についてはお話が 있습니다し、市長会を通じてでもやはり地方には地

方の仕事に応じたものを要求していきたいと思っています。

今まで三位一体改革で移譲があったのは、自由度の低いものばかりです。経常経費で必ず要るものについての移譲と。我々は道路とか橋梁とか自由度の高い、自由に工夫できるものについて移譲してほしい、それは自己責任でやって市民にいろんな還元が工夫次第ではできるんだというふうに思って、そういうものを私も本当に期待しておったんですけども、そういうことがないというようなことで非常に市長も不満と思いますし、私もこれに全然満足はしていません。さらに地方交付税の引き下げとなると、本当にやっていけないんじゃないかと思っています。

それから、さらに所得税の税を減らして個人住民税への組み替えということでございますけども、これも十分にはわかっておりません。試算したところでは見合う分が来るのではないかなというふうに思っていますが、国の考え方と根底にあるのは、今度地方に税源移譲すれば、地方がいろいろ工夫をしたりあるいは陳情をしたりというような経費が要らなくなる。最終的には、そこに1割ないし2割の軽減が工夫でできるのではないかというスタンスを持っておりますので、何らかの形で移譲した仕事の量と財源とイコールに今後なっていくのかなということは非常に懸念を持っておりまして、今後ともその推移を見守りながら、国あたりにそういう陳情あるいは要望をしまいたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 個人住民税と所得税との関連は計算はしていないということでございます。いずれにしても、個人住民税の方に税源が削減された分だけ行くようになるわけですが、そうなりますと当然人口が大きく影響をしてくるわけです。働き手が多いということになってくるわけですので、再々質問でございますので、要するにこれから人口減少社会に入っていくわけです。うちの方のこの総合計画書を見ますと、様々な区画整理の案が後期基本計画の中には書いてあります。5つほど、4つぐらい、佐野土地区画整理もこれは終わりました。あと通古賀と吉松東、国分、この2つは今見通しがついていると思うんですが、4番目と5番目、佐野東地区の土地区画整理事業、それから高雄地区の土地区画整理事業、こういったことを今後期待をしているわけですけども、この辺の見通し。要するに総合計画で掲げています平成22年までの人口が7万2,000人これについての見通しと申しますか、どのような計画を立てておられるのか。今計画ありますけども、5年間で達成できるのかどうか。この辺の人口増加策というものが、個人住民税がそういう形で税源移譲になってきますので、非常に人口とのかかわりが増えてくるわけですが、この辺の部分から7万2,000人の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 私たち今回新しい手法で経営会議というのを行いました。いろんな事業の点検をしまりました。いろんな事業をするけども、財政の方に貢献された事業はどれだ

けあるかという視点から見てみました。そうしますと、ほとんどのものが経常経費が増える事業を一生懸命やってきたというような点も見出しました。今後、こういうふうに財源がない時代に太宰府市が生き抜くにはどうしたらいいのかと。それにはやはり人口を増やしていくべきではないかという答を得ました。今回の施政方針の中にもありますように、そのためにはやはりまだまだ都市圏で、全国的には人口の減少地域でございますが、太宰府市は福岡市の都市圏ということでまだ人口が増えてくる要素があります。そのためには開発を認めるべきだということで、今回は通古賀、吉松東、国分の区画整理、あるいは今後の佐野東についても太宰府市として取り組むべきものではないかと。そしてもう一つは、人口を増やすのについてやはり子育て支援、若い人たちの居住、住戸を増やそうと、そういうことも必要ではないかということで、今回重点項目としては区画整理の増進あるいは子育ての支援、そういうことによって人口増加を図っていこうと、そういうふうに考えております。非常に人口減少とともに太宰府市は高齢化時代に突入しております。それらを含めまして、やはり若い人の流入というのは今後は必要ではないかと。そういうことも考えましてそういうふうな方針のもとに今後は進むべきだと。7万2,000人についてはそういうことを含めて到達に向けて努力をしていくと、そういう考え方で経営方針の中で皆で論議をしたところでございます。

議長（村山弘行議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2項目についての再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 安全、安心のまちづくりで危機管理体制の総合整備をやってほしいということで、市長の方からこれはさらに検討していきたいというご答弁でございましたので、ぜひその方向に向かってお願いをしたいと思っています。

それで、この検討ということはずっと前も何年か前にそういう形で検討ということを言われているわけですが、その検討は大いにしてもらって結構ですが、私は前向きな答弁かなあと、こういうぐあいにとらえておりますが、その辺のところのお答えをしていただいで2項目は終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） はい、そのとおりでございます。

議長（村山弘行議員） では、よろしゅうございますか。

3項目について再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 健康で生きがいのあるまちづくりにつきましてご答弁をいただきまし

た。

まず最初に、冒頭述べましたように、介護保険、それから国民健康保険、老人保険合わせましてすさまじい伸びをやってるわけですね。一般会計からの繰り入れも平成15年度が12億円、平成16年度が13億円、平成17年度が13億円、平成18年度が14億円と、要するに右肩上がりになっているわけです。これでいいのかということが一つあります。高齢者もこれから増えていくわけですね。でも健康のことについては再三にわたっているんな議員さんからも質問がっております。そこそこで一生懸命対策はやられているだろうと、そのこと自体は否定をしないんですが、もう少しやはり先進地のことをですね、やはり有効なものをやっていただきたいと。例えばですね、私は数値目標をね、やっぱりね、そこそこに掲げていく必要があるんじゃないかと。老人医療はこの前の私いつだったかな、健康問題で質問させていただきましたが、長野県健康補導員さんのお話もさせていただきました。長野県は全国平均で一番低いんですね、老人医療費一人頭63万円。福岡県がですね、一番多くて一番高いんですね、全国で、96万3,000円。そして、太宰府市の分も出してもらいましたが一人頭89万6,000円、大体平成15年度ベースで90万円。これが国の平均と比較しますと11万1,000円高いわけですね。そのところで、少なくともですね、この全国平均にやはり努力していただきたいと。そうしないと、ただ数字でいきますと一生懸命努力してますよという形やけど、我々からするとやっぱりその結果はどうなったかということは、もうこの医療費のこの金額で見る以外にないわけですね。そういった面においてきちとした形でやはり全国平均難しいにしてもやはり努力を、そこを数値目標を掲げることによってどうしたらいいかということですね、事業としてやっていただきたいと思いますので、これが1点。

私先ほど江戸川区の「すくすくスクール」という例を出させていただきましたが、これは高齢者と子育ての兼ね合いの中でやっています。これはまた、江戸川区は少子化の問題で同じ問題で紹介させていただきたいと思いますが、非常にこの長い間高齢者が元気で過ごすための施策に力を入れてきたと。独自に開発したリズム運動やカルチャー教室が盛んで、老人医療費も介護保険の要介護認定者も23区内で最低レベルと。その元気な高齢者たちをボランティアとして積極的にそういう形で子育てに要請していると。私はもうこのこのことですね、老人医療も介護の要介護認定者も23区で最低レベルと。その一つの事業として、先ほどのこの「すくすくスクール」というものを、これは朝日新聞の社説ですけどね、紹介しているんじゃないかなということで、先ほどの答弁としては市がいろんなことをやっているとお答えになっていらっしゃるんですけど、これは教育委員会との検討も必要だと思いますので、全庁的にですね、ぜひ取り組んでいただきたいという考えを持っていますが、今回総合計画見ますと高齢者の生きがいづくりと、同じようなことが書いてあります。教えたい、伝えたいという、そういったことが高齢者の生きがいづくりになるということで、今度新たにこういったことをこの総合計画書の中に盛り込まれております。そういう意味においては、教育委員会なんかとしっかり検討していただきたいと思っておりますので、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

す。

それからですね、先ほど紹介しました健康遊具のことについてご答弁がありませんでした。これは実は千代田区で東京都老人総合研究所というところがございまして、これも以前の議会での質問のときにこの東京都老人総合研究所の取り組みを紹介させていただきました。千代田区というのは介護予防に物すごく力を入れておるわけですね。その一環として、この東京都老人総合研究所の指導を受けながら介護予防にどういうものにつながるかということで、この公園にですね、800万円ですけども10基の健康遊具を設置したということです。こういう形で遊具の内容がインターネットでホームページを見ていただきますと出ておりますので、ぜひご参考にしていただきたいと思います。

しかし、ただこれ設置したからといってすぐ年寄りが見える物じゃないと。やっぱりインストラクターを使ったりしてですね、いろんな形でリピーターを呼んで介護予防に効果を上げていくということで、今後の公園づくりの中にもですね、こういったことが必要じゃないかと思っておりますので、この2点目についてですね、お答えをいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 再質問でいただきました医療費が一定の目標を立てて、数値目標立てて計画をすべきじゃないかというご質問でございますが、医療費を下げるためのいろんな取り組みをやっていかなければならないというふうにも思っておりますし、当然高齢者につきましては介護保険につきましても介護予防ということでの方向転換もあっておりますので、そういうものも含めて当然取り組んでいきたいというふうには考えております。

それで、医療費の適正化につきましては、1つ国の方で今回の医療制度改革の中でも医療保険制度の将来にわたっての医療費を抑制していくということもございしますが、改革の中では高齢者医療保険制度の創設ということが一つ、それから医療費の適正化、それから保険者、太宰府で言えば太宰府市の太宰府になります。保険者の再編・統合というあの県単位とする広域化もしていこうということが大きな目標の中で上げられておりますし、太宰府市としては一つは医療費の適正化に向けてはレセプトの点検の充実、それから健康づくり教室、それから保険事業等そういうものにつきましても国民健康保険を实际担当しております国保年金課の方で保健師を一人増員した中で、生活習慣病の予防とかですね、検診指導を充実していきたいということがございます。そういうことで、いろんな取り組みをする中で医療費の抑制につながる事業をやっていきたいというふうにも思っております。

それから、江戸川区の取り組みのことを言われたんですが、介護保険料が低いというところなんです。介護保険そのものにつきましても予防を中心とした取り組みになっていくんですが、元気な高齢者の方々につきましても、平成18年4月からは非営利法人になるんですが、太宰府ボランティアネットワークの協力を得ながらシルバーいきいきサロンというのを一つの生きがい活動として取り組んでいこうと。それにつきましても、市としても協働しながらいろんな事業をですね、その中で取り入れていただいてやっていただくことも介護予防につながるん

じゃないかなというふうに思っていますし、現在4月13日が第1回目になるんですが、こういう一つの生きがい活動というところですね、どういうものを取り入れていこうかということも含めながら説明会を開催していくということも一つの事業でございます。それから、いろんな情報を提供していくということも大切な事業の一つだというふうにも思っております。

それから、太宰府のシルバー人材センターの方でも中・長期計画の中なんですけど福祉高齢化への対応というところで、シルバー人材センターの中でも家事援助サービスとかそれから育児支援とか介護サービス、そういうものも一つの事業の中で取り組むことによって、元気な高齢者の持続というところにもつながってくるかということで取り組みをされております。これは生きがいづくりの事業の中の一つにもなってくるかと思えます。

それから、遊具の件でございますが、これは実際遊具をつけるときに800万円ぐらいというふうに言っておりますから、かなり高額だなというふうに思いますし、その辺につきましてはこれも担当しております建設部の方ともですね、協議を重ねながら検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

次に、4項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 障害者自立支援法あるいはこの障害者雇用促進法という形で新しく今回法律が施行されております。たくさん聞きたいんですが、もう時間がありませんので、1点だけですね、お聞きをしたいと思います。

今回自立支援法とともに障害者を雇用促進法という形で障害者の就業機会の拡大を目指してということで3つポイントが上げておられます。1つは精神障害者に対する雇用対策の強化、2つ目が在宅就業障害者に対する支援、3つ目が障害者福祉施策との有機的な連携と、ということが障害者の就業機会の拡大を目指してということであるわけですが、その中でですね、在宅就業障害者に対する支援というのがございます。障害者の方ができるだけ地域で、そして働く意欲を少しでもつくっていきこうという形で今回こういう制度をつくったわけですね。この在宅就業障害者に対する支援というのは、在宅の障害者の方に企業が業務を発注すると。例えばホームページをつくってくれと、そういったもので企業がその障害者の方に発注をすると、企業に対して特例調整金あるいは特例報奨金の支給を国がすると。これは発注の奨励をしようという一つの大きな改正でございます。これ見ますと、企業と在宅就業障害者が直接に結びつくということですが、なかなか在宅の障害者の方たちにとってみれば、この企業との結びつきというのは難しいんじゃないかなと、こういうぐあいに思っているわけですね。そこで、本市のこの後期基本計画の障害者福祉の中で障害者プランが平成19年度で終期を迎えるので見直しを行うと。その中で地域福祉活動の推進あるいは就業の促進云々ということで就業の促進という項目もしっかりうたってあるわけですね。これを見たときに、この企業とこの在宅障害者、あるいはその中間に今度新しく新設されます在宅就業支援団体、大体10人以上の在宅就業者に

対して継続的支援を行う団体と形になっているわけですが、こういったものもこれから任意にできてくるだろうと思うんですけども、要は企業とこの在宅就業障害者とのこの橋渡し役がなかなか難しいんじゃないかなと、そういうことで市町村の果たす役割が私はあるのかなあということをおっしゃっているわけですので、この就業の促進ということ、先ほどはハローワークという話がありましたが、今度こういう形で新たな部分が出てまいりましたので、市としてですね、ぜひ検討をしていただきたい。これは企業がその発注するという話ですが、市としても、市は特例調整金とか特例報奨金がいただけるかどうかわかりませんが、市としてもいろんなところに民間に委託をする前に、これは障害者の人もできる仕事じゃないかというような形ですね、これは福祉課だけでできる話じゃありません。福祉課は行政各分野における役割を明確にするという形の中で、こういうことも福祉計画の中に盛り込んでほしいなあと、こういうぐあいに思っているわけですが、このことについてお答えをいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 障害者の雇用の促進等に関する法律、こういうものが平成18年4月から改正されるわけでございますが、質問の在宅されておられます障害者に対する就労支援というところでは、障害者に対するいろんな施策につきましては10年前ほどになるんですが障害者プランというものをつくりまして、今回新たに障害者福祉計画というものをつくるようにいたしております。それで、恐らく平成18年度中につくり上げていくわけですが、その中で当然この法律に盛り込まれております制度、それから行政の役割ですね、それともう一つは企業と、それから当然就職のあっせんという、就業のあっせんというところが出てきますので、いろんな関係機関との調整と、それからいろんな意見を聞いていく必要があるというふうに思っております。

それで、この計画をつくる中では、障害者施策推進協議会というものを障害者プランを作成するときにつくっておりましたので、こういう協議会でいろんな意見をもらっていききたいというふうに思っておりますし、もう少し広い範囲では筑紫地区の4市1町の中で自立支援法という法律が新たにできましたこともありまして、筑紫地区で同じような課題を持っておりますので、そういう情報交換も含めましていろんな協議を進めていきたいというふうに思っております。

それで、もう少し具体的になりますと、在宅就業支援団体も当然4月からそういう団体が出てくるわけでございますが、それと同じように行政としてもいろんな就業の場とか就業できるものをですね、あたりをできる限りの範囲でですね、橋渡しというものも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

次に、5項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 少子化対策についてですね、再質問させていただきます。

先ほど県の事業で本当は江戸川区の紹介をしたかったんですが、時間がありませんので省かせていただきまして、1点だけお尋ねします。

医療費の初診料、往診料の無料化、県が来年の1月からするということで検討していきたいということでございました。検討というのもいろいろ幅がありますので、先ほどの総務部長のような答弁でそうですと言っていたらもうそれでいいわけですが、前向きに検討するという形でもよろしいのかどうか。はい、そうですと答えれば、それで終わりです。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 乳幼児医療の件につきましては、4歳までの無料化というところで実施しております。それで、あと初診料それから往診料ですかね、その分で福岡県の方でも実施をしていこうという動きがございますので、そういうものにあわせて本市としても行っていきたいというふうに思っております。

それで、1つ違いますのが、県としては3歳というところがございますので、本市としては4歳まで無料化しておりますので、その辺も含めましてですね、十分検討していきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

13番（清水章一議員） ありません。

議長（村山弘行議員） 6項目についての再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 6項目について再質問させていただきますが、特に事業仕分けについては、これはもうちょっと時間がありませんので、一般質問の方でまた機会があればさせていただきますと思っております。

歳入増加をいろいろ図っていこうということで、うちの第四次の行政改革の中にもその旨が書かれているということでございます。そして、横浜市がですね、広告ビジネスを自治体の新たな財源にということでいろんな形でやりまして、大きなところですがここは広告収入で2004年度、2004年度やから2年前やから平成16年度からスタートして、今年度の予算の中では1億8,300万円の収入を見込んでおるといふ形の部分があるわけです。これは後でホームページを見ていただければあるかと思いますが、ホームページを見ますともう横浜のバナー広告がたくさんあるわけです。

こういったこともありますし、それから先ほど申しました観光客がお見えになって本当にどれだけの経済効果があるのかということもはっきりわからない部分もあるわけですが、これから言うならばお金を稼ぐ、歳入を稼ぐという形の中で、私どこがやっているのかという所管ははっきり見えてこないんですね。宿泊施設になれば観光課になるのかなあ、商店街の活性化になれば産業交通課になるのかなあといういろいろあるわけですが、要は全体として市がこういう振興をすることによってこういう広告収入もあるわけですが、歳入増加を図るためにどこかの所

管がやっぱりきちっとまとめてやる必要があるんじゃないかなあと、そういうことを今回どうしても質問したかったものですから、その辺のところをですね。もうこれは政策になるのかどうか分かりませんが、今後やっぱり必要じゃないかと思います。どこか窓口で、ここでしっかり稼ぐと、それでそれぞれの所管は所管でまた仕事をしていただくという形ですね、しっかりした窓口、窓口というか所管が必要やないかなと思いますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 歳入の増につきましては、いろいろの関係課がございまして、それぞれに知恵を出しながら歳入増を図っていくものというふうに理解しております。

ただ、政策的に現在進めておりますのが税務課の納付書の発行、これ一度に2万通とか3万通を出すわけですし、よその市でも行っておりますが、その封筒に広告を入れることによって広告料の収入を図る、そういうようなことも考えておまして、その場合は税務課が中心となりまして財政課も封筒をつくっておりますし、国保年金課も通知を出すときに封筒に入れて出しておりますので、税務課を中心として市としてどう広告を出していくかと、そういう封筒についてはですね、そういうことで進めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

7項目についての再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 平成18年度の施政方針の中で、総合体育館、小・中学校の体育館の耐震構造を調査するということでありまして、実は昨年の6月議会でですね、水城小学校の体育館の天井を、新耐震基準で補修したけども、震度4の地震で落下したということで、その原因に関してはよくわからないということで、内部の方でもう少しよく関係者に聞いてほしいということで調べさせているという答弁があるわけですが、あれはその後どのような調査の結果が出たか教えていただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 水城小学校の体育館につきましては、3月20日の西方沖地震で躯体部分には影響はなかったわけですが、附帯部分で一部落下が見られました。それをすぐさま補修工事を行いました。4月20日の余震で再びその附帯部分が一部はがれたということがございまして、附帯部分についてはもう撤去しようということで撤去をいたしておりますので。原因については激しい揺れであったということだろうと思いますが、そういうことで補修工事を行っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

13番（清水章一議員） はい。

議長（村山弘行議員） 8項目についての再質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 以上で、公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派新風の代表質問を許可します。

6番門田直樹議員。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

6番（門田直樹議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、新風を代表して平成18年度の市長の施政方針について質問させていただきます。

まず、基本的施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについてですが、平成15年7月の大雨災害後の復旧状況と今後の防災体制について伺います。

今まで多くの議員が何度も質問に立ち、詳細な回答をいただいております、重複するところがあるかもしれませんが、いま一度よろしくお願ひします。

1時間100mmを越す大雨のため、市内全域で被害が発生、特に三条、国分や北谷はがけ崩れや土石流で家屋の倒壊、死者1名など大変な被害が出ました。また、御笠川のはんらんで多くの民家が冠水し、内装から家具、自動車まですべてを失った市民の嘆きはいまだに記憶に鮮明です。

また、災害の後は被災住民と行政区、市当局との間で災害復旧や財政支援について大変混乱していたことを覚えています。

その後は砂防ダム、治山ダムの建設、水路の整備と進んでまいりましたが、まず1点目として平成18年夏の時点で平成15年7月当時と同じ量の雨が降った場合、どの程度の被害が予想されるのかお聞かせください。

2点目は、防災のソフト面としての地域防災計画についてお尋ねします。

各行政区では市の指導のもと、図上防災訓練や避難経路の見直し、災害時の避難所設置や支援体制などを検討、それぞれ地域の实情に合った防災計画を立案、施行しているところですが、各区の現状、特に被害が大きかった区の進捗状況についてお聞かせください。

また、高齢者世帯や身障者、いわゆる災害弱者と言われる方々については、個人情報保護の関係もあり各区とも把握が十分でなく、また緊急時の対応もご近所任せにせざるを得ないのが現状です。ここのところも市としてどのようにお考えなのかあわせてお聞かせください。

次に、基本的施策「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画についてですが、ご承知のように本市は昨年12月に太宰府市男女共同参画推進条例を制定しました。

この条例は、苦情処理機関として男女共同参画推進委員を設けています。この推進委員は独立した第三者機関として市民や事業者を監視、摘発するものですが、全国各地で混乱を引き起こし問題になっていることは今まで再三申し述べてまいりました。結局賛成15、反対4で可決しましたことは、大変残念かつ遺憾なことでありますが、この反対4名は我が会派新風の4名であります。我々は今後もこの条例が市民に与える影響を注意深く見守り、問題点を指摘していく所存であります。

さて、本市におきましてこの条例が制定されるまでの流れをもう一度振り返ってみたいと思

います。

国では昭和60年の男女差別撤廃条約批准、平成7年の北京宣言及び行動綱領の採択に続き、平成11年第45回通常国会で男女共同参画社会基本法が成立いたしました。さらに、平成12年男女共同参画基本計画が策定され、都道府県及び市町村の一部で条例の制定が進められてきました。

本市におきましては、平成元年に婦人問題懇話会の設置、同3年に女性行動計画策定、平成13年に懇話会を男女共同参画審議会へ変更、平成15年に同審議会の答申により太宰府市男女共同参画プランを策定しました。そして、平成16年3月、市長は同審議会に対し条例に盛り込むべき基本項目について諮問、同年8月の中間答申の後、12月に最終答申がなされました。しかし、そこで出てきたものは諮問されたはずの基本項目ではなく、前文に始まり全33条にわたる条例案でした。

さきの12月議会でも、いかなる理由で基本項目が条例案に化けてしまったのかお尋ねしましたが、納得のいくご回答はありませんでした。このような条例の制定に当たり、条文の内容そのものを審議会等に丸投げするというようなことはかつてないことであると理解しておりますがいかがでしょうか。

さて、本日は真の男女共同参画を進めてまいります上で大変問題があると思われまるところの2点、1点目は太宰府市男女共同参画プランに関する事、2点目は太宰府市内の小・中学校において成長の度合いや理解を考えない過激な性教育が行われていないか、また混合名簿の使用実態等についてお尋ねします。

1点目ですが、本市の男女共同参画プランは全編これジェンダーフリーであふれ返っています。ジェンダーフリーの意味ですが、おおむね生物学上の性差以外はすべて慣習に基づく偏見として排除しようという考え方です。1970年代にアメリカで社会的、文化的に形成された性といった意味のものをジェンダーと名づけ、さらに日本でフリーを加え、性別秩序の破壊、性別秩序からの開放を意味するとした和製英語です。また、男らしさ、女らしさ、伝統文化や慣習、専業主婦などを否定し攻撃する男女平等原理主義ともいえます。

過去の一般質問でも何度か取り上げましたが、執行部のご答弁ではこのジェンダーフリーという用語について「一部に画一的に男女の違いをなくすという意味で使用している人がいるが、本市においてはそうではない」と言いながら、「性別による役割分担はなくしていく」ともおっしゃり、また国はどのような用語を使うかは地方公共団体が判断すべき問題であると言っているとも明言されています。これらのことは、太宰府市は男女の役割分担を否定し、その支柱であるジェンダーフリーという言葉と概念を自らの判断と責任でプランに盛り込み実現を図っていくということによろしいのでしょうか、お答えください。

私どもの知るところでは、ジェンダーという概念そのものが性的秩序を破壊することを目的として一部の急進的な学者が考え出したもので、現在ではほとんど否定されつつあることは周知の事実であります。古くはウーマンリブなどと称して活動してきたフェミニズムが、形を変

え、理論武装し、さらに男女平等を掲げながらその実あらゆる価値の否定、ひいては歴史や文化の否定まで盛り込んで登場してきたのがこのジェンダーフリーであります。

あるシンポジウムに出席された方が女性ですが、「ジェンダーフリー思想の根本には男性に対する敵意があり、女性であることはとても不幸だという発想がある。子どもを産み育て、朝ご飯をつくり、夫を送り出し、学校から帰ってくる子どもたちを迎えてあげる。しかし、ジェンダーフリー思想はそのような女性を敗者と決めつける。普通に見れば国の礎となる人を育て面倒を見ている立派な彼女たちが誇りを持ってないでいるのが本当に問題です」と発言されておりました。私も全く同感です。

大学では、最近ジェンダー学を必修科目としている学部も増えてきましたが、そこでは「区別は差別」、「結婚は女が家事とセックスの奴隷になること」、「中絶は女性の基本的人権だ」などと教えられています。これは余りにも一般的常識、感覚からかけ離れた特定イデオロギーではないでしょうか。

先ほども申しましたが、太宰府市は平成15年3月に男女共同参画プランを策定しました。この中にジェンダーフリーという文言が27か所も出てきます。その他、性と生殖に関する権利、いわゆるリプロの問題や表現の自由の制限、審議会、外郭団体、補助団体への強制的数値目標の設定など問題が多いと言わざるを得ません。

3年前の策定当時と比べ、男女共同参画に対する市民の意識も変わってきていると思います。男女が互いにその違いを認め合った上で助け合い協力し合って、真の男女共同参画社会が実現されるよう本市の参画プランを見直す時期に来ていると思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、市内の小・中学校における混合名簿の使用、性教育の実態についてお尋ねします。

様々な学校行事で、だれだれさんと呼ばれるのを聞いて女の子かなと思ったら男の子だった、あれっと思われた経験をお持ちの方は多いと思います。教科書や教材でも男児の「君」呼びが「さん」に変わっているようです。

また、数年前から学校現場で混合名簿が使われ出しました。混合名簿推進派の主張によると、男女別名簿は上下、優劣からやがて抑圧、支配、服従につながるそうです。何ともはや大げさというかイデオロギー丸出しの珍説としか言いようがありません。君呼び、さん呼びもつくられた性、つまりジェンダーであり不平等であるから排除しなくてはならないそうです。当の子どもたちと親の気持ちにはお構いなしです。

東京都国立市の例ですが、教師たちは男女の分離と男が先の男女別名簿を性別役割分業のまかり通る差別社会の象徴と見て、これを突き崩す初めの一步として混合名簿導入を位置づけました。続けて、学校生活の中でのあらゆる男女の分離の習慣を男女をまぜるという原則を立ててひっくり返し、入学式、卒業式、朝会での並び方を変え、さらに男女の特性に応じた扱いを否定する観点から男子を君、女子をさんという呼び方をすべてさんづけに変更しました。体育を混合で行い、運動会での男女別徒競走、リレー、組体操、騎馬戦も男女混合で実施、これま

での体育係が男子、保健委員は女子を見直し、学芸会でも役割分業にならぬよう配役を調整しました。また、女子に対して女のくせに女らしくない、同様に男子に男だろう、さすが男だなどという言葉が教師が口にしないよう呼びかけました。

この思想を突き詰めていくと、学校の職員名簿も校長、教頭という順番ではなくあいうえお順の名簿が生まれ、先生と呼ばず校長も職員も同様にだれだれさんと呼ぶ学校が生まれてきます。さらに、教師と児童・生徒は人格的にも対等だからと、小学生が校長に向かって土下座すると迫る事件が国立市で発生したのも当然の帰結と言えるでしょう。太宰府市の小・中学校において男女混合名簿とさんづけ呼称がどこでいつからどのように行われているのか、その実態についてお答えください。

次に、市内の小・中学校における性教育の実態についてお尋ねします。

以前過激な内容が問題になった「思春期のためのラブ&ボディBOOK」なる本について質問したことがありましたが、そのときの教育部長のお答えは「そのたぐいの本については知らない」、つまり聞いていないとのことでしたが、その後はどうでしょうか。

平成17年3月4日の参議院予算委員会で自民党の山谷えり子参議院議員が大阪府や神奈川県で使われている過激な性教育教材を示すと、答弁に立った小泉首相もこれはひどいと絶句されました。男女共同参画基本計画の中に、本来男女共同参画とは全く関係ない性教育の充実がうたわれていたことが子どもたちの無節操な性交渉を招いていると同議員は指摘しました。

この質疑がテレビで全国放映されると大きな反響が寄せられ、自民党は安倍晋三幹事長代理、当時ですが、を座長に「過激な性教育・ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」を立ち上げ全国調査に乗り出しました。3か月で全国から寄せられた事例は約3,500件に上り、中にはショックで声が出ない議員もおられたようです。

前回一般質問の折、この中の幾つかを資料として配付していただくようお願いしましたが、議長の許可を得られませんでした。私としては残念だったのですが、やはり余りの内容の激しさ、おぞましさに不適切と判断されたことだと納得しております。太宰府市内の中学校4校、小学校7校においてよもやこのような事例はないとは思いますが、その実態についてお聞かせください。

最後に、基本的施策、快適で魅力のあるまちづくりの情報通信基盤の整備についてお尋ねします。

ちょうど1年前の3月議会でCIO（情報化統括責任者制度）の導入についてご提言申し上げたのですが、今回は太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）の進捗状況について伺います。

まず、情報化推進計画の趣旨について概略で結構ですのでご説明ください。

次に、高度情報化推進プランにおいて、市のホームページの充実等について今後どのように整備されるのかお聞かせください。

また、行政情報化の取り組みとして電子申請システムの稼働状況について、また電子投票シ

ステムの将来の導入はお考えかお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派新風を代表されまして門田直樹議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、「健やかで安心して暮らせるまちづくり」の安全なまちづくりについてご質問にお答えいたします。

まず、平成15年7月の大雨災害の復旧状況でございますが、平成15年7月19日未明の未曾有の降雨により本市をはじめ近隣都市も大きな被害を受けました。市といたしましては、地元住民の願いを十分に承り、その声を国、県へ伝えて、できるだけ早急な対応をいたしてまいったところでございます。

本市におきましては、国、県、地元関係者及び地権者のご協力によりまして、一部を残し本年度中に災害復旧工事を完成予定であります。これほど早く工事の完成ができたのも、市議会関係者や市民のご協力のたまものと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本市の災害を改めて顧みますと、県事業といたしましては概算、治山・砂防事業費30億円、河川事業費として御笠川全線改修で200億円を超える莫大な事業であり、本市だけでも20億円の改修費となっております。また、本市の事業費は河川事業をはじめ30億円を超える災害復旧事業でありました。

県事業の治山・砂防事業はまだまだこれからのところもございしますが、いずれにいたしましても本市復旧事業費として80億円を超える大変な事業でございました。冒頭申しましたように、皆さんの大変なご協力を得まして、そのほとんどが予定どおり進んでまいりました。まだ関連事業としていろいろな整備をいたさねばならないところもございしますが、災害復旧事業は3年間という原則のもとに一応の復旧事業を完了いたしましたところでございます。

また、ご質問の平成18年に平成15年と同じ雨が降ったときのことですが、土石流対策につきましては災害後水城、国分、三条、北谷、内山地区、四王寺山系及び宝満山系に林野庁福岡森林管理事務所によります治山ダム18基、県農林事務所によります治山ダム16基、県那珂土木事務所によります砂防ダム3基の計37基が平成17年度末に完成いたします。今後も危険度の高いところには順次施工されますので、土砂災害を高い度合いで防げるものと考えております。

河川のはんらんにつきましては、市施工の内山・北谷地区の4河川につきましては災害関連工事により改修されましたが、県施工の御笠川の改修が落合橋が工事中でございますが、前述いたしましたようにできるだけの対策を講じてまいりますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、地域防災計画についてですが、平成15年7月の豪雨災害を教訓にいたしまして、初動体制確立の時期や災害対策本部における各班の分掌事務を詳細にわたり明確にするなど一定の見直しを行っております。災害防止や被害を軽減するためには、市と地域との情報の連絡、共

有等が重要であることから、地域における最大の防災力である自主防災組織の結成に向けた取り組みを行っておるところでございます。

特に平成15年の被害が大きかった区については、災害図上訓練を通しまして速やかな自主防災組織の押し上げを呼びかけているところでございます。

また、いわゆる災害弱者と言われる方々の避難援助など緊急時の対応につきましては、個人情報との関係では全国的な課題となっておりますが、地域におけるコミュニティづくりの推進とあわせてその対応について考えていきたいと思っております。

情報通信体制につきましても、平成18年度にはふくおかコミュニティ無線を整備することにしたしております、このことによりまして市民の皆さんに対し一斉に防災情報を迅速、的確に周知できることとなります。今後も災害図上訓練や総合防災訓練等を通しまして、常に防災体制を点検、精査しながら体制の充実強化に努めていきたいと思っております。

続きまして、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の男女共同参画についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市の男女共同参画プランの見直し予定についてですが、本年4月から男女共同参画推進条例を施行し、条例に定めている市の責務、基本的施策に沿って施策を行っていくことが基本でございますが、本プランの具体的施策について条例と合わない箇所がある場合があれば見直していくところになるかと思っております。

さて、男女共同参画社会を実現していくとき、男女の人権が尊重されることや、仕事と家庭生活の両立ができるようにすること、あらゆる分野の意思決定の場に参画を進めていくということ等があります。その際の大きな障害の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的役割分担意識があり、時として男女の差別や活動の選択の制約につながっていることもあります。

このプランの中では画一的な男性像、女性像を押しつけることなく、だれもが性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できるよう理解を広めるためにジェンダーフリーへの意識の改革という方向で取り組んでいるところでございます。これは、本市条例の基本理念や基本的施策の趣旨に沿っているものと理解しております。

また、ジェンダー、ジェンダーフリーという用語に関しては、国の男女共同参画基本計画で整理されたものを参考にしながら、市民の理解が進むようさらに広報啓発に努めたいと思っております。

次の市内小・中学校における混合名簿の使用、性教育の実態等につきましては、後ほど教育委員会でご答弁させていただきます。

次に、快適で魅力あるまちづくりの情報通信基盤の整備の太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

最初に、情報化推進計画の趣旨の概略につきましてお答えいたします。

国におきまして平成13年1月に、e-Japan戦略の中で、5年以内に世界最先端のIT国家となるという目標が示されました。それを受けまして、福岡県ではふくおかIT戦略を策定し、電子自治体構築に向けた取り組みを推進しており、各地方公共団体におきましても高度情報化時代に対応した施策の推進が求められております。

本市におきましても、こうした国や県の方針に沿って平成15年3月に太宰府市高度情報化推進計画（IT推進プラン）を策定いたしましたところでございます。

本計画策定の目的といたしましては、市民サービス向上及び行政運営の効率化、高度化の実現に向け、本市にとって必要な情報施策を見きわめるとともに、国の支援策や県の施策を有効に活用しながら効率的で効果的な情報化投資を行うため、情報化施策の方向性やスケジュールを明確にすることを目的としております。

計画期間といたしましては平成15年度から平成17年度までの3か年とし、21事業33項目の計画を掲げ事業を進めているところでございます。

次に、市のホームページの充実について今後どのように整備されるのかということについてお答えいたします。

本市のホームページにつきましては、平成12年9月に市職員の手づくりにより開設し運営を行ってききましたが、平成15年4月からはリニューアルし、現在は職員の手作業と一部業者委託により運営を行っておるところでございます。

アクセス件数につきましては、この3年間で言いますと平成15年度が10万2,150件、平成16年度が15万3,879件、平成17年度は今年度途中でありますが既に22万件を超えており、年々増加の傾向にあります。ホームページにつきましては、市民サービスの向上や行政事務の効率化のため有効な手段だと考えております。市民や市外の皆さんが今以上に必要な情報を容易に取り出せるよう、情報コンテンツの充実に努めますとともに、平成18年度にはホームページデザインやメニューの変更も検討することにいたしております。

次に、電子申請システムの稼働状況についてお答えいたします。

現在市ホームページメニューの中にダウンロード申請のページを設けており、ここから現在10課15種類の申請書や届け出書などの様式がネットから取り出せるようになっており、市役所まで出向かなくても用紙を手に入れることが可能でございます。

しかしながら、国が進める電子自治体の目標であります電子による申請書等の提出など本格的な電子申請の構築につきましては、技術的な問題や導入にかなりの経費が発生することから、現在本市も加入しておりますふくおか電子自治体共同運営協議会で開発中の電子申請システムの開発状況を見守りながら検討しているところでございます。

次に、電子投票システムの将来の導入についてお答えいたします。

電子投票システムが導入されますと、タッチパネルなどを利用した選択式の投票となることから、無効票や疑問票の削減で有権者の意思が正確に反映されるなど市民サービスの向上につながるるとともに、コンピューターによる正確で迅速な集計作業で開票事務の効率化、迅速化が

図れ、人件費などの費用の削減もされ、行政事務の効率化が図れることとなります。

しかしながら、先進自治体において導入が始まったばかりであることやシステムのトラブルなども発生していることから、本市といたしましてはシステムの成熟度や法制度の整備を踏まえ慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 市内の小・中学校における混合名簿の使用及び性教育の実態等についてのご質問にお答えいたします。

まず、男女混合名簿の使用につきましては、市内のすべての小・中学校で使用されております。ただ、運用につきましては、例えば出席簿は混合名簿で身体測定用の名簿は男女別というように状況に応じて使われております。

次に、性教育の実態についてですが、まず内閣府の平成17年10月の事務連絡において、学校における性教育の充実については、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を重視しており、決して過激な性教育を容認するものではないことが明記されております。

太宰府市内の小・中学校における性教育についても、すべての性差を否定する方向での指導は行っておらず、校長の指導のもと学習指導要領ののっとり児童・生徒の発達段階を踏まえて行われているところです。学校における逸脱する事例があるとすれば、男女共同参画が目指すものとは全く異なるものであり、教育委員会としても改善に努めたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件について答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時58分

~~~~~

再開 午後 2 時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 項目について再質問はありませんか。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） 大雨災害の復旧状況と今後の防災体制ですけれども、災害復旧は3年が原則ということで、実際私が住んでおります国分のあたりも本当にきれいにでき上がってですね、これならばかなり改善できたのじゃないかというふうには思っています。思い出してみま

すと、当初質問の中でも言いましたけども、まずいつ復旧できるのかとかですね、窓口はどこにどう行っていいのかわからないとかですね、私なんか議員になったばかりでよくわからなかったんですけど、その中でやはりこういうふうな大規模な災害になりますと補償とかそういうふうな財政支援とか一体どうなっているのかと、ある程度当然何らかのものはやっていただけるといふふうに思われているわけですよ。我々もそりゃそうじゃないかといふふうに思いまして、その後本当に長い間ですね、議会の中でもいろいろとお尋ねしたりお願いをしたりしてきたわけですが、なかなかやはり私有財産といいますが、個人のものに対しては、一円も出せないということで厳しい現実が待っていたわけですね。ただ、非常にいろいろな措置、いろいろな税関係の免除、減免とかですね、あるいは低利の貸し付け、あるいはそういうふうな仮設住宅はつくらないけれども、いろいろいいところを宅建協会さんとも協力してお世話する等々、たくさん努力していただいたことはわかっているんですけども、実際家がですね、少々の被害だったらいいんですけど、やっぱり家一つ倒れたりすると、もう途方に暮れているわけですよ。

そこでまず、本当に特に建設部長、富田部長なんか地元にも何度も何度も出てきていただいでですね、物すごい嵐のような中でずっと説明していただいでですね、また助役も来ていただいで最後、市長も来ていただいで、いろんなお話をしていただいたんですけど、何度も繰り返してわかるのはわかるけれども、やはりそういうふうな水がですね、襲ってきたところに何らかやっぱり行政の責任があるんじゃないかということですね。開発がいけないというんだったら、開発を許可した行政の責任はどうなるんだとかという考えもあると思います。そういうような中で、しかしやっぱりないということで、寄り切ったというのが事実だと思うんですけども、やはりそうやって寄り切ったといいますが、こうなった以上は、本当にもう二度とやっぱりそういうことがないと、これだけやったんだからこれから先は本当の意味の天災だよと言えるようなですね、ものをやっていただきたいということで、今日質問したわけですが、そういうふうなハード面ですね、に關しましては、本当に目に見える形ですばらしいものが国、県ですね、また地元の我々太宰府市の力というか努力でできてきていますので、かなり安心もしております。

そこで、このいわゆる自主防災組織というものを市の指導のもとにですね、各行政区につくったらということをやっているんですけども、実際机上の論と言いますとちょっと言い過ぎですけど、なかなか難しい面があります。その辺をもう少し地域コミュニティとあわせていろいろ検討していくといふふうなたしかお答えだったと思いますけれども、1点目は、もう少しこの災害弱者ということを取り上げたんですけども、何らかの消防また市で、ある程度何か緊急連絡的なものをですね、この防災無線の話もありましたけども、もう少し何か具体的に、例えば対策本部が総務を中心に置かれると、今度はそこと区が連携してとかですね、何らかのもうちょっと具体的なものがないのか、もう少しお話しください。1項目めの再質問はそれだけです。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 豪雨災害で歯どめについては3年間で一応終了をしつつあるということ  
で、あとは本当に災害が起きて初めて地域の連携が必要ではないかと。阪神大震災のときもテ  
レビではそういうふうに使っていたのを思っていたんですが、自分の身に受けて初めてこの連  
携というのが大切だなと思っています。それで、各区においても自主防災組織のマニュアルと  
いうのがございますので、各区長さんにどうぞつくって今から自主活動をしていきましょうよ  
というふう呼びかけております。

しかしながら、先ほど被害に遭わなければと言いましたけども、その地域は大体でき上がっ  
ております。それ以外に被害に何も遭わなかったところについては、やはり足踏み状態とい  
うのがあるようでございまして、それでも防犯と結びつけて今少しずつ組織をつくりつつあるよ  
うでございますし、私の方も側面から地域コミュニティの推進という形でこの防犯とか安全・  
安心のまちづくりとかいろんなメニュー、福祉に関する部分とかというものをメニューをそろ  
えて今推進しておりますので、実は今各行政区の方に、どのような組織がどういう形ででき  
ていますかというふうなことで問い合わせ中でございます。私の方で、はっきり今つかんでい  
るのは6行政区でございますけれども、もう少し増えるのではないかなと思います。その状況  
を見ながら今からそれこそ国民保護法の関係等もございまして、また条例もつくっております  
ので、もう少し強く働きかけていきたいとそういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 建設部長は答弁はないですか。

建設部長（富田 譲） ありません。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再々質問はありませんか。

（6番門田直樹議員「ありません」と呼ぶ）

2項目についての再質問はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 男女共同参画について、質問を私するのは4回目なんですけど、条例も  
できてですね、ある意味、今さらみたいなことを言われるんですけども、ただまだまだ参画プ  
ランは今日のメインなんですけども、非常に問題があると思って質問をさせていただいてい  
ます。

この前知り合いといいますが、ちょっと知り合いになった福岡市の市議会議員と話してた  
ら、ひどいのできちゃったねと言われてですね、恥ずかしいやら腹立つやらありまして、まだ  
まだですね、条例というの我々人間がつくったんですから将来どうなるかわかりませんが  
も、そこで今お答えをいただいたことですね、なかなかまとめ切らんかったんですが条例と  
の関係ですね、基本法との関係ということをおっしゃられたと思うんですけども、まず要は  
ジェンダーフリーでいいのか、見直すのかということでした、私が言ったのは、その前に丸投げ  
と私表現したんですが、ちょっと表現が悪かったかもしれませんが、審議会に諮問したのは  
先ほど登壇した中でも言いましたように、条例に盛り込む基本項目ですね、それがなぜいつの

間に条例案になったのかということをもう一度説明してくださいということをお願いしたんですけど、ちょっとその辺がなかったように思います。ですからその辺を、まずもう一度説明してください。

それから、ジェンダーフリーでいいのかということで、もう一回このジェンダーというのをもう少し、あるいはジェンダーフリーですね、というものをもう一回考え直そうじゃないかと、この英語ないしは和製英語ですね。先ほど言いましたようなつくられた概念だということ私を言いたいんですが、ジェンダーについて単なる男女平等とか女性の社会進出の話と思われると、これは大間違いなんですよ、違うんですよ。ジェンダーフリー運動のねらいというのは、もともとフェミニズムと言いますが幅がある言葉ですから、悪意とかそういう意味で言っているんじゃない決してありません。いわゆる婦人参政権運動です、19世紀から20世紀の半ばぐらいまでですね、欧米から始まりましたそういうふうな運動に始まりまして、要するに女性も男性と同じような政治的、社会的権利を持つべきだと、これは当然のことですよ。そういうふうなことで、いわゆる第1期とよく言いますが、その中でそういうふうな運動が発展してきたと。ただ、現在日本でこの吹き荒れているいわゆるジェンダーフリーとかですね、言っているこれはちょっと違うんですよ。これは、いわゆるラジカル、激しい過激なラジカルフェミニズムとか、あるいはマルクスフェミニズムとか言われているようなものですね。どうということかちょっと説明しますと、いわゆるラジカルフェミニズムというのは、アメリカのウーマンリブで、先ほども言いましたがウーマンリブ運動というものがありましたが、そこから発展したもので、いわゆる男性に対する憎悪でわかると思いますが、を基調とした運動で、要は彼女たちは男とのセックスは強姦だとか、あるいはレスピアンこそ最高の性だといった過激な主張をしています。これはそういうふうな本を読んでいただければ、あるいはそういう講演会を聞きに行きますと必ずもう途中から本音を出してそういうふうな発言ですね、されますからすぐにはわかると思います。

このラジカルフェミニズムですけども、この男性に対する憎悪というのは裏を返せば幸福な女性、つまり男性に愛されている女性、子どもや夫と一緒に幸せそうな家庭におさまっている主婦などに対する憎悪が根底にあるわけですね。あるいはまた、マルクス主義フェミニズム、マルクス、唯物論的フェミニズムとか言っているみたいですけども、ただ簡単に言えばですね、いわゆる古典的なマルクス主義ですね、支配階級と労働者階級があるという考え方ですね。結局、これを男性をブルジョアジー、女性をプロレタリアートに当てはめて、当然当てはめると女性の階級が社会を独裁せいかんと、いわゆるプロレタリアートの独裁ですね、ということをしなやかんと。しかし、そうはならないわけですよ。だから、これは永久に対立が続くと、男女間の対立というのはずっと続くということですね。この人たちは主婦は夫に搾取されている家内奴隷であるとか、月に17万円ずつは搾取されているとかといった主張をしていますね。

こういうふうなものの柱となっているのがジェンダーなんですけども、今日はまず、さ

つき1点聞きましたけど、もう一点はですね、先ほどのお話を聞きますとジェンダーフリーは問題ないというふうにも聞こえたんですね。それともう一つは基本法ですね。そうすると、今まで何度も言ってきましたけど、例えば宇部市ですね、あるいは東京の荒川区、ほかにも幾つもありますけども、そういうふうなところでは我々この太宰府市の条例とは正反対と言っていいような内容ですね。もちろんジェンダーフリーとかというのはありません。男女が互いにお互いを助け合って違いを認め合って助け合って伝統文化を尊重し、とかというそういう内容なんですけど、じゃあそういう自治体というのは、基本法を無視したりしているわけですかね。国の指導を無視してつくっているのか、そこがどうしても疑問になってくるわけですよね。太宰府市が正しいのだったらどっちも正しいのかですね、その辺をもう少し説明してください。

もう一つ、幾つか事例があるんですけどちょっと事例幾つかご紹介します。例えばですね、女性の先生ですが、音楽の教科書、小学校の先生ですね。「僕」がつく歌は授業から抹殺すると。僕らはみんなという歌がありますね、確かに「僕」とつくのがある。あれは何か性差別らしいですね、そういうものはもう教科書から抹殺すると、そういうふうなことを言われている。あるいは小学生の女子生徒が将来かわいいお嫁さんになりたいという夢を作文に書いた。これが上手だったからコンクールに出そうとすると、これジェンダーフリー教育の妨げになると校長が却下したと、大阪ですけどね。幾つか全国の事例を言っているんですよ。ジェンダーフリー教育に熱心な学校では、男らしさ女らしさを自分らしさ人間らしさ、その他ですね、母性、父性を親性というんですかね、育児性などと子どもにも大人にもその性別意識を持たせないような新語造語をつくっているわけですね。混乱が起きているようです。また新潟県の小学校で、逆の話ですが、校長先生が混合名簿はいわゆる特定イデオロギーであると、ジェンダーフリー運動の一貫と見抜いてこれを元に戻したと。そしたら、直ちにいわゆるオンブズパーソン、当市でいいますと推進委員ですね、が異議申し立てをしているみたいです。

そういった中ですね、これを一つ教育長の方にお聞きしたいんですけども、中学校体育の授業で体ほぐしの運動ですか、人間トランポリン、人間いすなどというもの、あるいは運動会で男女の風船挟み競争、こういったものがいわゆる恥じらいや異性への畏敬の念を奪うのではないかと、いろいろ各地で問題になっています男女同室着がえや、あるいは同室宿泊ということともかかわってくるんですが、太宰府市で別にこういう事例があったという認識をしたわけじゃありません。これはあちこちで、そういうものが起きて問題になっているということを私は今申しておるんですが、それらに対してどのようにお考えかお聞かせください。

以上、お願いします。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 条文の内容そのものを、審議会に丸投げするようなことは、かつてなかったであると理解しておりますが、というご質問でございます。

ご案内のとおり、私どもの男女共同参画審議会には条例に織り込む基本的事項について諮問

をいたしております。それを受けて、審議会は条例の形に整えて答申を出されたわけでございます。その方法が、答申の趣旨を正確に直接的に市に伝えたいという判断があったのではなからうかというふうに理解をしております。それを受けまして、市はそれを基本といたしまして、庁内組織で条例案を慎重に次ぐ慎重に検討した結果、昨年の12月議会にご提案申し上げ、ご賛同をいただいたものだというふうに理解をしております。

それから、るる言われました問題のジェンダーの解釈でございますが、これは国の方もいろいろな部分があるようでございまして、国が男女共同参画基本計画第2次の計画を平成17年12月27日で、これちょっと厚いものをつくっております。その中に、今門田議員がご指摘をされていることについての部分が載っておりますので、ちょっと時間をいただいて説明をさせていただきたいというふうに思っております。その項目はたくさんの項目がございまして、男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革という項がございまして、この計画書から行きますと18ページになっておりますが、その中の国民的広がりを持った広報啓発活動の展開という部分の中に、今お話がされております部分が出てくるわけでございます。わかりやすい広報啓発事業の推進という項がございまして、男女共同参画の理念や社会的性別、ジェンダーの視点の定義について、誤解の解消に努め、また恣意的運用、解釈が行われないうわかりやすい広報啓発活動を進めるという部分でございます。その中に、社会的性別、ジェンダーの視点という部分がございまして、21ページになりますが、これは2つあります。ちょっと長くなると思いますが、「人間には生まれつきの生物学的性別、セックスがある。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別を社会的性別、ジェンダーという。社会的性別、ジェンダーは、それ自体よい、悪いの価値を含むものでなく、国際的にも使われている。社会的性別の視点、ジェンダーとは社会的性別が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的につくられたものであることを意識していこうとするものである。このように社会的性別の視点、いわゆるジェンダーの視点でとらえる対象には性差別、性別による固定的役割分担及び偏見など、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度、慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある」というのが1つです。

もう一つが、何度も出てまいります「ジェンダーフリーという用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また家族やひな祭りなどの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童・生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着がえ、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦などの事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色です、色表示を同じに、同色にすることは男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない」そういう今申し上げた2点について、国は計画期間中に広く国民に周知徹底をするという

ふうになっております。市といたしましてもこうした趣旨を受けまして、広く市民に周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 今の部長の答弁と重なる面がございますので、それぞれの行為についてはどういう状況であったのか、またそれぞれの教育委員会がどのように対処されたのか等私もよく聞いていると勉強させていただきたいなと思います。

先ほどの答弁で申しましたように、逸脱した行為、そういうものがあれば教育委員会としてはその是正に努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） 他の市との条例との関係は今お答えしていただけなかったような気がするんですが、それと太宰府市の中でのですね、この男女共同参画に関連するいろんな事業として、この前シンポジウムがありましたね。このシンポジウムに講師が来られて、開口一番に男女の違いなんてないのが常識だよということを言ってありますね、ご存じだと思いますけど。そのとき、根拠といいますか、なぜかということの理由でマーガレット・リーズという学者ですかね、おられる生物学者か社会学者かちょっと記憶にないんですけど、この方がどっかニューギニアだったかアフリカだったか、そういうところに行かれてその男女の役割が反転、一般的な文明社会といいますか我々の社会から見ると変わっていたから、だからそもそもそういうものはないんだと、そういうのは後天的につくられたジェンダーなんだということを論文で書いて、一時期それがわっと話題になっていったという話を聞いています。ただし、その後その論文が非常に何か脆弱なものというか論破されて、最後はこのマーガレットさんもしかもうその間違いを認めたというふうに聞いているんですけども、ただ一般的にそういうふうなことというのは普通の人は知りませんから、ああそうなのかなと思うので、どうかなと思いました。

でですね、もう一つ今度ルミナスフェスタが土曜日にあるんですが、ここにまた講師で来られている方トマトさんですかね、芸名だと思いますけども、いわゆる劇団の名前ちょっと忘れたんですが、何とかという劇団です。この方々のホームページですね、見ればすぐわかるんですけど、いわゆるおかま、ご本人たちがそう自分たちのことを言ってあるから間違いのないと思いますけども、そういう方々が来てそういう何かお話をされるんでしょうね、テーマとしては自分らしくと、自分らしさですかね、自分らしくと。そういうのが自分らしくか、ということなんですけど、そのことを別にここでどうこう言いません。それと違う自分らしさも当然あると思います。しかし、行政がですね、やはり先ほども今いつもそうなんですけど、いつも部長、あるいは助役がいやそうじゃない違うんだと言われてそうだと思うんですけども、実際そっちの方に何か動いているんじゃないかと。施策もそっちの方を応援しているんじゃないかと思わ

ざるを得ないような気がするわけですね。その辺の、これは太宰府市と教育委員会が後援であったと思いますが、その辺がぜひですね、これが本当にそれでもいいのかなという気がいたします。

あと、最後は2点質問しますから、お答えください。

まず、太宰府市男女共同参画条例第24条のですね、苦情及び救済の申し出ですけども、この申し出人ですね、申し出人はこれは要求があればこの申し出人をどこそこのだれそれということ公表するのかもしれないのが1点ですね。

もう一つが、混合名簿、さんづけ呼称の拒否、これは実際、全国何か所かで自分の子どもは、さんづけ呼称あるいは混合名簿から外してくれということを経験して、そして実際、これは法的な根拠は何もないらしいですね、そういうふうなことで実際に外したと。1行あけてですね、自分の子どもは名前を記載してもらっているというふうなことを聞いておりますが、もし太宰府市でそういうふうな要求があったときにはどういうふうにお考えなのか、この2つを聞いて次に行きます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど答弁が漏れておりました他市の条例との関連ということでございますが、それぞれの市におきまして基本法を解釈し、それぞれの議会の中で十分に議論がされた結果としての条例でございますので、私の方からそれがどうだこうだとやかく申し上げる立場にはないというふうに理解をしております。

それから、シンポジウムの中で出したいいわゆる価値観の関係でございますが、これは言いたかったのは、いわゆる男が仕事をして女が家庭を守るという、世界にはその反対の女が仕事をして男が家庭を守るという社会もあるよというような話をされたんじゃないかなというふうに私は理解をしております。

それから、公表の関係でございますけども、これはプライバシー等の人権に配慮しながら、公表をすることができるという形になっておりますので、どういうケースになるかということを見た上で、それを公表するかしないかという部分の判断をさせていただくという形になるのかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 男女混合名簿、それからさんづけ呼称についてということのご質問でございますが、今までそういうふうな事例を直接私は聞いておりません。そういうことがあれば、まず学校の方で十分に話し合っていくということになっていくんじゃないかと思っております。教育委員会は、ああしろこうしろというところまでいくのかなということを感じているところです。

以上です。

議長（村山弘行議員） 3項目について再質問はありませんか。

6 番門田直樹議員。

6 番（門田直樹議員） IT 推進プランの進捗状況について伺ったわけですが、まず市のホームページですね、ちょうど3年前になりますけれども、私が最初に質問させていただいたときから非常にまたレベルアップしているなど、率直にそう思います。結局、私もホームページをつくったりすることとか、もともとそういう仕事をしていたんですけど、家と一緒になんですよね。門だけ立派だけど中に入ったらひどいとか、あるいは門は何かぱっとしないけど非常に奥行きもよくてあるいは使い勝手がいいようにできているとかですね、そういったところが非常にうまくできていると思います。聞くところによると、職員とその業者さんですね、大体すみ分けとか分担してやってあるみたいですが、うまいことやっているの、あとサーバー容量もまだいっぱいあるみたいですから、ぜひにいろいろできたら予算関係のデータをできるだけ款項ぐらゐの感じで載せていただければ非常に我々だけじゃなく、一般市民も非常にいいんじゃないかなと思うはしております。

次の電子申請システムですが、これも身近なもので代表的なものという体育館とか公共施設への申請ですね、もう本当にこれが登場する前はもういつもいつも学校に行き、行ったときにはもう職員会議があったり、いや済みません教頭先生がおられませんとか、何度も足を運んで、ようやく行ったら、ああこの日はつまりませんとかですね、そういうことだったんですが、もうかかっている人間からしますと画期的ですね、本当に大げさですけど涙が出るぐらいうれしいんですよ。そういうものがまずうまくいっている。15種類ほどそういうことがあるということでしたが、また個々の申請ではありませんけれども、いろいろ情報公開にかかわるところですが、いろんな入札の情報等も公表されてありますし、非常にその点評価といいますかすばらしいと思います。

ここで入札ですね、特に入札とかで多量の書類なんか配布するときですね、例えば私どもといいますかちょっと例の指定管理者ですね、程度でもかなりのボリュームの書類が必要なんですけれども、そういうものもインターネットでホームページで公開されてダウンロードできるということで、大変な便利を感じております。こういったものももっともって広げていくと、結局はペーパーレスといいますか、だんだんにこちらの方の出費が経費がなくなっていくということで、いいことだと思いますので、ますますこれは進めていただければと思っております。

最後に、電子投票システムですね、これちょっと一応どういうお考えか聞いたんですけど、確かにこれはあちこちで大変な問題が起こっております。確かに何せ電子的な記録ですから、極端な話をしますと大きなスピーカーのアンプの横なんか行ったら消えたりする可能性がないとは言えないんですね。その他いろいろ雷が近くに落ちることもあるかもしれません。そんなこともあって、逆に私は今のところは慎重な方がいいかなと思ったりもしております。

最後に1点だけですね、フリーソフトですね、これたしかちょうど1年前のいわゆるC I O のことをお聞きしたときに、ちょっと提案もしたんですが、いわゆるフリーソフト、シェアソフトということに関しまして、非常に信頼性が高いものもできてきているみたいです。システ

ムに関しましてもいわゆるリナックスですね、ただそれを入れるとかという意味じゃありません。そんなところを、ただ検討しているところもあるみたいです。この前テレビでやっていたんですが、思い切ってそういうふうないわゆるエディターですね、文書作成ソフトとか表計算ソフトとか、そういうもののフリーソフトを使って、いわゆる例えば太宰府市でも恐らくウィンドウズ関係で何千万円というお金を使っていると思います。そういうものが要らなくなった。ただ、大変それは研究して慎重にやられているわけですけども、ちょっと飛んでるかなと思いましたが、そういうふうなことは何かご検討されましたでしょうか、最後をお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 先ほどの質問でフリーソフトの関係ですけども、やはり今後こういうITの推進化をするときには、限られた予算の中でいかに新しいシステムを導入していくか、つまり費用対効果を十分勘案しながら進めていく必要があるというふうに思います。門田議員がご提案されていますそうしたいろんな内容につきましても、今後十分検討を進めていきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

（6番門田直樹議員「終わります」と呼ぶ）

以上で新風の代表質問は終わりました。

次に、会派はばたきの会の代表質問を許可します。

1番片井智鶴枝議員。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、はばたきの会を代表し、通告に従い3点質問をいたします。

まず、まるごと博物館プロジェクトについてお尋ねいたします。

この太宰府市まるごと博物館の意図するもの、そしてそのネーミングは国立博物館のあるまちとしてはもちろん、歴史の折々で大きな役割を担ったいにしへの太宰府への想像をかき立てられる、大変夢の持てる計画だと共感しております。このプロジェクトの推進により、多くの市民が太宰府の持つ文化・歴史的遺産など地域資源、また季節ごとに様々な趣を見せる四王寺、宝満山、竈門神社周辺などその緑豊かな景観のすばらしさを再発見することができるそのことにより、市民の誇るべき貴重な財産としての共通認識を持った市民の輪が広がる、このことがまず太宰府市のまちづくりの基本であると私も考えておりますので、この計画の推進に関心を寄せながら見守っていきたいと思っております。

さて、このように大変夢があり、遠大で広大な計画であるがゆえに、多くの財源や人材、時間を要するなど多くの困難課題も抱えているのではないかと思料します。既に、この太宰府まるごと博物館基本計画に沿い、ハード、ソフト両面にわたり様々な事業が展開され、一定の成果を見たものもあると思いますが、さらに市民の認知度も高め、来訪者にとっても魅力ある太

宰府づくりを目指すためにも、このまると博物館推進プロジェクトは市民の理解を得ながら、着実に進めていかなければならないと考えます。

では、そこでお尋ねをいたしますが、この計画の推進に当たって課題、難問があるとすれば、それは何だとお考えでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

第2項目めは、快適で魅力のあるまちづくりの施策の中から、JR太宰府駅、看護専門学校跡地の活用、まほろば号について順にお尋ねいたします。

市長の施政方針では、新設が予定されているJR太宰府駅に加え、県立看護専門学校跡地活用も含む佐野東地区の事業推進については、民間活力も視野に入れながら事業推進に努めていくとの考えが示されておりました。ご承知のとおり、佐野東地区に隣接する大佐野地区は土地区画整理事業も終了間際となり、この間商業施設が相次いでオープンし、大変な活況を呈している市内でも有数の地域であります。この西地区にJR太宰府駅が新設され、さらに看護専門学校跡地の活用が有効になされれば、太宰府市の新たな顔としての新市街地が形成され、経済的な波及効果も十分もたらされると考えますので、今後の事業展開には大きな関心を寄せています。しかしながら、市単独の区画整理事業は財政的な問題も含め、極めて困難でありますので、この事業は民間活力を導入する以外道は残されていないと考えています。

さて、今日本では人口減少化社会の到来への危惧や対策が様々な方面から叫ばれています。このことは太宰府市も例外ではなく今後急速に進んでいく高齢化社会と人口減少社会への対策を視野に入れながら、市の将来像を描いていくことは当然ではあります。しかしながら、本市は全国の政令指定都市で唯一人口が増加し、さらに今後は急速な経済的発展を遂げている東アジア諸国に地理的に近い利点を生かし、これらの国々との政治的、経済的あるいは文化的交流を拡大させ、国際都市としての発展を目指す西日本屈指の都市福岡市の都市圏に位置しています。その福岡市に電車で30分前後で行ける本市のベッドタウン的な需要が急速に下がるとは考えられません。このことから、太宰府市における今後の人口予測は区画整理事業の進展により、若干の増加があった後、当面は現状を推移もしくは緩やかな減少ではないかと考えています。このような福岡都市圏内にあるという太宰府市の地理的環境をまちづくりに生かしていく上からも、この西地区をどのようなまちにしていくのか、その青写真の描き方は今後の太宰府を左右する大変重要なテーマであると考えています。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、この西地区における大きな課題、JR太宰府駅と看護専門学校跡地の活用において、民間活用のあり方、また今後の進め方などについてはどのようなお考えをお持ちなのか、そのお考えをお聞かせください。

次に、まほろば号についてお尋ねいたします。

まほろば号は今日では市民の足として定着し、子どもたちから高齢者まで利用され、大変喜ばれています。その一方で、毎年多額の補助金が投入されており、この件については市長も本年度は市の財政状況を考慮しつつ効率的、合理的な事業運営に努めると述べられております。では、このまほろば号について今後の事業運営のあり方、方向性など協議されている点があれ

ばご回答ください。

次、3項目めは、市民のための行政運営についてお尋ねをいたします。

地方分権に即した行政運営を目指していく中で、その成否の大きな要素となるのは市長以下全職員の意識改革にあると言っても過言ではありません。今日地方分権への動きは、さらに加速度を増し、昨今では住民に密着した基礎的自治体である市町村の権限を大きくし、現在の都道府県を廃止し、複数の都道府県を統合した道州制への動きもにわかに現実味を帯びてマスコミに連日報道されてきております。これら一連の動きに対し、これまでの中央集権とも言える体制や地方行政制度が均一的で地域の実情に合わない、さらには時間的、財政的に非効率であるなど、制度的な矛盾が限界に達している。道州制への方向は必然であるとの識者の指摘もなされています。

このように時代に対応できなくなった制度や事務事業は、見直しや思い切った廃止が必要であり、多くの市町村は知恵を絞り工夫を凝らし、様々な改革を進め、自立への道を模索しています。しかしながら、時代の大きな変革期とはいえ、様々な施策は市民のためにという行政本来の役割まで変わることはありません。この点を、市長は市民のための行政運営についてという文言で述べられておりますので、その中から行政経営改革方針と人材育成についてお尋ねをいたします。

まず、行政経営改革方針の中で次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、行政改革から行政経営と名称を改めたその意図について。

2点目は、市の財政の現状や、改革の必要性、また市がどのような取り組みを行っているのか受益の負担者である市民にわかりやすく説明すべきであると考えますが、市民の側へ現状はどの程度伝わっているとお考えでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

3点目は、市民参画や市民との協働はさらに推進していくべきだと考えますが、現状を見ると審議会への参加やパブリックコメントなどが行われていますが、そのような形式では不慣れた市民側から意見が出しにくく、議論も活発になりにくいなど形骸化してしまう懸念も多いと考えます。市民参画の推進は、避けて通れない現状において市民参画のあり方を再度見直し、一つのテーマや地域ごとの課題を議論する、例えば百人委員会のような市民委員会や市民会議を年度計画に織り込み、市民が参画しやすく自由な意見が言える環境づくりを考えていくべきではと思いますが、今後の方向性についてご回答ください。

次は、職員の人材育成についてお尋ねをいたします。

職員の人材育成は、行政経営の観点からもまた大きく変化する地方自治の現状においては、時代に素早く対応できる専門性の高い人材育成は不可欠であると考えます。では、市の人材育成の現状はどうか、現在の研修内容について、またその研修内容で人材育成は十分図れるのかどうか、市長のお考えをお聞かせください。

以上、再質問については自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派はばたきの会を代表されまして片井智鶴枝議員よりご質問をいただきましたので、順次、ご答弁申し上げます。

最初に、まるごと博物館推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、本市のまるごと博物館とは、九州国立博物館及びその周辺エリアをコアエリアとする市全域において、歴史や文化を五感で感じ、味わうことのできる屋根のない博物館であります。そして、まるごと博物館のまちづくりとは太宰府の光、すなわち悠久の歴史である時がもたらした様々な有形無形の歴史的文化的遺産や自然環境、景観をはじめ、産業や暮らしなどの地域資源の再発見を通して本市への誇りと愛情とを育成するものであり、それは市民、事業者及び行政が一体となってその実現に向けた息の長い取り組みを展開するまちづくりそのものであります。

このようなまるごと博物館のまちづくりの理念に沿って、どのように市民や事業者とのかかわりを持って進めていくのか、さらにはハード・ソフト両面についてどんな楽しい事業があるかなど、市民や事業者への周知や情報を提供して理解を得ることが、まずもって重要な課題であると考えております。そのことから、今まで市の広報やホームページあるいはパンフレットの配布などにより、周知に努めてまいりました。今年度新たに開催する（仮称）太宰府子ども探検塾を計画し、子どもたちへの周知を含めまして、今後も市の広報やホームページをはじめあらゆる機会を通じて、市民や事業者の皆様へ情報の提供に努めてまいります。と同時に、観光振興の側面から観光宣伝を総合的に展開し、県外はもとより全国に太宰府の特色と魅力を発信してまいります。

続きまして、快適で魅力あるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、（仮称）JR太宰府駅とその周辺のまちづくりについてですが、第四次総合計画後期基本計画及び都市計画マスタープランにおきまして、その設置は（仮称）JR太宰府駅を交通の拠点としてその周辺地域を交通、商業、業務の核と位置づけ、中低層の良好な住環境の整備を図るなど、土地区画整理の手法を用い西部地区の拠点として市街化形成を図ることとしております。今後は総合計画等の方針に沿って交通結節点の整備、活力ある商業空間の創造など、（仮称）JR太宰府駅と周辺地域とが一体となった新市街地の整備に向けて、まずは地元住民の意向も参考にしながらその把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、県立看護専門学校跡地の活用についてですが、現在、本議会におきまして公有地の取得に向けた議案を上程しているところであります。取得に当たりましては、ストックの活用を図る観点から、県とあらかじめ協議を行い、既存の施設を残してもらうことにいたしております。

具体的には、まず地域住民の健康づくりのための体育施設などの生涯学習施設、2番目に社会福祉事業など福祉施設、3番目に地域防災に対応した防災器具格納庫などの防災施設、以上の3つの機能を有する多目的施設として活用してまいります。

次に、まほろば号の効率的な運用についてのご質問にお答えいたします。

まほろば号の運行につきましては、平成10年4月に運行を開始し、現在では運行コースは6コース、運行便数は平日109便、土曜、日曜、祝日78便となっております。利用者も延べ250万人を超えて市民の交通手段の一つとして定着しているものと考えております。まほろば号の効率的な運行につきましては、これまで機会あるごとに費用対効果も十分考慮しながら運行ダイヤの見直し等に取り組んでまいりましたが、さらに利用状況に即した運行ルートや便数、時間等の見直しを行うとともに、観光客などの利用促進を含めて効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市民のための行政運営についてのご質問にお答えいたします。

まず、行政経営改革方針についてですが、その意図といたしましては地方分権社会の到来により、これからの行政運営は行政主導型ではなく、市民と行政の役割分担、いわゆる地域への分権という視点に立ち、これまでの行政改革になかった市民との協働、市民参画といった視点に加え、太宰府という地方自治体を経営していくという指針として策定したものであります。また、第四次総合計画策定の際に、百人委員会を設けましたように、今後も様々な形で市民相互で議論を交わせるような市民参画の場づくりに努めてまいりたいと存じております。

次に、職員の人材育成についてですが、本市におきましても太宰府市人材育成基本方針に基づき、あらゆる角度から職場風土や人事制度を改革しながら、自律型職員の育成に努めていきたいと考えております。この方針では、職員の信頼、納得、やる気、完遂の頭文字をとって何事にも「しなやか」に「柔軟」に対応できる職員を目指しており、今後さらに職員研修にも創意工夫を加えながら、市民と協働の地域づくりに向け、これからの新たな時代の要請にこたえ得る職員の育成に努力してまいります。本年度において実施しました内部外部各種の研修に参加しました職員数は、延べ881人となっております。一定の成果はあるものと考えております。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 1項目についての再質問はありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） 今市長のお答えをいただきまして、まるごと博物館については周知に努めて、今後も広報などで積極的に情報を公開していくということでした。私自身がこのまるごと博物館推進プロジェクトについて何が問題なのか、というか課題なのかなと考えてみた場合にですね、市民ネットワークと交通ネットワークが構築されていないですね。それと、ハード面は整備されてもやはりそこにソフトである市民ですね、その市民の参加と広がりがなければプロジェクトは有意義にやっぱり展開しません。

それともう一点が、観光カリスマ、観光学やまちづくり、観光関連産業界の専門家など計画をリードしていく人材が配置されていない。これは大きなやはり課題ではないかと思えます。

市長もおっしゃいましたように、まるごと博物館はやはり太宰府市の地域性を生かしたまちづくりでありまして、それは地域の産業振興、そのことは観光産業ですね、このことについてずっと関連がありますので、やはりまるごと博物館を市の総力を挙げて取り組むべき施策だと私は思っております。

交通ネットワークと市民ネットワークの考え方として、私が考えたことなんですけども、現状のまほろば号を交通ネットワークで利用するという考え方は現状では、これは困難、不可能に近いと思います、便数とかコースとかですね。ですから、ここに市内の事業者を参加させていく、事業者というのはタクシーになるんですけども、タクシーを利用した周遊コースを設定していく、それを少人数のグループだとか目的別観光を持った人をやはり対象にしまして、太宰府の中で2時間あるいは3時間で行ける周遊コースを料金と時間をあらかじめ設定してコースをつくっていく。その際、そのコースは市民が中心となってコースをつくり上げる、その市民というのは、例えば太宰府発見塾に参加している市民だとか、いろんな太宰府の中で生涯学習で太宰府の歴史とかを勉強しているこういうグループに呼びかけてとっておきの太宰府ですね、市民でしか知り得ないスポットを、やはりいろんなところに織り込みながら新たな太宰府の観光コースというのをつくっていく必要があるんじゃないかと思います。

さらに、このプロジェクトが市民の共感を得、市民全体に浸透し広がるためには、市民の目に見える形での仕掛けが必要だと思います。その仕掛けの中に見える形といいますと、例えばですね、市内のどの道路に行っても街路樹がきちんと手入れされているとか来訪者を温かく迎えるもてなしの雰囲気があるとかですね、そういうことをですね、やっぱり市民全部で行ってまち全体が国立博物館のあるまちだなということをやはり市内外に実感できるような取り組みをやっぱり時間をかけて計画的に取り組む必要があると思います。

それで、もう一つの仕掛けなんですけども、これは例としまして福岡市がオリンピックの招致に向けて委員会をつくったことはご存じだと思います。その委員会の総指揮者として世界的な建築家の磯崎新さんが起用されております。このオリンピックと太宰府のまるごと博物館がどうなのかということは置きまして、やはり国立博物館ができたということは社会的、文化的にも大変インパクトが大きいわけです。ですから、この好機を逃してやはりプロジェクトを大々的に内外に発信するぐらいの意気込みが必要ではないかと思っております。

ここで、3点質問したいと思います。まず、1点目が観光カリスマ、観光学、交通機関、まちづくりの専門家を入れたシンクタンクの要素を備えたプロジェクトチームを発足させてはいかがですかという、このことについてのお考えと、もう一点は、政庁通りから西鉄太宰府駅までの通りを美観地区として広告物の規制、カラーを規制して通りをまち全体としての統一感を持たせる。これは事業者とか市民の理解がポイントになってきますけども、やはりこれは太宰府の付加価値を高めていくためには、やはりまち全体に統一感を持たせるということは今後取り組むべきことだと思います。

もう一点は、これは長期的な時間と財源が必要なんですけども、市内全域をですね、電柱を地中

に埋めて、やはりどこから見ても太宰府は美しいまちだなと感じさせるようなこういう仕掛けも計画の中に入れていく必要があるかと思えますけども、この3点についてお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まるごと博物館のまちづくりというご質問なんですけども、ご承知のとおりこのまるごと博物館、いわゆる推進するための基本計画というのを平成14年の6月に策定をいたしております。この基本計画の中で43の事業を計画し、それぞれ予算との兼ね合いも含めながら一つ一つ事業を展開しておるわけなんですけども、ご承知のとおりこの43事業にいたしましてもいろんな内容がございますので、いわゆる一朝一夕でできるものではございませんで、ご提案のありましたように息の長い事業で市民あるいは事業者を含めてまち全体で取り組んでいく必要があるというのは十分ご承知のことというふうに思います。ご提案をされております、例えば観光面を含めて専門家を含めたプロジェクトチームというような提案ですけども、今現在、当然この基本計画につきましては市だけではできない事業、イベント、取り組みがたくさんございます。一つの例といたしまして、これは平成16年に発足をしたんですけども、太宰府ブランド創造協議会というものを立ち上げました。これは市が中心になりまして商工会、それから観光協会、そして天満宮この4つの団体がそれぞれ新たな太宰府のブランドを創造しながら提案しながらいろんなまちづくり、市民を巻き込んだ中でのまちづくりを展開しようということで、今もいろんな提案を出し合いながら、いろんな事業を計画いたしております。

それから、いま一つはこれは西日本鉄道、西鉄さんの方が提案をされたんですけども、太宰府沿線活性化協議会というものも立ち上げました。これは、西鉄のいわゆる沿線沿いの市を中心にまちづくりをやろうと、いわゆる西鉄が中心になりまして関係団体としては、国立博物館、それから太宰府天満宮、この太宰府天満宮の関係も含めてそういう5つ、6つの団体が集まりましてそれぞれ観光客をいかにして太宰府に呼び込み、あるいは滞在時間を長くして市内を回遊させるかという一つのキーポイントを中心にいろんな事業計画をやっております。こういうことで、議員さんご提案になっております観光関係の専門家のプロジェクトということになりますけども、私どもとしては現在このまるごと博物館を推進するために、例えばの事例ですけども、そういうプロジェクトチームをつくりながら、いろんな事業を展開いたしております。

それから、広告関係あたりも含めまして景観の問題ですけども、今現在担当の方で景観まちづくり懇話会というものを立ち上げております。これは、できますれば平成19年度に市の景観づくりの方針と申しまししょうか、太宰府の景観まちづくり条例なるものを制定したいという考えのもとから、今現在それぞれの立場の専門家の講師等によりまして、太宰府の将来の景観のあり方について提言をいただいている状況です。これらも含めてご提案の分についても十分検討を加えていきたいというふうに思います。

いま一つの電柱の地中化という問題になりますけども、ご承知のとおり、こういう事業をやるにはやはりかなりの事業費なるものが必要になってまいります。実際私どもも天神様のほそみち事業でありますとか、最近完成いたしました国博通りにいたしましてもかなりの投資が必要になります。そういうことで、将来的にはそういうまちづくりも視野に入れながら、必要あらうというふうには考えておりますので、現時点でこの事業をいつどうのという部分については、将来的な一つの検討の中身だろうというふうに判断いたします。

以上です。

議長（村山弘行議員） 1項目について再々質問ありませんか。

1番片井智鶴枝議員。

1番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。商工会とか天満宮とか入れて太宰府ブランド協議会というのを立ち上げて今なさっているということでしたけども、やはりこういう協議会とかを立ち上げて、そこにいる出席者だけではなくて、それぞれのですね、団体の構成員にまでやはりこの内容がわかるように、もっともっとすそ野を広げて、皆さんの理解を得るようにして行ってほしいと思います。

それと、この太宰府まるごと博物館推進プロジェクトではですね、市民はもちろん市への来訪者、いわゆる観光客も対象となっているんですけども、最大のネックは太宰府までの交通アクセスだと思います。これは市としても今後取り組むべき大きな課題ではないかと思います。この交通問題で駐車場を整備するという視点だけではもう限界がありまして、慢性的な交通渋滞がもたらす影響はやはり市民生活を脅かしますし、排気ガスなどの環境問題など社会的な経済的な損失は大きいわけでありまして、ですから、今後はですね、これまでのやはり発想を転換させまして、車の乗り入れを規制とか、バス、タクシーなどの優先通行などですね、多角的また長期的な視野で取り組む必要があるのではないかと思います。やはり交通問題というのは、どうしても太宰府だけでは困難ですし、限界もありますので、国立博物館という、やはり国とか県とかもかかわっておりますので、これに市町村との連携を取りながら今後の対策を考えて行ってほしいと思います。

それで、交通アクセスのことについて質問したいんですけども、例えばよく太宰府に来られる方がですね、ツアーではなくて個人で来られる方が、太宰府まで行く行き方がよくわからないということを観光協会とかでおっしゃるそうです、何度も電車とかバスとか乗りかえないといけないので。ですから、福岡空港からのアクセスですね、それとかJR太宰府駅ができたとき、新たな公共輸送の導入を検討すべき余地もあるのではないかと思います。例えば、鉄道ですね、路面電車とか、この路面電車ですね、導入に関しては、今国土交通省が環境面からもかなり積極的に補助も出して対応しているんですけども、この鉄道とか新たな公共輸送のことに関して今後検討が進められるのか、検討すべき余地はあるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 昨年の10月に国博が開館いたしまして、想像以上の観光客、入館者がお見えになりまして、一時はもう太宰府の周辺がかなり渋滞を起こしたという、身をもって体験をしたわけです。そういう大きな問題も含めまして、将来的には太宰府へのアクセスをどうするのかと。いわゆる渋滞を少しでもなくして全体の交通体系をどうするのかという問題が非常に、現実を見ておりますので、今回、平成18年度の予算の中に総合交通体系の調査ということで予算を上げております。お願いをしているわけですが、これは概要といたしましてですね、今までは確かに市が中心になって、いろんな市内あるいは周辺を含めた交通体系、あるいは道路計画をしておりましたけども、やはり今回の一つの体験からいたしまして、国あるいは県、それから国立博物館、そして関係団体といたしましては太宰府天満宮、あるいは商工会、そういういろんな関係機関、団体にもお願いをいたしまして、一つの懇話会なるものを立ち上げ、太宰府を含めた周辺の今後の交通体系をどうするのかという一つの調査、あるいは計画書を今回つくろうということをお願いをしております。その中で、将来的な新しい交通システムのあり方につきましても、いろんな角度からの提案をいただきながら、今後十分に検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時23分

~~~~~

再開 午後 3 時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開催いたしますが、お諮りいたします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

第2項目めについて再質問はありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 先ほどの市長のご答弁の中に、まほろば号についての今後どうするかということに対して、具体的にご回答はなかったんですけども、例えばまほろば号については、今西鉄に委託しておりますけども、今後運転手についてはですね、経験のある定年退職者など、やはり市内に住む市民などを運転手として採用していくなど、またですね、福祉タクシーが今使われておりますけど、そういう福祉タクシーとも連携させて、予約制による乗り合いタクシーなどの導入も今後検討していく必要があるのではないかと思います。まほろば号については提言だけでとどめたいと思います。

次ですね、JR太宰府駅と看護専門学校の跡地について、これなんですけども、これはですね、総合体育館建設ということを前提で県との協議も進めてこられたと思いますけども、やは

り果たしてそれでいいのかという素朴な疑問があります。

市の財政状況やですね、また長期的な視点で見ると、公共施設の建設が果たして妥当なのかどうか。それと、やはりこれが当初言われていたときとですね、太宰府市の状況は全然変わってしまっていて、またいわゆる箱物ですね、箱物は建設資金にお金がかかるだけではなくて、それからの管理というのがかなり長期的に続くわけですから、こういったことはもう一度考えないといけないのではないかなと思うんですけども。やはり市民のですね、要望が多い事業や施設の建設などは、市長が政策的な判断をされて優先順位をつけてこれまで実現されてきたと思います。しかしながら、今後の地方分権時代においてはですね、やはり受益には負担が発生するというのを、まず市民に説明をして理解を得る必要があると思います。また、そして市民の側の合意も必要でありますので、そういうことをしないと、やはり市民の要望ということですね、前面に出していったら市の財政再建はまず不可能でありますし、市の存続さえも危ぶまれるのではないかと危惧しております。

本来なら看護専門学校跡地のことについてですね、そういう話があった段階からですね、これまで数年の時間があったわけですから、まず体育館建設ありきではなく市内のスポーツ公園などの施設や文化施設すべてについて、利用者、アクセス、駐車場、さらにはその維持管理費など、すべての現状を再点検し、整理統合していく作業と並行して、看護専門学校跡地をどう活用していくかということが、その必要性があったと思います。

ここで、市長の方にご回答をお願いしたいんですけども、以上のようなことを踏まえてですね、総合体育館建設を前提とせず、様々な観点から再検討する余地が残されているのかどうかご回答ください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 看護専門学校跡地の用地取得の問題でございますが、ご承知のようにあの土地は県立看護専門学校の用地でございます、田川市の方に、廃止して移ったわけでございますが、その用地につきましては、当然県に対しまして、あの用地提供の経緯等もあり、ぜひ太宰府市に提供いただきたい。他の用途に使わんでくれということから始まったわけでございます、看護専門学校の用地につきましては、いろいろ看護専門学校が移転の話が出たときから、あの地をどう有効活用するかということで、体育館の建設の提言等もございましたが、今そういうことを決定しての用地じゃございません。

我々といたしましては、看護専門学校跡地には他の民間施設等を建ててもらっては困ると、我々といたしましては本市の西市街地形成について仮称のJR太宰府駅を含めて、あの西地区の新市街地形成または市街地の今後の計画のためになくしてはならない大変必要な、また中心を占めるような用地であるから、ぜひ本市で確保したいと。そのためのいわゆる取得価格について県といろいろ今日まで経過したわけで、ああいう用地価格で手を打ったわけでございますが、いろいろ今問題になっております建物等につきましては、これは当面市が必要とする施設のストック活用という意味で、建物を残してもらった意味で、これが永久に固定的な施設でも

何でもございませぬ。そういう計画で将来の計画を見据えながら最上の用途を今後考えてまいりたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。ということは、看護専門学校の跡地も今後いろんなことを考えながら市として活用していくということで受けとめております。確かにあの場所はですね、本当に太宰府市が取得するには本当に魅力のある土地ですので、やはりそれを最大限生かしつつやっていかなければいけないと思います。

私、最初質問しましたですね、民間活力の導入のことなんですけども、そういう考えがあるのでしたらですね、例えば法定再開発にかかわっている都市開発の実績がある民間企業のプランニングなどをですね、全国から公募したりとかですね、同時にあの土地、あの近辺は一部筑紫野市との協議も必要だと思うんですけども、近隣の地権者によるまちづくり協議会などを立ち上げ、その中で資金面やら計画期間、看護専門学校の跡地など活用も含めて総合的に協議、検討をしていくようなアクションがまず必要だと考えます。そうじゃないとですね、今後の財政状況とか、どうするというふうなことを言っても宙に浮いたままの状態になりますので、それは避けなければいけないと思います。やはりある程度年度的にどういうふうにやっていくかということをしていかなければいけないんじゃないかと思えます。

今後ですね、全国からですね、JR太宰府駅だとか、看護専門学校跡地を含めた土地の利用法について、プランニングを公募したりとか、地元的地権者を入れて、まちづくり協議会を立ち上げることとか、そういうことに関してどのようなお考えをお持ちでしょうか、市長のお考えをお答えください。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 太宰府市の将来のまちづくりでございますが、何度も申しますように、太宰府市の悲願でございました国立博物館、九州国立博物館が開館したわけございまして、これを核とする新しい、今までのまちと違った国立博物館を核とするまちづくり、これが一つの将来展望でございます。まるごと博物館構想をはじめとする新しいまちづくりを考えております。と同時に、西部地区の新しい開発、これも大きな残された課題であると。そういう意味で、まるごと博物館を中心とする水城あるいは政庁跡等々を含める史跡の整備、歴史遺産を活用する方策と同時に、佐野土地区画整理事業の完了、そして今考えております通古賀地区区画整理、水城・御笠川の改修工事、あるいは佐野東の方の区画整理、そしてまた考えられますJR太宰府駅の新設等々を含めた西部地区の新市街地開発のためのプランを、今後皆さんの、また多くの識者の知恵をかりながらプランを立てる必要がある。そういう意味で、後期基本計画を含めてあらゆる太宰府の未来計画を今いろいろな形で作成しております。そういう意味での看護専門学校跡地の視点もあるわけでございますので、今申されますように、国立博物館開館後の新しいまちのづくり、そしてまた特に西部地区のまちづくり、そしてまた都市圏における

太宰府の個性ある魅力あるまちの位置づけ等々も考えて、皆さんと一緒に新しい基本計画に向けて努力し、また皆さんと一緒に計画を練っていききたいと、そのように思っております。

議長（村山弘行議員） 次に、3項目についての再質問はありませんか。

1 番片井智鶴枝議員。

1 番（片井智鶴枝議員） 行政改革からですね、行政経営改革というふうに名前が変わっているわけなんですけども、経営といいましたら、顧客が存在しますので、行政経営というのであれば、その顧客というのは対価を支払った市民であると思います。ですから、市役所はサービス業であり、どのような行政サービスを提供していくかということをもとに考えなければならぬと考えています。

ただ、行政サービスを提供していくからといって、やみくもに行政サービスを提供することはできないわけで、市民の方にもですね、あれもこれもですね、何を選ぶかという、市民の側の意識の改革はこれからもう本当に必要になってくると思います。ですから、そのためにもやはり情報提供をですね、わかりやすく市が行政経営改革で何を取り組み、どうしているかということ、やはり市が市長以下一丸となって、その改革に取り組んでいるんだという決意とか覚悟とかの姿勢を見せる必要があると思っております。それが市民の側に伝わらなければ、やはり行政経営改革というのはいけないんじゃないかなと思います。

これから、ぜひ市民の側にもですね、広報の中でですね、行政経営改革という言葉ではなくて、市民がよりわかりやすい言葉で、例えばシリーズでですね、市民の側にわかりやすく積極的に伝えていくことも考えていいのではないかと思います。

ここで、質問3点したいと思っておりますけども、行政経営改革といいますけども、その究極の選択の中にですね、合併であるとも言われているんですけども、例えば合併ということをしていないとすればですね、近隣自治体での広域行政は推進していかなければいけないということは、これから大変重要になってくると思います。今、広域行政の中では、消防とか、水道事業とか実施されておりますけども、これは先ほどのまほろば号との関連でもありますけども、コミュニティバスを今それぞれの自治体が走らせておりますけども、かなり補助金を導入していますし、市境をですね、区切ってやはり乗るといのはどうも、何というか近くに来るんだけど乗りにくいとか、そういうことがありまして、今後コミュニティバス関係で相互乗り入れとか、そういうことを考えていく必要もあるのではないかと思います。そういうことに対する検討がなされないのかどうか、その点とですね。

もう一つは、職員の人材育成のことなんですけども、やはり今企業がかなり収益を回復してですね、長かった景気低迷から脱出しようとしております。今ですね、企業では一番言われていますのは、大量のリストラをしたとか、やはり中高年のこれから団塊の世代の大量退職で人材不足ということが大きな問題になっております。それで、今正社員を採用しようという会社がどんどん増えております。それは、やっぱり人というのが一番宝であり、人づくりというのがその企業の一番大切なことというふうに気づいたからだと思います。これは行政にとっても

その中にいるのは人ですから、やはり人づくりというのが大きな課題ではないかと思いません。

そこで、お尋ねしたいんですけども、職員の職場配置というのは、やはり適材適所ということを考えていってもいいと思うんですけども。職員の希望によってどこに行きたいという、そういう希望を取り入れることはできないのかということと、それとやはり職員の人事異動といいますが、職場配置は大体2年から3年置きになっていると思いますけども、これではですね、やっと覚えたところがまた一から出直しになってしまう。それとか、市民の側からしてもですね、行ったらまた担当者がかわっていて、また説明しないといけないと、市民の側の不都合もあるんですけども。今後、職員の希望の職場を自分で指定できるようなことができないのかということと、二、三年ごとの人事異動を改められないのか。

それと、もう一つですけども、やはり今市の職員の研修は地方自治にかかわる研修が多いと思いますけども、これからやはり大きく変わる自治体をめぐる環境の中ではですね、そういう地方自治だけの観点ではなくて、経済界だとか学会、あるいは政策研究グループなどのですね、レベルの高い研修に参加させて、やっぱり若手ですね、やる気のある職員の育成をしていく必要があると思うんですけども。こういうふうな若手、中堅職員を公募して、そういった研修を積極的にやっていくというふうなことを考えていけないのかどうか、その点について、全部で3点お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まず1点目のコミュニティバスの、いわゆる筑紫地区との連携の問題ですけども、実は既に平成15年度から4市1町の担当課長で連絡調整会を立ち上げております。定期的に会議を行いまして、ご提案のそれぞれの市、例えば大野城市だったら下大利駅、あるいは筑紫野市だったら西鉄二日市駅というふうに連携が図れないかと、既に調整会議を立ち上げております。また状況が進み次第、機会があれば報告を含めて連絡をしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほどの質問で職員の配置については希望をとってはどうかということですが、既に希望をとっております。

2、3年置きの異動になっているということですけど、職員の配置のぐあいではそういうところもあるかもわかりませんが、基本的に5年をめぐりというふうな考え方をもちて配置をいたしております。

職員研修についてですが、多種多様な研修をもちておりまして、例えば一般的な、先ほど言いましたように、地方自治法、公務員の研修からスキルアップというんですかね、の研修まで。例えば、こういう研修もしております。トヨタ方式の指導の実践と新しい教育媒体の展開についてというような、トヨタの経営方針を学ぶというような研修にやったりですね、あるいはモチベーションを高めるためのセミナーとかですね、そういうふうな研修、あるいは専門的

な研修にいたしましては、精神保健の保健福祉費の研修とか、免許を取るような実際の研修、そういうものなどを行っております。今後も、やはり人材というのは今から本当に問われるような時代になってきますので、いろんな研修を行っていきたくと思いますが、まずはやはり自己啓発、自分で能力を高めるという意識を持たせるような研修をして、それぞれが、おのの自分で自ら自分のスキルアップを図ると、そういうふうな体制に持っていきたいなというふう

に今現在は考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

（ 1 番片井智鶴枝議員「ないです」と呼ぶ）

ございませんか。

以上で、はばたきの会の代表質問は終わりました。

次に、会派新世会の代表質問を許可します。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

1 8 番（岡部茂夫議員） ただいま質問の許可をいただきましたので、新世会を代表して通告書記載の 2 点についてお尋ねをいたします。

まず、第 1 点の問題は、本市を訪れる年間650万人を超える観光客が九州国立博物館オープン以来さらに増加し、連日にぎわっているようでありますが、果たして経済波及効果となりま

すと先行き明るさが見えてまいりません。

市長は施政方針の中でも回遊性のあるまちづくりを掲げられ、万葉歌碑の増設などをその仕掛けの一つとして打ち出されました。ただ、万葉集への興味や理解は観光客の数%に過ぎず、私どもまちづくり総合問題特別委員会で訪ねた湯布院町や豊後高田市のように、ある仕掛けをしてまちの活気を取り戻したところでは、本当に歩いてみたくなるまちのまちづくりというのは、大人から子どもまでいろいろ楽しくおもしろい仕掛けをつくり出したところに、ついついあちこち見て歩きたいなと、思わず知らず引き込まれてしまう魔法が不可欠だと感じ入った次第でございます。

施政方針の中で、他の団体との連携、それから観光マップの作成、四季折々の太宰府の見どころを一目でわかるガイド本の作成等をうたっておられますが、いつごろまでにまとめられるのかお尋ねいたします。

それがひいては本市にとって経済波及効果をもたらす大きな仕掛けになってほしいものでございます。ある仕掛けを講じて成功しているまちに共通するのは、地元商工会との共同研究や緻密な連携、実質的な共同作業、今回他の団体との連携を打ち出されてはおりますが、今まで商工会青年部あたりとの共同歩調をとられてのまちづくり策に当たられたというのを余り感じたことはないように思います。私が見る限り、まやかしくも思える国の三位一体改革も地方自治体に明るい未来を及ぼす期待とはなり得ない今、各自治体では自力で築くほかないと思

います。英知の限りを結集して、さらにさらに経済波及効果のあるまちづくりへ向けご尽力くださ

るようお願い申し上げます。

第2点は、導入後この5月で3年を迎えようとする歴史と文化の環境税についてであります。

確かにこうした法定外普通税という、ある意味では画期的な税の導入で、特に観光客にあふれる本市にとっては、観光整備という目的達成にはそれなりに効果があったと思います。ところが、この税の導入段階では、この税収入の範囲内で使われると理解しておりました我々の予想を超えて、市財政の非常に厳しい現況のさなか、一般財源1,705万円を加えて使うという新聞報道が先般なされました。だれがいつ、そんな取り決めをしたのか。財政にゆとりのあったころならまだしも、金がなくて敬老会の各行政区への助成金を、平成18年度からは2,800円から2,500円に300円減らす、あるいは高齢者の方の配食サービスの自己負担額を400円から450円に50円増やさせてほしいというほど、財政は殊のほか窮迫していると言っても過言ではございません。仮設トイレの整備をはじめ観光関連の整備に効果があったことも評価はいたしますが、利用者から税を徴収し、市へ納めている事業者側は、できれば今後は手段、方法を変えて市の財源確保への協力方法を協議したいとの意向もあるようです。

九州国立博物館開館効果でさらに観光客が増えるというのも事実ではありますが、今の1回100円が、滞留時間が相当長くなることで時間併用メーターを取りつけた場合、回転率が悪くなり税収は下がるという現象が出てまいります。

そこで、一つの問題提起ですが、既に取り組んでいる大分市をはじめ幾つかの自治体で進めている市庁舎の壁はもちろん、市の広報紙、関連施設、ありとあらゆるところを活用して広告料収入を得るという方法、現在の駐車場経営者の方々にも税相当額を広告料として納めていただく、3年間の実績を算定の根拠としてご理解いただければ摩擦はなくなるのではなかろうかと思えます。当然このほか病院その他のの方々のご協力で幅広い運用は可能だと思えますし、すそ野は思いのほか広いはずでございます。

埼玉県蕨市も庁舎壁を利用した広告料収入を実施しており、市のホームページの広告などは予約待ちの状態だという話であります。来庁舎の評判は、無機質な壁面をきれいな彩りで広告がある方が楽しいと好評のようでございますし、今後深刻な財政難に遭遇するおそれなしとは言えません。神奈川県鎌倉市や北海道庁、あるいは4月からは愛媛県などは職員の給与明細書の裏面に企業広告を載せて増収を図るということです。給与明細書の用紙を節約するために、その用紙の一部に銀行の広告を載せたものを無料提供していただく、1枚の紙といえども買わず節約するという徹底ぶりは実に見上げたものでございます。ともかく歴史と文化の環境税も対立の構図ではなく相互の信頼関係を損なうことのないように、納得できる方策をご考慮くださるよう一つの提案とさせていただきます。再質問につきましては、自席にてさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派新世会を代表されまして岡部茂夫議員よりご質問いただ

きましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、経済波及効果を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

昨年10月16日の九州国立博物館開館に伴い、予想をはるかに超える多くの観光客が太宰府を訪ねられたことにより、太宰府天満宮参道も大変なにぎわいぶりを見せ、太宰府名物の梅ヶ枝餅や土産品を買い求める観光客をはじめ、市内への回遊も相まって滞留時間も長くなり、周辺地域も含めた経済波及効果は高まっているものと確信いたしております。

市といたしまして、「献上願塩」の販売、あるいは大宰府政庁跡の梅の実を使って地元酒販組合との共同企画による梅酒「東風の梅」の販売やお菓子づくりなど、太宰府ブランドとして歴史とロマンを感じられる新しい特産品の開発支援を積極的に取り組んでまいりました。また、商工会では、九州国立博物館開館記念イベントを多数開催し、市との協賛行事にも積極的に取り組んでいただき、考古学ムードの盛り上げには大変なご協力をいただいております。

ご質問の太宰府ガイド本の作成時期につきましては、現在観光協会、商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する太宰府ブランド創造協議会の中で鋭意検討いたしております、平成18年度末には完成の予定であります。今後もより一層国博のあるまち太宰府の魅力を発揮できるよう、商工会や観光協会など関係団体ともタイアップしながら、特産品の開発支援や観光関連産業の振興に重点を置き、地域経済の活性化を積極的に図っていきたいと考えております。

次に、歴史と文化の環境税と今後のあり方についてですが、本税は平成15年5月23日に施行され、導入当初は一時混乱の時期もありましたが、関係者からの一定の理解をいただき、3年間で約1億円の税収になる見込みであります。今日の厳しい財政事情の中、新しい試みへのチャレンジを行い、大きな自主財源が確保できたことは、財源面では市や市民に潤いをもたらし、精神面では職員に創造力と行動力の重要性を再認識させてくれたと思います。今では、この税は市民、納税者、駐車場事業者の一定の理解を得ているものと考え、また当市のまちづくりには必要不可欠な財源となっていると認識しております。

しかしながら、条例が本年5月に3年の適用期間を迎えますので、4月に税制審議会に継続、廃止、条例の見直しに関して諮問いたしたいと考えております。市としましては、市民の意向や納税者の意見等を十分に踏まえ、税制審議会の答申を参考にし、21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で、最終的に判断をしたいと考えております。

税の使途につきましては、歴史と文化の環境税運営協議会で本市の特性を生かした事業の提案をいただき、市民参加の中でロマンあるまちづくりが着々と進捗しつつあり、来訪者や市民の皆様からも一定の評価を得られていることを感じております。

この税を活用した事業の中には、史跡地ライトアップ事業など、従来から実施していた事業で財源の確保ができずに縮小または廃止せざるを得なくなっていた事業でも、本税の目的に合致したものについては削減された一般財源にプラスする形で事業を進めております。

また、岡部茂夫議員から税ではなく広告などの視点を変えた財源確保についてご提言をいた

だきました。この歴史と文化の環境税については、負担の公平性や将来にまでわたる財源の見込みから、他の方法での徴収では財源確保の担保が確実でないのではないかと考えておりますが、広く市民や事業者からまちづくりのために負担をいただく方法として、昨今ホームページや印刷物、庁舎内や公共施設、市営バスなどへの広告を募集し、自主財源の確保に努めている自治体があります。

本市におきましても、関係課と調整を図り、様々な方法で調査研究をし、さらなる自主財源の確保に努めたいと考えております。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見や要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 1項目について再質問ありませんか。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 第1点の経済波及効果のあるまちづくりというのは、本市の第四次総合計画でありますとか、「ゆめ・未来ビジョン21」、あるいは平成18年度の経営方針の中では抽象的なお題目が並んでおりますけれども、なるほどと思える具体策に乏しいのが欠点といえは欠点でございます。

そこで、大変耳の痛い話になるかも知れませんが、皆さんもご存じの、あのおとぎ話の中のネズミの相談、ネズミたちはあの恐ろしい猫から身を守るために、猫の首に鈴をつけておけば安心して過ごせるという相談がまとまりました。が、さて果たして、だれがいつまでに、どういう方法でつけに行くかという肝心な手段がわかりませんでした。要は、いろんすばらしいビジョンは並んでいるけれども、だれがどういう方法でいつまでにという、実施手段が具体的に示されないと具現化はなかなか難しいと思います。せっかくすばらしい企画がありましても、ネズミの相談で終わることのないようにあえて申し上げる次第でございます。

昨年、自治体合併で柳川の市長選挙で新しく市長に就任された前大和町長であった石田さんは、ローカルマニフェストを市民に提示されまして、すべての項目について、いつまでにを全部明確にされました。期限を切って政策を打ち出すというのは並大抵のことではできないと思いますが、多くを語らず逆に自分で自分にプレッシャーをかける、そうした厳しい姿勢が住民の賛同を得たのであろうと思います。私も石田市長と親しい友人の一人として温かく見守っている次第でございます。本市の「ゆめ・未来ビジョン21」も含めて夢に終わることのないようをお願いを申し上げます。

そこで、NHKが全国へ向けて公募をいたしました「歩きたくなる道500選」には本市からは応募はしておられませんでした。この500選の中身を上層部の皆さんは吟味、研究されたでしょうか。なるほどと思える大変おもしろいヒントがたくさん盛られておりますが、今後何か妙案はございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） ご質問のNHKが公募した作品については残念ながら提出はいたしておりません。そして、その内容についても私どもとしてはまだ見ておりません。

以上です。

議長（村山弘行議員） 再々質問は。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） これは今インターネットで取り出せば簡単に取り出せますので、やはりそれを見て参考にされることは非常にいいことだと思います。一度そういう方法で出してみてください。

やはりここで結論づけてですね、何も回答を迫ろうというものでも、そういうテーマでもありませんので、やっぱり今後十分な内部討議をされまして、斬新かつ奇抜な仕掛けを含めて経済波及効果のあるまちづくりへ向けてご尽力くださるようお願いを申し上げます。

第1点はこれで終わりをまして、第2点に移ります。

第2点の問題については、歴史と文化の環境税の代案としてということ、これは後ほど、恐らく会派幸光の力丸議員からもまた別の提案があるかと思えます。5月下旬には見直しなり何らかの動きがあるかと思えますが、利用者へのアンケート調査、そういったものは今のところどうなっておりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 歴史と文化の環境税の適用期限が迫っておりますが、それにやはり市民、それから利用者、あるいは徴収をしていただいています事業者等々の意見も聞きながら我々判断をしたいということで、現在その準備、あるいはもう行いつつあるという状態でございます。

議長（村山弘行議員） 再質問について。

18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） アンケート調査を含めましてですね、多くの人々の声にやはり冷静かつ謙虚に耳を傾けていただいて、税のあり方というよりも財源確保のあり方を広く各自治体の動向を見据えつつ、全体的な本市の経済全般の活性化についての論議を重ねられましていくべきではなかろうかというふうに思っております。本市は人口も6万六、七千人でございますし、行政面積も29.61km²という30km²足らずの行政面積でありますけれども、知名度だけはやはり今やもう全国ブランドとなっております。本市の場合には何かと注目の的となりますので、執行部の皆さんは気の抜けない行政対応を余儀なくされることと思えますが、1点、2点含めて一つの問題提起でございますので、新しい年度へ向けてこのときに柔軟に慎重に、できれば声なき声にもご配慮をいただいておりますようお願い申し上げます。会派の代表質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 以上で新世会の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長の許可を得ましたので、平成の会を代表いたしまして質問をいたします。

平成18年度の施政方針は多岐にわたっており、焦点を市の財政面から見た特に歳入面に対する考え方と政策のあり方について伺います。

今回の平成18年度の予算を見まして、まず頭に浮かんでまいりましたことは、総予算が前年度より一般会計で19億円からの予算減であり、逆に特別会計では、この特別会計は国民健康保険、老人保健、介護保険事業での14億6,000万円からの増額予算となっております。この現象は何を物語っておるのでしょうか。私は明るい歴史とみどり豊かな文化のまちを目指して、あるいは安心安全のまちづくりの政策が鈍ってくるのではないかと危惧する者の一人でもあります。

一般会計で186億円、健康や医療に係る特別会計では146億円と今や一般会計に迫る勢いで、私に言わせれば、特別会計におきましては今までの施策を意識改革によってむだな部分の経費が節約できたり、場合によっては投資効果が出てくる事業もあるのではないかと思料する者の一人であります。平成18年度予算では、国におきましても3%減の79兆6,860億円で、この減少傾向は全国の各自治体にも及んでおりますことは承知しております。しかしながら、今回の一般会計での予算減は、佐野土地区画整理事業、地区道路整備事業、散策路整備事業等の完了によるものと思われませんが、せめてもの事業が完成すれば次の事業ができるくらいの財政資力と能力が欲しいものです。このため、できるだけ入りを増やし出を少なくする施策を考えるべきで、来年度予算も支出をいかに抑えるか苦労されたものと推察いたします。

私は、予算編成で歳入増を考える場合に、そのツケを市民に負担をかけてはなりません。私が見る限りでは、歳入増を図るためにはすぐに税を増やしたり、手数料や受益者負担等の見直しで市民に負担をかけようとされます。しかしながら、市民のほとんどの方は高齢社会となり年金暮らしです。また、この年金も見直しで徐々に減額されております。このように相反する政策では、市民の生活は根底から覆され、健全な市政、安心安全なまちづくりとは言えません。

そこで、お伺いいたしますが、健全な市政、市民生活を考えた際に、今後の歳入増に対する考え方について、どのような施策があるのか伺います。

私は、市民に負担をかけずに歳入を増やしていく政策は九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡等史跡地の活用にあるのではないかと思料いたします。すなわち観光産業の育成と活性化ではないかと思います。

また、あと一つは、高齢者の医療費の削減、寝たきりにならない政策ではないでしょうか。この問題につきましては、同じ会派の田川議員からも一般質問がありますので簡略いたします

が、施政方針の中で観光マップや太宰府ガイド本の作成が予定されております。このようなソフト面も一方策ではありますが、直接歳入増につながる生きたハード面に資本投下として取り組むべきではないでしょうか。すなわち以前から何度も提言しておりますように、1時間コース、2時間コースあるいは4時間コースなど、観光客や来訪者が長時間滞在できる実態に合ったモデルコースをつくとともに、本市で唯一のまほろば号の運行方法と利用の活用にあるのではないかと思います。そのためには、もう一度行ってみたい、また訪れたいというような施設整備と工夫とが必要ではないかと思います。

私は、観光産業政策なくして本市の財政は豊かにならないと現時点では思っていますが、この九州国立博物館を核とした観光政策についての見解と、またこのほかの歳入面に対する見解をあわせて伺います。

次に、福祉でまちづくりについて伺います。

少子・高齢者社会を迎え、特に子育て支援の充実は今後私たちに与えられた重要な施策であり課題でもあります。今回、都府楼保育所の民営化に基づき出前保育や子育てサロンなど市民に直結した政策が盛り込まれましたことは、大変有意義な活気ある改革ではないかと評価いたします。

一方、高齢者対策につきましては、今回高齢者の生きがいについてはサークル活動を進めていきますとありますが、どのような取り組みをされるのか、また具体策を伺います。

私がシルバー人材センターの理事長と話す機会がありまして、その中でシルバー人材センターに登録してある方は寝たきりはおられないと言われ、やはり生きがいと希望を持ってある方は病気にもなりにくいのだなと感心しました。これからの高齢者には何か仕事や皆さんと活動できる機会や趣味など、活躍できる場をつくるべきと感じた次第です。

また、今回の予算で、人間ドックが廃止されておるようですが、これは事業の見直しと思われませんが、検診、相談業務などのほかに健康増進、寝たきり予防について、どのような対策を考えてあるのか伺います。

トヨタ自動車はグループの社員、家族約21万人を対象に、予防医療に取り組みます。予防医療は、医師が保健師や栄養士らと連携し、生活習慣病やうつ病などの精神病にかかるのを防ぐ取り組みです。こうした疾病は、治療が長引き医療費増大につながるからであります。本市も横の連携を強化し、予防医療に取り組むべきと思いますが、その見解を伺います。

次に、生涯学習社会の創造の中で、中学校給食がいよいよ導入されます。導入されますことは生徒や保護者にとって価値あるものと評価いたします。

私は3校の給食の実施状況を見学させていただきました。その中で、宇美東中学校の栄養管理士の献立を見まして大変感心いたしました。それは毎日のように料理の中にニンジン、カボチャなど取り入れられ、これらに含まれている食物繊維やビタミンC、Eなど、欠くことのできない栄養素がたくさん含まれている材料を使ってあるからであります。また、保護者に渡される献立表の中に、体に必要なものや、どのようなビタミンが含まれているのか、また体をつ

くる食べ物など詳しく説明されていたことでもあります。人それぞれ仕事に対する熱心さで人の心や感謝の気持ちなど変わってくるものと思われませんが、今回取り入れられる中学校給食における栄養士の採用と、今後取り入れられます食育がどのように行われるのか伺います。

最後に、高雄地区の関係で伺います。

今回、高雄公園整備事業で8,100万円、高雄中央通線整備事業で3億2,100万円ほど計上されておりますが、周辺の市民の方は、公園よりも早くまほろば号の開通や安心して通れる道路を待ちわびておられると思いますが、この際道路整備に力点を置き、整備した後に公園整備に取りかかるべきと思料いたしますが、ご見解を伺います。あとは自席にて再質問をいたします。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派平成の会を代表されまして安部陽議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、平成18年度予算についてのご質問にお答えいたします。

今後の歳入増に対する考えについてですが、ご存じのとおり国、地方とも財政は依然として厳しく、三位一体の改革において、国の歳出見直しと歩調を合わせて地方歳出も見直し、地方交付税の抑制等が進められており、税源移譲についても議論がなされる中、大幅な歳入増は見込めない状況であります。また今後、国レベルでの少子・高齢化の進行や人口減少への転換、団塊世代の大量退職時期の到来など、今後も歳入の減少と高齢化対策等歳出の増加が予想されており、本市におきましても人口は微増傾向であるものの、人口と歳入の増加を誘引するための対応を図ることは重要な課題であります。

このようなことから、中・長期的観点からは、新市街地を形成いたします組合施行土地区画整理事業の円滑な促進や、（仮称）JR太宰府駅を含む佐野東地区をも視野に入れた人口の増加策により、財政基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、まるごと博物館推進プロジェクトについてですが、九州国立博物館を核とした観光政策については、ご承知のとおり九州国立博物館の入館者は開館から4か月余りで100万人を超えており、これまでの太宰府天満宮一極集中であった人の流れが九州国立博物館の開館に伴って変化が生じております。全国からの問い合わせがあるなど注目を浴びており、これは太宰府観光の長年の懸案である市内回遊を促し、滞留時間の延長に結びつけるための絶好の機会であると考えております。

これまでの事業として、楽しみながら市内を散策し、歴史遺産だけでなく、地域に引き継がれておる文化にも触れることができるような観光プログラムを作成し、市内を回遊していただくための様々なルートを準備し、ホームページでも紹介しており、旅行社やグループからの問い合わせや申し込みも数多くなってきました。ご質問いただいたような観光産業政策として財政面で潤うような展開をしていくには、例えば食事どころの充実や来訪者をもてなす心の醸成など、よりレベルの高い観光地づくりに取り組んでいく必要があります。これらの実現のためには、行政の力だけではなく、地元商工会や観光協会、天満宮等とも連携を図り、地域が

一体となって取り組む必要があると考えております。今後も地域固有の観光資源を最大限に活用し、市民や関係団体と一体となりまして、文化と商業の共存する魅力ある観光行政に取り組んでいく所存であります。

続きまして、福祉でまちづくり推進プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者対策でのサークル活動の具体策についてですが、介護保険認定非該当者で閉じこもりがちな方を対象に、いきいき情報センターにおいて、生きがいづくりや介護予防を目的とした高齢者サロンを、NPO法人太宰府ボランティアネットワークと協働して展開していきたいと考えております。また、平成16年度から、高齢者が高齢者を指導することによる双方の生きがいづくり、仲間づくりを目的としてスタートいたしましたプラチナパソコン教室を、今年度も継続し行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の健康増進についての具体策についてですが、健康診査を受診した結果、生活習慣病の発生のおそれがある人や市民を対象として、生活習慣病予防学習会や講演会の開催、また月2回健やか相談を実施し、保健師、栄養士や医師が相談を受け、健康増進、寝たきり予防対策を図っております。うつ病等の精神的症状の予防につきましては、月に1回、心の相談日を設けまして専門の相談員が相談を受け、症状の早期発見に努めております。また、相談の内容によっては、筑紫保健福祉環境事務所との連携や精神科の専門医等との連携を取りながら、治療につなぐ取り組みを進めております。

また、予防医療の取り組みは、医療保険制度を将来にわたり安定して持続していくためにも極めて重要な課題です。国民健康保険では、今までにも様々な取り組みをまいりましたが、平成18年度からは特に生活習慣病に着目した保健指導を重点的に進め、将来的に医療費の抑制を図ってまいります。

次の、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育については、後ほど教育委員会で答弁いたさせます。

次に、「自然と環境を大切にすまちづくり」の緑の保全と創造と、快適で魅力あるまちづくりの交通体系（道路）についてのご質問にお答えいたします。

高雄地区のまちづくりにつきましては、幾つかの重要な施策が必要なことから、第四次総合計画後期基本計画に示しております。特に、道路整備につきましては、平成17年度は家の前・今王線を整備いたし、今年度から2年間、平成18年度から平成19年度で高雄中央通線を整備いたします。また高雄公園の整備につきましては、地域住民の憩いの場、交流の場を想定し、平成15年度から用地の取得を行い、平成19年度と平成20年度の2か年で整備の計画をいたしております。

いずれにいたしましても、高雄地区のまちづくりにとりまして重要な事業でありますことから、まちづくりの推進を図ってまいります。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁いたしてまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさ

せていただき、一層の努力をしてまいる所存であります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、中学校給食における栄養士の採用についてですが、中学校ランチサービス、いわゆる中学校給食の実施に当たりましての栄養士の採用につきましては、経験豊富な嘱託栄養士の確保に努め、中学校ランチサービス事業の充実を図りたいと考えております。

次に、食育の考え方ですが、中学校の時期は、子どもから大人への成長期に当たり、心身がともに発育する大変重要な時期と考えています。このような中で、子どもたちが将来にわたって安心して健康的な生活が行えるよう、正しい食事のとり方や栄養について理解させ、また知識を持たせ、自己管理ができる力の育成を図ることが求められております。そのようなことから、学校や家庭と連携しながら食育の推進を図っていきたいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの教育行政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） ここで17時まで休憩いたします。

休憩 午後4時40分

~~~~~

再開 午後5時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1項目めについての再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど市長答弁で大体納得はしておるんですが、やはり今、微増の人口増でございますから、高層ビルだとかホテル等の進出を考えた政策が必要じゃないかと思えます。したがって、用途地域を変える考えがあるのか、それによって人口増がさらに変わってくると思いますが、それ1点お願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在の後期基本計画の中にも明記しておりますけども、将来人口、平成22年度には7万2,000人を目標ということに設定をいたしています。これは変わっておりません。やはり、例えば通古賀地区の区画整理にしましてももう工事が始まりますし、その範囲の中でも、今のところ多くて2,000人ぐらいの予定をいたしております。そういうことで、あとホテルの誘致につきましても、後期の基本計画の中でもきちっと明記をしておりまして、いろんな関係機関、団体とも連携をしながら、そういうホテル誘致にも努力をするということ

明記しておりますので、それに向かって努力はしたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 用途地域を見直すかということだけでいいんですよ。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 現在のところ、用途地域の変更は考えておりません。

議長（村山弘行議員） 次に、2項目めについて再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回、観光立国法が43年ぶりに改正されます。その中で、政府は各省庁や自治体の積極的な取り組みが期待されておるといってございまして、私、最近九州国立博物館に行きましたら、九州国立博物館では古代の虫はどういうものであるかという研究をされた方が、マスコットをつくられたわけですね。これが修学旅行生に大変人気があって、かなりの購入があるということございまして、したがって、そういうような研究等をするために、各省庁への働きかけをどのように今後、恐らくこれは支援事業として、今後観光立国するために支援事業が出てくるとは思いますが、その取り組みをちょっと、どのように考えてあるのか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） 観光立国法の改正につきましては、まだ新聞情報なんですけども、今回43年ぶりに基本法を改正するというふうな情報があります。この内容につきましては、やはり観光客を含んだ中で地域経済の活性化というのを一つの目標にしております。こういう一つの基本法あたりが明確に私の方に情報が入った段階で、また新たな本市としての観光誘致に対するいろんな施策を検討すべきだろうというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） それでは次に、まるごと博物館構想で、先ほどもまほろば号のことが出ておりましたけれども、やはり私は観光産業というのは大事だと思いますので、大宰府政庁跡に、これは田川議員も言っておりましたけれども、南大門あたりをつくったりして、やはりもう一度行きたいなというような気持ちを起こさせる施設は必要ではないかと。それと、まほろば号での史跡地等への移動、回遊というものを重要視しているわけですね。したがって、西鉄太宰府駅、大宰府政庁跡、西鉄都府楼前駅、これを結んだまほろば号の増便あるいはそういう特別な時間帯が組めないかということで再三申し上げておりますけれども、なかなかこれも取り組めないというような状況ですね。したがって、今後の本市の財政に必ず寄与すると私は思っておりますが、その取り組みについてお願いします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の運行につきましては、今回も平成18年度予算に減額を

した予算を計上いたしております。これの一つの目標と申しますのは、やはり今現在、バス8台で運行しておりますけども、これをいかにさらに経費を節減するか、あるいは今回の九州国立博物館の観光客も含めてかなり観光客も増えてまいりましたので、いわゆる収入増につきましても様々な視点から方策を検討したいということで、いわゆる経営目標という数字を立てながら今後、このまほろば号の運行のあり方について一度原点に戻りながら研究を重ねていきたいというふうに思います。特に、安部議員さんから過去にも再三、観光客への利用ということでご提案をいただいております。確かに、先ほど申しました九州国立博物館へのお客もたくさん増えましたので、これはもう既に行っておるんですけども、九州国立博物館の担当の方と協議をいたしておりますのが、九州国立博物館の施設内でこのまほろば号のPRをぜひさせてほしいということで、時刻表でありますとか、パンフレットをこの館内に置いていただき、九州国立博物館においてになった方が市内を回遊できるような一つの情報提供を今後もちっと続けていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 3項目めについて再質問はありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど福祉のサークル活動については市長から答弁あったわけですが、やはり、いきいき情報センターで高齢者サロンだとか、プラチナパソコン教室だとか、そういうものはその場所ではないわけですね。しかしながら、高齢者の方たちは各校区あるいは各公民館でもいろいろやってあるわけですが、そういう人たちにやはり支援策をもう少し考えるべきと思いますが、そういうような例えば運動的なものと文化的なものがあるわけですが、そういうものについての支援を今後どのように考えてあるのか、その点ちょっと詳しくお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今ご質問されております事業につきましては、NPO法人の方にお願ひしてる分ですが、これはいきいき情報センターで平成18年度の事業として新たに立ち上げるものでございます。それで、こういう活動につきましては、確かに1か所でするよりも各行政区、44行政区がありますから、そういうところでやっていくという方が参加しやすいということがあると思います。現在でも、地域コミュニティ運動教室というものを各公民館とか学校の体育館を使ったりして実施しているものもございまして、その中には運動も当然ございまして、調理実習を通した中での高齢者のふれあいの場というところですね、そういうものも今現在推進しております。それで、職員でそれぞれの地区公民館の方にその都度出ていくというのは、体制につきましてもちょっと無理な面がありますので、健康推進員さんの協力を得ながら広めていきたいというところで、健康推進員さんを対象にしたいろんな催し物も計画してですね、それを全市的に広げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 午前中の武藤議員の質問ともちょっと触れるわけですが、今回、佐野土地区画整理事業の終結を見まして、建設部関係の職員の方の減ということが考えられると思います。それから、もう一つは都府楼保育所の民営化、そういうことによって職員の引き上げということも出てきておるわけですが、そういう職員の方を、私は福祉部の方に異動していただいて、そちらの方で出前健康づくり、健康行政マンを育成していただいて、各地区にその人たちが実動部隊として健康づくりに寄与していただく、そういう方策をとられたらどうかと思えますが、機構改革もまだ4月からしか行われませんが、その考え方ですね、今まで完了してきた職員の配置がえ、福祉部にそういう重点施策を置いてもらいたいと思えますが、そういう考えについてお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

総務部政策統括担当部長（石橋正直） 今回、事業の一部終了、それから業務の委託等で職員が市役所の方に引き上げてくるわけですが、その分については、平成18年度は大幅に嘱託職員の削減をいたしておりますので、そういうものに職員を充てていくという方針で現在進んでおります。

議長（村山弘行議員） 次に、4項目めについて再質問はありますか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど、教育長から丁寧な回答を得ておりますので、申し上げることはありませんけれども、どうも考え方によっては、新規採用はされないということですかね。その1点だけでございます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 教育長の方で答弁申し上げましたように、嘱託職員で対応したいと考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） そういう職員の方を採用されるときには、やはり熱心な、研究心を持った優秀な人をひとつよろしく願いしておきます。

議長（村山弘行議員） 次に、5項目めについて再質問はありますか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 公園関係が、地元では余り好まれていないというふうなうわさも聞いておるわけでございますけれども、やはり、地元としては早くまほろば号を通してもらいたいという方が強いんですね。それで、そういう予算が、これは補助金との関係もありますのでやむを得ず公園の予算も出ていると思えますけれども、もう少し重点施策を道路面に持っていかれないか、それが1つと、それから、公園をつくるとしたらどの程度情報を現在得てあるの

か、対象をどういう人に絞ってあるのか、そういうことについてお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 道路整備を重点的にできないかということですが、市長答弁も含めまして、そういう精神で道路の整備をいたしておるところでございます。道路整備につきましては、本当に長い間ちょっとできない状態がちょっと続いておりまして、昨年の市長の施政方針の中で、家の前・今王線を整備するという、それから高雄中央通線を平成18年度、平成19年度で整備するという、その特に生活道路の整備を中心に進めておるところでございます。また公園につきましても、いろんな環境整備事業等のこともありまして、それから高雄区のまちづくりの中に公園が1つ必要であるという市の方針のもとに、今用地の買い戻しをやっておるところでございます。その整備につきましては、農事水利組合あるいは高雄区の方に、こういう方針でつくっていくということを説明をいたしておりますし、また、何度も申しますように、今年度につきましては近隣の行政区あたりに意見を聞きながら最終的な公園の面整備といいますが、そういうものをしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 再々質問ありませんか。

15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 一応地元の意見を大切にしながら進めていっていただきたいと思っております。

これをもちまして私の代表質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 以上で平成の会の代表質問は終わりました。

次に、会派宰光の代表質問を許可します。

2番力丸義行議員。

〔2番 力丸義行議員 登壇〕

2番（力丸義行議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、会派宰光を代表し、通告に従い質問させていただきます。

太宰府が太宰府たるゆえんは、九州国立博物館の設置について九州のどこからも反対しないほど文化財をはじめ歴史資源がたくさんあり、今日があるのであると思います。古きをたずねて新しきを知る、温故知新という言葉があります。太宰府は、その昔九州を治めた役所があったところであり、先人たちがみんなこれを守ってきたからこそ太宰府1300年の歴史の流れの延長線上に、やはり太宰府の未来があるのではないのでしょうか。太宰府には、太宰府天満宮や大宰府政庁跡、観世音寺など本物の歴史資源がたくさんあります。これらの宝は逃げたいきません。昨年オープンした九州国立博物館も逃げることはありません。いつまでも太宰府に存在するわけでありまして。また、学問の神様を祭る太宰府天満宮があるおかげで、進んで大学も太宰府に進出してきております。本当に素晴らしいことでもあります。これらは太宰府の底力と言えるわけでありまして、私はどうも底力を出し切っていないように思われてならないので

あります。自治体によっては、ホテルを誘致したり、大型スーパーができて、その条件整備で道路や周辺の整備をするわけでありませぬけれども、採算が合わなかつたらすぐにでも出ていくわけでありませぬ。そうしますと、自治体は条件整備した借金だけが残るといふことにもなりかねませぬ。しかし、太宰府は違ひませぬ。繰り返して申し述べませぬが、太宰府天満宮をはじめとした本物の歴史資源があります。九州国立博物館ができました。今こそ太宰府の底力をしっかりと示し、まちの元気と地域の活力をそういうものに結びつける政策を次々と立案し実行していかなくてはならないのではないのでしょうか。

そこで、新たな施策として立案、制定され、間もなく見直しがなされる太宰府市歴史と文化の環境税についてお伺ひいたします。

太宰府市歴史と文化の環境税の第1条には趣旨が書いてありますが、これを読んでみますと、「この条例は、本市固有の歴史的文化遗产及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために課す歴史と文化の環境税に関し必要な事項を定める」とあります。私が考えますに、「歴史とみどり豊かな文化のまち」は太宰府市の将来像でありますから、当然その実現に向けて取り組んでいかれるといふことはわかります。そうすると、文章の流れから、「本市固有の歴史的文化遗产及び観光資源等の保全と整備を図り」、もってこの将来像にかかっている言葉、要するに「環境にやさしい」といふ部分がこの税の本来のねらいであろうと考えます。この環境にやさしい取り組みは、例えば東京都のトラック排ガス規制のような、税収そのものが目的ではなく、排ガス規制に適應していないトラックの進入を防ぎ、環境に配慮した取り組みといえます。これは目的とすることが一致していると思ふわけでありませぬ。まず、趣旨といひませぬか、本来の導入の使途、目的についてお伺ひします。

環境にやさしい取り組みとはどんな事業をいふのでしょうか。そして、近い将来においてどのように太宰府を変えるのか、市長の考えをお聞かせ願ひたい。

次に、今後のあり方について伺ひませぬ。

まず、ネーミングは非常に大切だと思ひませぬ。わかりやすくすれば、人はすつと納得すると思ひませぬ。それに引きかえ本市が導入した名称は、「歴史と文化の環境税」で、一体歴史のためなのか、文化のためなのか、環境をよくするためなのか、なかなかわかりにくいと言ひませぬを得ませぬ。多くの人たちに納得してもらいたいといふ思いで欲張ったネーミングではないのでしょうか。もっと単純で明確なものにする必要があります。すると市民は、そうか、そのために使うのかとすぐわかることはとても大事だと思ひませぬ。新聞社やテレビ局が「駐車場税」と言ひて報道したことは、やはり視聴者などへの配慮からだと思ふのであります。また、課税する場合は十分その趣旨を説明し一定の理解を得る必要があります。導入には反対であるが市の言ひ分はわかるといふ、一定納得できるものであることが必要と考えます。しかしながら、見直しまであと2か月ほどであります、今後どのように進めていかれるのか、もし継続するのであれば、十分駐車場事業者に説明をし、理解を求めるとは言ひませぬ。2

か月後に迫った期間内での継続の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

再質問については、自席の方で行わせていただきます。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま市議会会派宰光を代表されまして力丸義行議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えいたします。

最初に用途についてですが、この税の用途につきましては、歴史と文化の環境税運営協議会の中で、本市の特性を生かした様々な事業を提案いただいております。この税を活用したものといたしましては、正月期における臨時駐車場や仮設トイレの設置、花いっぱい運動や観光マップの作成など、来訪者にも喜ばれる事業を実施しております。

次に、将来の本市のデザインをどのように考えているかについてですが、本年3月策定いたしました第四次総合計画後期基本計画や、平成17年3月に策定しております「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」にお示した市の将来に向けてのビジョンに沿いまして諸施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、今後のあり方についてですが、歴史と文化の環境税は平成15年5月23日に施行され、導入当初は一時混乱の時期もありましたが、関係者からの一定の理解をいただき、3年間で約1億円の税収になる見込みであります。今日の厳しい財政事情の中、新しい試みにチャレンジすることで、財政面では市や市民に潤いをもたらし、精神面では職員に創造力と行動力の重要性を再認識させてくれたと思っております。今ではこの税は、市民、納税者、駐車場事業者の一定の理解を得ているものと考え、当市のまちづくりには必要不可欠な財源となっていると認識いたしております。しかしながら、本年5月、3年の適用期間を迎えますので、4月に税制審議会に継続、廃止、条例の見直しに関して諮問いたしたいと考えております。市としましては、市民の意向や納税者の意見を十分に踏まえ、税制審議会の答申を参考にして、21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で最終的に判断したいと考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たり十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存であります。

以上であります。

議長（村山弘行議員） 再質問はありますか。

2番力丸義行議員。

2番（力丸義行議員） それでは、2点再質問いたします。

まず、やっぱり私は、この税のねらいは、先ほども述べましたように、環境にやさしいということだと思えます。じゃ何が環境にやさしいのかですね、本当に多岐にわたる問題だと思

ます。例えば、今口ハスという生き方が静かに広がりを見せています。口ハスとは略語で、健康を重視し、持続可能な社会生活を心がける生活スタイルのことです。このような意味で、乗り物としては自転車が最適な乗り物になるんじゃないかなと思います。これは個人の生活スタイルなんですけど、このような考え方を少しでもやはりまちづくりに取り組んで、持続可能なまちに、環境に配慮したまちにしていくことはやっぱり、これからの社会に大切な考え方ではないでしょうか。そして、本市においてこういった考えの延長線上と申しますか、観光客や我々市民が自転車や徒歩で史跡地などを回遊し、また散策するといった風景がこういったことから想像できるわけでございます。またもう一方では、五条の交差点から天満宮の大駐車場までの通学路の危険性はかなりの間指摘されてきました。この問題は、今の財政状況ですぐにということは大変難しい問題だとは思いますが、歴史と文化の環境税で少しずつでも歩道の拡幅ができるはずだと思います。ここを通学する児童を見たときにですね、私も車のドライバーとして、またほかの車のドライバーさんがどんな気持ちになるのかなと、また周辺の住民の方は、当然騒音や振動による苦勞をなされていると。そしてまた、通学する児童が心配だ、そういう声をよく聞きます。とにかくこの道路にかかわる人にとっては、とてもやはりひどい環境ではないでしょうか。そういった意味で、歴史と文化の環境税使途計画で27事業ありますが、どうも時間をかけてじっくりと事業を行っていく、そういう感じが感じられないわけです。確かにこの27の事業、市の施策としては必要なのかもしれませんが、ただ一般施策の税だったからでしょうか。税のスタートから3年しかたっていませんが、使途、目的について、当初の考えから変わってきていないか、再度お伺いします。

それからもう一点、先ほど21世紀は市と市民の協働のまちづくりという将来の展望を見据えた上で最終的に判断をしたいと回答されましたが、ここで太宰府天満宮の前宮司の言葉を紹介し、もう一点の質問をいたします。

これは太宰府市史の通史編別編に書いてあることですが、今から約半世紀前の大祭に際してですね、太宰府天満宮前宮司をはじめいろんな人たちがまちの繁栄策についてのが書いてあります。「太宰府神社と太宰府町は切っても切れないものであり、一体となって雄大な構想のもとに飛躍せん」と。そして、「大祭を戦後の本格的な町整備の起爆剤に位置づけながら、生産的な商工業の発展は太宰府の立地条件から多く期待できない以上は、やはり文化神天満宮を氏神とする歴史の上に立ち、これを文化の町として育て上げること」と、地域振興の理念が示されております。まちの精神的、経済的発展のよりどころとしてですね、天満宮が機能する。相互の補完の関係がいち早く確認されています。誠にすばらしいことです。今から半世紀も前に、地域振興の方向策が有志たちによって公にされていたこと、また、諸先輩の先見性にただただ敬服するのみです。今現在を考えてもですね、このことは何ら変わるところがないのでしょうか。そういったところで、協働のまちづくりのもと、この税を考えたときにですね、天満宮をはじめとする駐車場業者の皆さんが本当に一定の理解をなされているのでしょうか。また、太宰府のまちづくりに対する理解は、歴史と文化の環境税を通してなされていると聞い

ております。しかしながら、特別徴収義務者であることや、税そのものに対する理解がなされているとは思えません。現在どのように理解されているのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この歴史と文化の環境税、条文を読めば読むほど味がある条文ではないかと思っています。で、環境と一言に言うのではなくて、やはり力丸議員がおっしゃっておりますように、歴史と文化の遺産が、本物の遺産が残っているまちだと、それを有効活用してまちづくりをしていこうというまちづくりの視点からこの税はつくられております。ネーミングも大事ということで、駐車場税というふうなこともおっしゃっていましたが、その駐車するから税金を取るということでなくて、みんなでまちづくりに協力を願いたい、そういう趣旨も含めてこの税ができたというふうに聞いておりますし、条文から読み取れるというふうに考えております。そういうことで、その中で1つ提案があっていますが、いろんなところに欲張り過ぎて27項目もというふうにおっしゃっていますが、確かにまちづくりのためには幾つも大きな、いろんな広い分野に配慮をしながら税金を使っていくということも必要だと思うし、現に非常に困ってあるというようなご紹介がございましたけども、五条地区のあの狭いところに大型のバスが入って、家が揺れるとか、あるいは通学路がないために非常に危険だというようなお話も伺っています。これは歴史と文化の環境税の用途の計画の中にもそういう意見がだんだんと声が大きくなって出てまいっております、もう少し絞った用途計画、そういうことも必要ではないかという声は最近では多くなっています。最初は皆さんによく知っていただくために事業を散りばめたということもありますけども、少しずつそういう形に、必要な場所に必要な時期に必要な量を使っていこうと、そういうようなことも出てまいっておりますので、力丸議員のご指摘の件についても、今後議論がなされるのではないかとというふうに考えております。

また、このまちづくりについては、協働のまちづくり、これは本当にそういうふうと思うわけでございます。私ども「市長と語ろうまちづくり懇談会」の中でも、今からは市でやれる分、あるいは皆さんがやられる部分、それぞれ担っていきましょう、そうじゃないととても財政的にも厳しいというふうなことで、協働してまちづくりをやっていこうということは、我々も訴えております。そのことは、ご紹介がありましたように、前宮司の文を紹介されましたけども、やはり天満宮と太宰府市は両輪でまちづくりをしなければいけない立場だろうと思っています。それは太宰府市としても同じ考えだろうと思っています。その中に立って、この歴史と文化の環境税ができておりますが、今どういうふうに事業者に一定の理解が得られているのかということでございますが、まず最初に、これをつくるときに、税を100円も取ったら駐車をしないということで観光客が減るのではないかと、そういう心配、あるいは一生懸命観光に来てくださいよという宣伝をしてよその市は集めてるのに、税を取ることによって観光客が少なくなりますよという心配等がございました。とてもそういうことには税は取れないというようなお話でございました。当初混乱した時期には、利用者、やはり税金を納めるのはもとは利

用者でございますが、利用者からいろんな苦情等がございました。幸いにその後、事業者の方に内税で取っていただいたり、いろんな工夫をしていただいたりして、今軌道に乗った状態では、今のところ事業者からの苦情もないというふうな状況でございます。しかし、これを科学的に裏づけするために、今アンケート調査をとっておりまして、市民からの意見、あるいは利用者からの意見、そしてもちろん事業者からの意見もとりまして、それをもとに税制の審議会にも出していきますし、市長のいろんな判断の中にもそういうことを含めて判断をしていただこうと、そういう形で理解等についても今後そのアンケート調査を見ながら判断をしていきたい、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 再々質問はありませんか。

2 番力丸義行議員。

2 番（力丸義行議員） 財源の確保の方法はいろいろあるかと思えます。法定外普通税であるうちの歴史と文化の環境税や、また、最近基金とかですね、そういったやり方でちょっと調べておりまして、今日配らせておりますこの仙台市の資料があるんですが、最後に会派宰光として、新たな発展性を持った財源確保というところで提案させていただきまして、代表質問を終わらせていただきます。

この税制上の特典がある仙台市のこの条例は、我々会派宰光としても非常に近い考えでありまして、今回参考資料として配付させていただいております。本市において、今の財政状況やこれから変わろうとする行政システムの中で、財政的にも単独で「ゆめ・未来ビジョン21」すべてを実現することが非常に難しいのではないかと思います。しかし私は、このビジョンをしっかりと示すことで市民をはじめ市内の企業、また市内外を問わず多くの方々から新たな財源としての浄財がいただけると確信しております。また、市内の非課税法人にもビジョンをしっかりと示し、固定資産税の土地評価等を用いて一定のルールをつくり、寄附金をいただけるのではないのでしょうか。太宰府市の風景や歴史は、私たち市民だけのものではなく、多くの太宰府を理解していただける人々とともに協働で保全し活用していかなければならない、そのように考える次第でございます。

最後になりますが、まずは税制審議会での審議で、新たな発展性を持った財源確保の方策が検討されますよう期待し、代表質問といたします。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 以上で宰光の代表質問は終わりました。

以上で一般質問の会派代表質問は終わりました。

次に、一般質問の個人質問に入ります。

19番武藤哲志議員の個人質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月議会では、代表質問をさせていただき、引き続き一般質問を行うことを議員各位にお礼申し上げます。

一般質問は、2項目いたします。質問内容は、同和関係施設の委託と運動団体補助金の見直

しと行き届いた学級編制をお願いする内容です。

平成18年度予算書に、南隣保館、南児童館、デイサービス施設の委託料として5,124万2千円が計上されております。予算内容を見ると、今までの施設人件費は6,052万1千円で、その差し引きは927万9千円です。一方、11節、12節、14節の予算計上額は777万6千円で、委託業務によってはいつでも補正できるような委託内容です。その上、今までどおり清掃業務は債務負担行為で4年間で2,314万6千円、今年度は1,843万4千円支出を予定しております。今まで当局は、委託の場合、経費削減と言っていましたが、今までの委託内容と全く違った内容です。南隣保館は、同和対策特別措置法がなくなり、一般対策としての運用が義務づけられております。その上、名称変更も可能ですし、国、県の方針です。今回この施設をどの団体に委託するのか、もし運動団体がNPOの法人となって委託を受けることになれば、あくまでも運動団体の施設的使用になるということではないかと危惧をしております。ぜひこの委託内容、契約条件を具体的に説明いただきたい。

太宰府市は、あらゆる公共施設で指定管理者の指定を行っているのに、なぜ解放運動団体が主に使用する施設の人件費相当のみ委託するとしたのかを回答いただきたいと思います。

1点目の通告の内容の関係で、解放運動団体の補助金、交付金、扶助費、減免制度について、福岡県は平成18年度関係団体に通知し、平成19年度廃止を決定いたしました。私は、同和対策は一般対策に移行し法的根拠もない中で、特別優遇措置は廃止を再三要求してきました。ところが平成18年度の運動団体に対する補助金等は2,516万9千円計上されております。福岡県下の中で太宰府市、筑紫野市のみ、このような同和対策事業がまだに行われていることは残念でなりません。太宰府市は福岡県と同じように、平成19年度には廃止を行うか、回答をいただきたいと思います。

次に、行き届いた学級編制について、教育長に質問します。

教育委員会は、新年度の学級編制は毎年大変だと思います。児童・生徒数により各小学校、中学校のクラス編制や、特に中学校教科職員の確保など考えられます。一方、少子化傾向の中でも、平成18年度、小学校の新入児童の受け入れ、太宰府小学校、水城小学校では40人クラスが考えられます。一方、太宰府東小学校は23人クラス、太宰府市の小学校、中学校では、9クラスが40人近いクラスになっております。福岡市は2006年度から、教育方針として全小学校1年、2年生は35人学級と決定しました。保護者、教職員、教育関係者から大変評価されております。また、全国各地で行き届いた少人数制学級編制が取り組まれております。国、県も、市財政支出の教員配置を認めていますし、福岡県は裁判で敗訴しました同和教育加配制度を研究指定校などに配置しています。クラス編制は年度途中ではできず、転入などによって41人のクラスもあります。教育委員会として学級編制は大変と思いますが、小・中学生の児童・生徒数は最低35人以下の学級編制を行うように、教育委員会として検討いただきたい。特に、太宰府市は学問のまちとして県にも強く要望していただき対応されることを要求いたしますが、本年度の学級編制方針について回答ください。再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） ここで18時まで休憩いたします。

休憩 午後 5 時48分

~~~~~

再開 午後 6 時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（佐藤善郎） 武藤議員の同和関係の施設の委託と補助金の見直しにつきまして、まず私からご回答申し上げます。

太宰府市行政経営改革方針にもとづきまして、人権センター内の南隣保館、南児童館の民間委託につきまして検討した結果、行政としまして同和問題解決の責任を明確にし、公の設置、公の管理、公管理、公設置を継続していきながら、業務につきましては地域住民の生活実態や同和問題をはじめとする人権問題に精通した民間活力を導入することに決定した次第であります。

委託内容でございますけれども、現在市職員が行っております業務を委託するもので、館長ほか保健師、ホームヘルパー、指導員等の職員人件費、また現在事業を実施しております隣保事業経費を合わせまして3,850万円を予算化しておりまして、おおむね2,800万円の削減が見込まれておるところでございます。

次に、運動団体の補助金につきましては、平成17年度から平成19年度までの3か年は、平成13年度の3割削減、7割補助ということで運動団体との間において既に協議が調っておるところでございます。平成20年度以降につきましては、これまでと同じように筑紫地区4市1町で構成いたしております筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で協議をしてみたいと思っておりますけれども、本市としては廃止の方向で提案していきたいと考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、この本日配付された資料を見ますと、現在のところその委託先は未定というふうになっておりますが、その委託先が未定で予算書に計上するんですか。当然その委託する以上、こういう予算書の113ページ、本日議員に審査資料として出された37ページを見ますと、現在のところ未定になっておりますが、関係者を集められて、南隣保館、児童館、デイサービスは4月1日から委託を受けるという解放同盟の関係者から解放運動団体のみんなに説明がなされております。こういう状況の中で、議会配付資料には未定と。そうすると4月1日の執行まで、現在のところまだ未定なのか、それともこういう委託の場合については当然、どのぐらいの業者を呼んで委託をするのかというのをすべきじゃないでしょうか。この辺、まず1点お聞きしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 予算審査資料の37ページでございますように、現在のところは、この予算を平成18年度予算として3,850万円計上しておりまして、その予算の推移を見ながら委

託する部分につきましては、調整を今図っているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その調整を図るというのは、何か対象がないと調整図れんでしょう。だから、運動団体の部分に社会福祉法人をとらせるとか、NPOをつくってさせるということじゃないんですか。議会にそれではこういう状況でという説明は一切まだありませんが、20日から始まる予算特別委員会ではその辺は報告できるんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今、申し上げておりますように、この2つの施設につきましてですね、平成18年度からその金額で委託をするということは決定しとりまして、そして諸般の手続をした後に委託業者の決定になるかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 先ほども市長の答弁の中であれしたんですが、改革という形で南隣保館、南児童館、デイサービス。そして、同和問題、地域住民の人権、こういう守るためにという形で館長や職員や、そういう者を配置するということですが、本来は隣保館や児童館は法律上なくなって、地域に開放すべき施設になったんですよ。そのことはご存じですよ。あくまでも同和対策事業として永久に使いなさいというふうに法律上なっているんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 法が、ご案内のとおり平成14年3月に失効いたしまして、それまで隣保館の設置及び運営については地域改善対策協議会の意見具申云々という部分がありましたが、改正後につきましては、隣保館は社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として、その事業を実施するという形になっておりますので、引き続きこの趣旨に沿って隣保館自体は運営されていくものだというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなた方ね、地域に開放して、やはり同和問題の解決を図らなきゃいけないのに、もう再々言っているんですが、やはり同和対策事業としての継続を図ろうとしているんだけど、本来国の趣旨から見れば一般に開放すべきじゃないかと思うんですが、その辺がどうしても地域住民の人権、同和問題の解決を図るということですが、目的、だから過去もいろいろしてきたんですが、議会でも大論議になりましたが、早う言えば減免制度をなくす中で、ここだけは減免条例がないという答弁、一度ありましたよね。だから、やはり隣保館や児童館、いつの間にか解放センターみたいな名前をつけて、今回はそういうふうになっておりますが、やはり条例を見直すというか、変えなきゃいけないと思うんですよ。だから、今の条例が生きている限りは運動団体が主に使う施設になると。だから、条例の見直しが必要だと

思うんですが、条例の見直しは行わないんですか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほどから出ておりますように、南隣保館、南児童館、南体育館を総称いたしまして人権センターという形の中で、条例を改正をしてきたところでございます。

ただいま問題になっておりますのは、現在その南隣保館、南児童館の業務を、市職員がやっておった業務を、先ほどる市長が申しあげましたように、民間活力を導入していこうじゃないかと、そしておおむね2,800万円の削減が見込まれるので、見込まれた削減をほかに有効に使っていこうじゃないかという部分が今回のねらいでございますので、そのあたりは誤解がないようお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） これだけ私ども、指定管理者だとか、委託という問題が出てきて、あなた方がそういう経済効果とか、予算という状況の中でね、やられた中で、それじゃ指定管理者にされたところは、今まで債務負担行為でしとった清掃なんかも、どれだけ安くつくか。やはり委託を受けた施設を運営管理する中で、いろんな人件費だとか、そういうものを私どもはサービス低下にならないようにというのは、議員がいろいろ発言してますよ。ただし、委託を受けた枠内で清掃業務や人件費や、そして市民に、今ここに書かれているような、様々な市から委託を受けたことをやっていくのが指定管理者や委託内容ですよ。ところが、さっき言うように、当初予算書の115ページにあるのと審査資料の中を見ると、丸投げの、早う言えば何の、行政側に対しては納得しがたいということなんですね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） ちょっと一部誤解があるようでございますので、ちょっと予算の内容を説明しておきたいと思います。

そもそも今まで、武藤議員ご指摘の5,124万2千円という部分は、当然のことながら委託料として今回の3,850万円とは別問題でございます。どういふことの委託の内訳なのかといいますと、いこいの家の施設の管理に伴いますところの機械整備、警備でありますとかボイラーとか、そういうものはもう専門のところにも今までどおり委託をしていこうと。お話し出ております南隣保館の清掃業務あたりは債務負担の中でやっていこうと。そして、直接市の職員がかかわって仕事をしよった部分を民間活力を導入することによって経費の削減を図りながら、そしてさらに効率の高いような部分を目指せないかというのが今の変更になったところでございますので、何もかもが一緒になったという部分じゃありませんので、警備は警備、それはそれという形で、それぞれの専門のところ委託をし、そして市職員がかかわっておった部分を民間の活力を導入するという部分でございますので、そのあたりはもやもやとした部分じゃありませんので、はっきりしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、私が言ってるのにね、今まで太宰府にいろんな部分、議会で上がってきて指定管理者になったり、委託になった中で、こんなのは初めてですよ。だから、こういう部分、南隣保館、児童館の業務委託料として3,850万円。ただし、ほかの部分については、はっきり言って施設はそのままとかなっている部分は、本来はここは、それじゃ指定管理者に指定をして、ある一定全体的な、債務負担行為である、清掃とか、そういう部分をすべきじゃないかと。こんな、委託方法はいまだかつて出てきたことがないと。何か例があるんですか、こういう、何か人件費だけをとか、そういうほかの施設だけとかというのは出さないというのは、何か例をちょっと示してみてください。こういう。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 本市が取り組んでおります、既に先行しております学校給食の民間委託でありますとか、上水道の民間委託でありますとかという部分、市職員が本来的にやっていた部分を、先ほどから何度も申し上げております民間活力を導入するということでございますので、何もここだけが特異的な部分ではないというふうに私は理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 当初予算書の233ページあたり見ますとね、議会でもいろいろしてきましたが、今回も老人スポーツ広場だとか、体育センターだとか、史跡水辺公園だとか、少年スポーツ公園だとか、こういうものなんか全部含めて委託をやってきたという、議会に承認を求めてきた経過もあるわけですけど、こういう委託内容で、しかもまだ現在業者は決まっていない。しかも、要るものはどんどん使われるということについては問題があるんじゃないかと。だから、本来は委託をするときには、もうあと、今日は14日ですが、あとこれが予算執行してやる場合に、二十日余りしかないんですけどね、あなた方はまだ業者の選定中だとか、委託は4月1日からするのか、どういう内容かもわからないままに議会に出してくるんですか。私ども審査をする権限があるんですけどね。だから、私は今までずうっと予算にかかわってきて、こんなのは初めてだから、その辺は少し、ちょっと納得しがたいところがあるんですよ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長が答弁いたしました、本施設につきましてはですね、行政として同和問題解決の責任を明確にしてですね、公の設置、いわゆる市が設置し、公が管理を、維持していきながら業務についての一部を、先ほど申し上げております市職員がかかわってありました部分を民間にお願いをするという形になっておりますので。そういう、今は民でできるものは民でということで、この太宰府市行政経営改革方針にございますので、その方針に沿ったところでこの施設がそういう形で、平成18年度から移行されていくという形になるのではなかるうかというふうに理解をしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） そうすると、契約を仮定としてですよ、議会まだわかりませんが、契約は大体何を契約するつもりですか。そして、ここの中にありますように、さっき言うように、11節や12節、14節で必要になれば補正はする。ただ、ここにある管理の委託の内容については、ここは補正はないけど、ほかは補正してくるのか。私ども、当然委託するときには年間契約の関係があるんですが、この施設の管理を館長やその中の職員、デイサービスでも今3人おる方を、委託先がもう2名にしますという内容が私の方の耳に入ってきているんですが、そういう内容は私が知っておって、あなた方はまだ審査中というのはおかしいんじゃないですかね。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 委託の内容は、先ほど議員の方から指摘がございました37ページに委託の業務内容が掲げてあります。まさにこれは市職員が、館長をはじめ保健師あたりがかかわっておった業務そのものが民間の方に委託をしていくということでございます。

それから、るる出ております、いつでも予算補正をして変更できるような形になってはいないかということは、そういうことはありませんので。一応予算で上げております3,850万円と5,124万円の、予算書115ページの委託料、その中身はるるありますが、そういう部分、それから同じく予算書115ページにあります11節、12節、14節の合計の金額、そして予算書244ページにありますような債務負担行為、そういうものにつきましてはこの金額でございますので、この金額が動くことはありませんから。今まで市職員がやっておりました、さっき出ています業務内容の1番の社会調査及び研究事業、それからずっと掲げておりますような部分を民間の方にやっていただくということでございますので。そういうことで、ほかのところから流用したりなんなりというような部分は考えられないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） あなた方は何か特殊な方法をもって、今まで私もこういう例のないような問題が出てきて、しかももともと南隣保館にしても南児童館にしても法律もなくなって、地域の中にやらなきゃならないというか、もう開放してだれでもが使える。だから、あの中に、あれを使いたいと思ってもなかなか使えない。老人いこいの家でもそうなんですけど、近くの人がだれでも来てもいいんだけど、なかなかそういうふうに条例上になっていないと。こういう問題点もあって、法律ももう平成13年になくなったんだから、委託するならば地域に開放するような南隣保館や南児童館や老人いこいの家、そういうものにすべきですが、あくまでも人権センターという大まかな基本という減免制度も適用されない。もう使っても何してももう運動団体が中心となるような内容というのは問題があるんじゃないかというふうに思っており

ますから、その辺はもう少し行政としても見直すべきじゃないですか。この辺は私とあなたと論争したってあれだけど、もう本当、今まで使ったお金、私もここで何回もしてますが、大体市の予算の2倍近くを同和対策事業に充ててきたんですよ。そのことはもう何回も言いよるでしょう。その後もずうっとやるということは、もういいかげんでね、はっきりとしなさいということで、予算特別委員会もありますから、その辺はまたそこで論争しましょう。

それから、市長が補助金については平成17年度から平成19年度、3年間でそういう状況の中で3割、そして7割補助でやっていきたいと。平成20年度には協議し、廃止をするというような考え方をっておられるようですが、県議会で麻生知事がはっきりと答弁をしました。福岡県の一切の部分の法が終わりまして、5年間の猶予を持ってきましたが、平成19年度で一切終わりにしますと。そういう状況の中で、特に筑紫地区での問題として固定資産税まで減免されているが、こういう問題どうなのかという質問もした上で、知事としてはですね、法律上は平成19年度には、もう県としては法を失効、終わって5年延長してきたんだということで答弁がなされて、それぞれの対応をされよと思うんですが、ここに出てきてますように、今年も解放同盟に768万400円、実体のない全日本同和会、この太宰府市だけで259万円、福岡県地域人権運動連合会、36ページですが19万円、こんな大きな金額をね、一度も中の、指摘もするように会費も入ってない、こういうお金が渡されてきたのがもう本当40年近くですよ。だから、これがね、やはり見直していくべきじゃないかということですが、福岡県は平成19年度で見直すということですが、今のところ3割減、そうすると平成18年度は3割減ですが、平成19年度はやはり3割減の7割を支給すると。平成20年度以降は協議をするというのは、廃止をするのか、廃止をもって当たっていくのか、この辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど市長の方から答弁をさせていただきましたように、平成17年度、平成18年度、平成19年度は筑紫地区4市1町の協議会で、市長、町長等々と話し合いの中で3割削減、7割補助でいこうと。平成20年度以降はどうするかという話ですが、平成19年度に再度協議という形になっております。それも4市1町の筑紫地区人権同和行政推進協議会の中で、窓口で調整をしていこうという形になってます。それで、そういうところでありますので、平成17年度、平成18年度、平成19年度、再三再四にわたって武藤議員の方から、この運動団体の補助金等につきましては、2団体の運動団体の補助金についてはいろいろ言われております。いろいろ言われておりますが、その平成19年度見直しの段階のときに、先ほど市長が申し上げております、太宰府市としては廃止の方向で提案をさせていただこうというふうに思っております。そういうことで、先ほど市長が答弁をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 前向きの回答なんですけどね、そのときになって予算編成じゃ間に合

わないから、はっきり言って平成18年度でもう、平成19年度こういう状況の中に来ている中で、廃止通告をするということは考えられませんか。また、平成20年度になって向こうから要求されてきたら、また予算措置を。だから、行政側というのは県の方針で、県はもう一切同和対策事業に対する補助だとかそういうものはやめると、こう言っているわけですから。だから、福岡県の方針に従って運動団体に、この財政の厳しい中に、先ほどからあらゆる会派が代表質問されましたけど、その中で出てくる補助金の問題、お金の使い道の問題があるんだから、今年じゅうに、平成19年度のもう予算措置についてはできないと。やはり社会運動団体としては独自にやんなさいという通告をね、やっぱ行政内部で意思の統一して、はっきり言ってこの1,000万円近くのお金があったら3倍、4倍、5,000万円ぐらいの事業ができるんですよ。そのことをはっきりともう通告をするということはどうでしょうか。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 厳しい本市の財政状況からいいまして、先ほど申し上げておりますような部分の中で判断をさせていただいております。それで、今平成17年度でございまして、平成17年度が終わろうとしておりますので、平成18年度、平成19年度まではこの金額自体は扱えません。これはもう金額として確定をしておりますので、扱えないわけでございます。平成20年度以降どうするかという話でございますので、平成18年度、いろいろ平成20年度もまたずるっとその金額で来りゃせんかというような部分でございますが、何さまこれが、先ほどから出ておりますように、4市1町で協議をして、そしてという話になっておりますので、各市町の考え方もあろうかと思っておりますので、平成18年度中あたりから徐々にそういうふうな話をし、平成19年度の早い時期にその決定ができれば決定をお願いしまして、平成20年度からしかるべく決定した補助金の額で進んでいくのではなからうかというふうに思っておりますので。それから先のことはちょっと私もよくわかりませんが、そういうふうな部分になりますけども、本市としては、先ほどから市長が申し上げておりますような部分で、平成19年度にそういう提案をさせていただこうかというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 市民生活部長、あなたあと何年……。

（市民生活部長関岡 勉「3年です」と呼ぶ）

ちょっと、あと、あなた3年おるわけね。来年選挙ですよ。こういう論議をした中でね、やはり私どもこの議員が全員また選ばれてくる可能性もないんですが、私もそれはわかりませんよ。ただし、今ここで言っている論争、議会の答弁というのは重みがあるんですよ。だから、私どもはこの財政の厳しい中に平成19年度までは確定しておりますと、あなた今言ったけど、この財政の厳しい中に、あれだけ議会を説得して、あらゆる太宰府市にある団体に、補助金を出しているじゃないかと。出していない3団体だけについては特別に補助金やら資料が出てき

ていますがね。やはり3割だけカットじゃなくてね、やっぱり一遍で50%とかね、やっぱ60%やっていかないと、運動団体としてもそらあそこでまた文句言ってきますよ。そういうね、やっぱ手法というのはあるでしょう。今までらっとして、もう一挙にないですよとはできないと思うんですよ。その辺はあなた方もね、もう検討する余地はないんですか。

それから正式に、私、この議事録できてくると思いますから、もし議員で選ばれなくてもそれ持ってあなたのところに来ますから、私はあと3年おりますというのをはっきり言っておいってください。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 私が3年間この業務にかかわるかどうかは別問題でございますので、それは誤解のないようにしておいて、私の残されております期間は3年間ありますということでございます。

翻りまして、この平成17年度、平成18年度、平成19年度を決めるときです。平成16年にこの4市1町の首長さんにお集まりいただいて、お話し合いをさせていただいて、いろんな議論があったわけでございます。30%もカットできるのかという議論もありました。30%は少ないんじゃないかという議論もありました。段階的に10%、20%、30%という意見が、どうかという議論もありました。そして、最大、皆さんで合意をされて運動団体の方にお話をするときには、平成17年度、平成18年度、平成19年度の30%で決定という、双方で決定をしたわけでございます。その決定をされた分について平成19年度から翻すというのは、幾ら太宰府市においても難しい話だろうと思っております。

それで、平成20年度以降の話になりますとまた話は別でございますので、平成19年度にそういうふうな部分を平成17年度、平成18年度、平成19年度の30%の補助の中で、進んだ中でどうだったのかということを見きわめて、そしてそれにつきましては、本市としましては、先ほど市長が申し上げてる方向で、姿勢で臨むということしか言えないというふうに思っています。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 議会の中で長い歴史もあるんですよ。ところが、今あなたが、私がずっと市民生活部長であるはずはないと。異動もあるだろうと思うけど、やはり前任の担当部長が市長に調整会議を開いて回答しているわけですから、そのことは執行部がみんな責任を持たなきゃならないと思いますよ。だから、本当に次、来年は市長さんの選挙もありますし、人事異動もあるだろうし、そういう方針を決めたこと、ただし私はこういう金額、運動団体に対する1,000万円近くのお金をね、やはり平成19年度も続ける、来年も出すということについては納得はしがたいんです。本来はもう早くやめていただきたい。こんなお金はむだなお金です。いつも決算審査の中で指摘もしているようにね。だから、早目にやっぱ運動団体に通告を出すこと。やはり社会運動団体は自立することですよ。知事もですね、筑紫地区の太宰府市、筑紫野市、そんな状況という指摘をされてびっくりされていた状況もあるようですから。福岡

県の中でもこんな状況というのはもう少ないんですね、あらゆる制度的なものも。だから、早目に執行部としては筑紫地区でも、この前も、12月議会でも質問しましたけど、やはり4市1町でびしっと意思の統一をして、毅然とやるという状況を行ってください。ここであなたと論議しても解決はせんでしょうし、私は来年の3月まではありますけど、4月以降は未定ですから。ただし、あと2年もありますので、やっぱりこれだけ市民の税金があるということは忘れんでください。これが全く、全額市民の税金、国の補助金もない、県の補助金もない、そういう内容ですので、ひとつ内部検討をいただきたいと思います。

それでは、1項目めは終わります。

2項目めを、はい。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 2点目の行き届いた学級編制についてお答え申し上げます。

学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律により小・中学校の1学級は40人を超えないとする法的基準があります。しかし、ご質問にもありましたように、規制緩和に伴い各自治体の裁量の幅も広がり、各自治体の負担で教職員の数を増やすなどして学級編制を弾力化し、少人数学級を編制することも可能となっております。

平成17年度から学校の申請を受けまして、私ども教育委員会が判断し、県教育委員会に協議を行い、各校の教員定数の範囲内での学級編制の弾力化を行っているところでございます。来年度に関しましては、3月1日現在、小学校3校より申請がございますので、現在県と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず新1年生、数字が、2月1日現在で小学校の新1年生の児童数ですが、今のところ未定の中で、太宰府小学校が40人近いんですね、平均が39.3人になっております。一番少ないのは先ほど言いましたように太宰府東小学校です。それから、現在の今4年生で太宰府西小学校が41人、これになっていると思うんですね。途中でクラスを編制することはできないと思うんですよ。区画整理事業によって人口急増になって、空き教室をとということですが、できればこういう状況にならないように対応していただきたいなど。法定は40人というのはよくわかりますが、太宰府市の中でも本当に児童がいない学校、またもう法定数ぎりぎりの学校という問題がありますので、現在のところ3校からということですが、もう少し、ちょっと3校から要望の上がっている内容についてご報告いただければ……。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 大変失礼をいたしました。申請があつて協議をいたしておりますのは太宰府小学校、太宰府西小学校、水城小学校でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） やはり教育委員会としても大変だと思うんですが、中学校でもぎりぎ

りいっぱいまで、入学まで生徒が1人来てくれないかなと。ただし、今度は中学校の場合、1人増えるとね、今度は担任教員を見つけなきゃならないと。もう本当に教育委員会は大変だと思うんです、中学校と小学校の違いもありますけど。ぜひ県の方にもですね、35人学級になるような特別な要求を、教育委員会としてもやはり要望を出してほしいと。県教委に言いますと、よくわかりますという状況を言っていますが、やはり教育委員会からの要望やそういうものが上がってこないことには県としても対応できませんというのが再三、県教委の回答ですが、ぜひ太宰府市では本当に行き届いた学校運営をやるために努力もしていただきたいというふうにお願いをしますが、県にはそういう機会があったら要望していただけますか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 例年でございますけれども、福岡県市町村教育委員会連絡協議会を通しまして陳情を行っております。教員配当基準の見直しによる増員を県に強くお願いをしておりますのでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 最後に、予算特別委員会が20日から開かれますが、見込みとしては、できれば各小学校、中学校ではですね、新しく入ってくる児童・生徒、この関係でクラス編制方針というか、クラスがどういうふうになるかとしているのかも、できればですね、私ども議会ですから、全部の小・中学校の児童・生徒数とやはりクラスをですね、知っておきたいと思っておりますので、資料要求ではありませんが、議会の中にも報告として出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 資料の方は提出いたします。

それですね、実は学級とかが決まるのがですね、2年生以上は始業式の日の生徒の数によって学級数が決まるということと、それから新1年生については入学式の子どもの数によって決まるということになりますので、今具体的に数校名前が出ましたけれども、必ずしもその学校がそういう措置をするかというのは、その日を待ってみなくちゃわからないということでございますので、その辺はひとつご理解ください。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、本当に第一経済大学をはじめ市内の大学の卒業生がどんどん転出してありますし、また新たに入学する部分がありますが、それとあわせて転入、転勤、転入の関係がありますしね、どういうふうに20日までの間に児童・生徒の動きがあるのかということも、私ども大変関心を持ってありますし、教育委員会としては資料を出していただくということですので、ぜひお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。長時間ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の個人質問は終わりました。

次に、16番田川武茂議員の個人質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

16番（田川武茂議員） ただいま議長より許可をいただきました。私は超高齢化社会に向けた健康づくり事業について質問を行います。

今や日本は世界一の長寿国であります。平均寿命が、女性が84歳、男性は77歳と言われておりますが、しかし幾ら長生きができるようになって、認知症や寝たきりになって、あるいは生活習慣病に苦しみながらの長生きでは幸せとは言えません。人間最後の最後まで健康に過ごしてこそ初めて長生きしてよかったと思えるのではないのでしょうか。

高齢化は、当時予測をしたより早いスピードで到来しております。今や高齢化に伴う医療費や介護費の増額は市民の負担増となり、市財政を圧迫する等、地方行政の大問題であります。こうした問題を解決する糸口として、健康に対する施策を行うべきだと思います。

高齢者が器具を使わない簡単な運動を、元気な人から見ればこれくらいの運動でと思いがちだが、体力の衰えた高齢者が継続すれば大きな効果があるそうです。筋肉は使うことで蓄えられていく。簡単な運動でも習慣化することで要介護の進行に歯どめをかけることができるのではないのでしょうか。日常生活の中で座ったり立ったりスムーズにできれば高齢者の行動範囲は広がり、生きがいのある生活を送ることができると思います。

皆さんのお手元にお配りしております資料は、茨城県の大洋村「とっぷさんて大洋」という健康づくり事業の資料でございます。この資料では、ただ踏み台を上り下りする簡単なものではございますが、非常に運動不足の解消につながるということであります。そうして、広く住民の健康と体力づくりができることにより、特別会計の削減に大いに期待ができるのではないのでしょうか。

財政が逼迫した今日、このまま放置してよいのか、何か対策をすべきと思うが執行部のお考えをお伺いします。あとは自席にて質問をさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 超高齢化社会に向けた健康づくり事業について、私の方からご回答申し上げます。

だれもが健康で長生きをし、心身ともに豊かな一生を過ごせる社会の実現こそ、これからの超高齢化社会の大きな行政課題であろうと認識いたしております。

本市では、長寿クラブの高齢者の運動リーダーや健康推進員等を対象に、「はつらつ貯筋教室」を開催いたしております。「はつらつ貯筋教室」と申しますと、筋肉の萎縮や低下の予防を目的に、筋肉をつけて貯えることということで、名前を「はつらつ貯筋教室」といたしております。

内容につきましては、音楽に合わせたケアビクス、また家庭で実践できる指体操や家庭用のイスを使った運動等でございます。運動マシンを使わなくてもできる運動でございます。

現在、健康推進員さんが「はつらつ貯筋教室」で学んだ学習の成果を、保健師と連携しながら

ら公民館等地域の健康教室において実践していただいております。「はつらつ貯筋教室」の運動実践を市民に広げていくことで、筋力アップや転倒防止など介護予防にもつながり、健康推進員さんを中心とした地域の健康推進リーダーの養成が重要と考えます。今後は、そのリーダーを中心とした地域での運動教室の開催など取り組みの充実を図ってまいります。また、歩こう会では、多くの会員の方々によります野外活動を実践されております。

このような健康運動の広まりにより、結果として医療費の削減につながるものと考えます。以上でございます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私が今回このような質問を取り上げましたのはですね、現在太宰府市内において65歳以上が1万2,343人、高齢化率が18.5%になっております。また、来年からはですね、団塊の世代を迎えることになりまして、高齢者が要介護状態になればですね、家族のケア、それから経済的な負担、これが非常に大きいわけです。現在、介護保険制度がですね、ありますけど、要介護状態にならないのにこしたことはないんです、これは。そのためにはですね、日ごろの健康づくりが大切だし、行政もこうした動きをですね、支援をすべきじゃないかと。一番けがの多いのは、お年寄りが、足の不自由な人が転倒されるわけですね、つまりいて。そういった問題にまた行政から訪問検診などを行うべきじゃないか。その充実ですね、もっと行政も知恵を絞ってですね、取り組んでいくべきじゃないかと私は常々思っておるわけですけど。

そこで健康福祉部長、あなたは今この問題についてですね、前向きに取り組む考えがあるかないか。いろいろとそれは準備も必要でしょうから、平成18年度中にですね、そうして立ち上げをできるかできないか、健康福祉部長の考えをお伺いします。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） これから団塊の世代が退職をして超高齢化ということが、太宰府市だけでなく全国的な大きな課題だろうというふうに思っております。それで、ご質問されております茨城県の方の一つの事例を出していただいた中で、それぞれ自治体の方でもいろんな工夫をしながら、健康に対するいろんな事業、取り組みをやっておるわけですが、その大きなものとして、制度としては介護保険制度がございます。その中で平成18年4月から介護予防というものに重点を置いた制度になっております。いろんな検診をする中で、特定高齢者把握事業というのを4月から取り組んでいきます。それで、それは加齢、お年をとりますと加齢するといいますよね。それから疾病、それからいろんな環境の変化、それから家庭のことになると思うんですが、精神的な要因で生活機能の低下が見られるとか、そういうものを一つの判断基準として特定高齢者を把握しよう。その中で介護の予防、それから地域でいろんな事業をやっていく中での地域支援事業ですね、そういうものもこれからは取り組んでいこうと思っておりますし、介護保険に該当されない方については、一般対策事業の中でも事業を進めていこうというふうに考えておりますので。

今、平成18年度からいろんな事業を取り組む考えはあるのかということのご質問でございますが、そういう制度と、それから健康福祉部の中には、医療費の問題については国保年金課、それから高齢者問題についてはすこやか長寿課、それからそれを実際実践していくところとしては保健センターがございますので、その3課で、今いろんな事業をやっておりますが、今後はさらにそういう事業についての広まりということが大事だろうというふうに思っておりますので、ご質問いただきましたことにつきましては努力をしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 人間の体はですね、筋肉はこれは鍛えなければですね、もうどんどん衰えていくわけですね。もうそれは研究でちゃんとわかっております。現に筋肉トレーニングを行っている人、週に2回行っている人はですね、筋肉の量が1年間で約8%増強していると。反対にトレーニングをしてない人はですね、1年間に5%から7%筋肉の量が減少していくそうです。そうすると1年間でこれだけ開いた差はですね、何年かたつうちに大きな開きができるわけですね。そうしたやっぱり大きな差になってですね、その後のやっぱり生活の質自体にもまた大きな影響を及ぼしてくるわけです。そうなればですね、病気になる人が増えます。それから、寝たきりになる人がまた多くなります。そういった確実性があるわけですね。やはり健康づくりはですね、市民が幸せで意味のある人生を送る基礎ですから、そこで専門家のですね、高度なノウハウをですね、活用していくべきと思いますが、それについてどういうふうにお考えでしょうか。ノウハウをですね、ちょっと取り入れるというようなものを。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 専門家の方々のいろんなノウハウを活用できないかというご質問でございますが、先ほどご回答させていただきました中で、「はつらつ貯筋教室」の事業を報告させていただいたんですが、この事業をやっていく中では年6回ぐらい、健康推進員さんを対象に指導者としてのですね、取り組みをやっているんですが、その中では専門家としましては九州大学の健康科学センターの助教授の方、それから健康運動の指導士の方とかですね、それから福岡県立大学の教授の方ですかね、そちらあたりの、当然運動実践の指導とか、それから評価とか、そういうものの指導もいただいております。

それで、この「はつらつ貯筋教室」を実践していく中で、アンケートもとっているんですが、実際実践する中で体力測定の結果がちょっと出たんですが、平均年齢が大体62.6歳ですね、1回目を平成17年5月にやって、2回目を7月にやってですね、平均転倒バランスの年齢としては62.6歳が2か月の間で60.6歳に下がったとかですね、そういう分析あたりもしてもらっておりますし、アンケートの中では教室に参加してどうだったのかということですね、大変よかったというのが68%で、よかったというのは29%とかですね、それからこの教室の中で地域活動に生かせようかというアンケートにつきましても、いい答えをですね、いただいたりとか、そういう分析の仕方まで含めて、専門家の方からいろんな指導を受けているということがございますので、こういう事業につきましても今後継続していきたいというふうに思

っておりますので、今後は努力していきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 今、部長から「はつらつ貯筋教室」、聞いたことないですよ、私は。本当ですか、それは。それよりですよ、各地区にですね、健康推進員さん、民生委員さん、それから長寿クラブ、太寿連の下部組織の老人クラブがありますね。それから、そういったものをですね、何で取り込まないのか。そして、やっぱり地区の公民館でね、そしたらやっぱりちょっと足の悪い人も、体が不自由な人も出てくるんですよ。活用するんですよ、それは。だから、あなたたちが幾ら公民館に出てきなさいとか、いきいき情報センターに来てくれというてもね、それはなかなか来られません。だから、そういったやっぱり身近なところ、そういったものを大いに活用するとかですね、していただきたいと私は思えます。その呼びかけをですね、まずやっぱりせにやだめなんですよ。

せっかくここに資料を私がいただいているから、ちょっと参考に言いますけど、平成16年度の実績ですけど、医療費の総額がですね、62億9,885万5,477円、それからですね、1人当たりの医療費がですね、これは91万3,000円なんですよ。だから、これは個人負担も含むわけでしょう。もう今年はですね、これは100万円を超します。それからですね、そういったことで平成17年度の実績になりますけど、特別会計、134億8,600万円、これからですね、太宰府市の一般会計から繰出金が12億4,300万円、これは地方交付税がですね、9億6,400万円返ってくるわけですけど、それを引いても法定外がですね、太宰府市の一般会計から約2億8,000万円ぐらい出ているわけですよ。やはり本体の方が下がればですね、太宰府市の繰入金もおのずから下がるんじゃないですか。そういったね、そしてそれをやっぱり多くの太宰府の市民のために、今こういう時代ですから、こういう厳しい時代ですから、そういったところをですね、うんとやっぱり職員の皆さんは襟を正して頑張るべきじゃないかと、私はそういうふうに思っています。まだまだ、今日はですね、こんなに資料があるんですよ。これを言いたいけど、今日はですね、私はもうやめます。また、次の機会に質問をさせていただきます。

部長、今、私はですね、申し上げましたとおり、一日も早くとにかく頑張るように、ひとつよろしくお願いを申し上げますして私の質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の個人質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は3月15日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後6時58分

~~~~~